

國の衝突は當然の歸結である。日本の滿洲に於ける特殊地位は極めて大なるもので、一國が隣邦の領土内に斯かる廣汎なる政治經濟上の特權を有した例は、世界何處にも見ざる所である。この事態が若しも自由意志に基き、且つ慎重熟慮の結果生じた緊密なる政治經濟的協力の表現であつたならば、紛争を醸すことなく之を持続し得られたであらうが、之等の條件を缺くに於ては紛議衝突を起すは必然である。

二、根本的利害關係の衝突

支那人は滿洲を指して日露兩國に備へる國防の第一線で、且つ支那の穀倉であつて又過剰人口の移住地と考へて居る。従つて滿洲を支那本土より分離せしめんとする企圖に對しては反對する。之に對し日本の滿洲に於ける利益として擧げられるのは、將來支那の強大となつた場合、及露國に備ふる場合の戰略的重要性、滿洲に於ける日本の特殊地位の二つを擧げてゐる。後者は愛國心、國防上の緊要、特殊條約上の權利等の觀念が混然融合して成立したもので、關係條約協定の法律的解釋より遙かに廣汎であるから、日本政府の用ふる「特殊地位」なる外交用語は、外國人にとつては曖昧且つ了解し難きものである。

日本は嘗てこの特殊地位を列國に承認せしめた時代もあつたが、その多くは既に廢棄其他の方法で消滅してゐる。九ヶ國條約は之を示す一例である。然るに日本人は未だに其主張を捨てない。従つて支那の國權恢復の翹望とは兩立しないのである。

三、滿洲に於ける日支鐵道問題

滿洲に於ける鐵道は政策的に建設されたもので、經濟開發に全能力を發揮したのではない。要するに日支競争の結果發達したのであつて、鐵道政策上何等の統制がない。滿鐵は鐵道、鑛山、學校、研究所其他の文化施設をも建設して滿洲の開發に貢献してゐるが、之は日本政府の企業で「特殊使命」の遂行を經營の基調としてゐるから、純粹な經濟的企業ではない。

一九二四年滿洲官權が鐵道の重要性を自覺して以來、紛争は尖鋭化し、軍事上經濟上の意味が加重され、學良の政策は滿鐵を中心とする日本の獨立的膨張的政策と正面衝突をなすに至つた。

並行線問題は今回の事變に於て、日本が兵力使用の理由とした「條約上の權利侵害」の一としてあるけれども、正式條約の何れにも此問題は存在しない。

唯一九〇五年十二月四日、北京會議第十一日の議事録に記載してあるだけで、之が議定書と稱せられるとしても正式約定の効力を有し、無期限無條件に支那側を拘束する言質か否かは、公正なる司法裁判所の判定に俟つべき性質のものである。

- 四、二十一ヶ條及公文問題の説明(略)
- 五、在滿鮮人問題、間島問題
- 六、萬寶山事件 朝鮮に於ける反支暴行事件
- 七、中村大尉虐殺事件 が問題となつた昨年八月頃は、兩國の關係が極度に緊張してゐた。唯懸案三百とか、平和的解決手段を盡したとか稱してゐるのは認める限りではないが、双方共に相手國の不信を確信し、強き不満を抱いてゐたのである。日本側は長期に亘る解決遅延で忍耐し切れざるに至り殊に軍部は強硬策を主張し、在郷軍人會は輿論を昂揚せしめ、九月には中村大尉事件を焦點として一般の對支感情惡化し、實力解決は相言葉となつてゐた。

第四 九月十八日事件

調査團は九月十八日夜の日本の軍事行動は、正當なる自衛手段と認め得ない、しかし現地に於ける日本將校が自衛の爲め行動しつつありと信じつつあつたのであらう。といふ假説を排除するものではな

第五 上 海

調査團は正式に上海事件は調査しなかつた。

第六 滿 洲 國

第一節 建 國 過 程

事變直後奉天其他の都市の行政組織を日本軍は急速且つ手際よく恢復し、奉天、吉林、黑龍江各省行政組織漸を追ふて復活し、最後に之等地方自治組織を統合して新國家の建設に迄進めた。新國家建設に主として貢献したのは自治指導部であつて、該組織は支那人を長とするけれども日本人を幹部とし、關東軍司令部第四課に隸屬する一機關として活動したものである。之等日本人指導の下に各地に獨立運動を起し、傳單、演說會、示威運動等で氣勢を揚げ、最後に奉天に全滿洲大會を開いて各地の代表者を集め宣言及決議をなし、宣統帝を第一回大統領に選任して、茲に所謂滿洲國を出顯したのである。

九月十八日から新國家建設に至る迄日本軍憲の執つた行政上の措置は、單に一時的軍事占領以上の

目的を懐いたもので、嘗て滿洲に於て耳にした事のない獨立運動は、日本軍隊の存在で始めて可能となつた。此獨立運動は日本に於ける新政治運動と連絡のある日本軍人、文官の手に依り事變後の滿洲問題解決方法として考案、組織、遂行せられたものである。其目的のため若干の支那人の名を用ひ、又舊政權に不満を抱く少數民族を利用したものである。又日本參謀本部も當初から、或は事變後間もなくから、此獨立運動の利用すべき所以をさとり、之に幫助を與へ若くは指導したのである。

之を要するに新國家成立の要因中最も有効で、之なくしては不可能であつたと斷ずるのは日本軍の存在で、他は日本文武官の活動である。之故に滿洲現政權は純一にして自發的な獨立運動の結果と看する事は出来なう。

滿洲國代表者は調査團に對し「日本の援助により平和秩序を恢復し得べく善政を布き、匪賊を平げ軍費を減少し、税、交通機關改善、參政權擴張等に依り漸次民心を收攬し得べし」と云つてゐるが、建國日猶淺いと云ひながら今日迄に實行した各種施設を考慮に入れても、新政府が掲げる幾多の改革案を多く實施し得ようとは思はれぬ。一例すればその豫算、幣制改革の如きは極めて困難であらう。現在の不安混亂裡に改革を行ひ、秩序を恢復し繁榮を招くのは覺束なからう。

第二節 滿洲住民の意嚮

調査團は千五百通餘の滿洲住民よりの書面を受けたが、此内二通を除く他は全部日本及滿洲に極度に敵意を表白したもので、何れも自發的意志表示のように思はれた。

各種團體からも陳情書を受けたが、之は日本人が作製し又は修正したものと告白した者もあり、概して豫め日本側の承認を得たる跡顯著である。

又委員の窺かに會見した官吏、實業家、商人、農民等は何れも新國家に敵意を有するもの多く、只少數民族たる蒙古人、朝鮮人、白露人は悦服してゐる様である。

大體に於て在滿支那人は新國家を以て日本の傀儡と看做し、之に對して一般に好意を有するものと認め得ぬ。

第七 日本の經濟的利益及支那人のボイコット

支那にとつても對日貿易は重要であるが、對支貿易が日本にとつて重要である程度は、その投資の大なると共に支那の比ではない。だから日本が經濟上支那に依存すること、支那が日本に對するよりも大である。従つて日支紛争による經濟上の日本の被害は支那よりも大きい。

ボイコットは數世紀以來支那に慣用されたものであるが、現在に至り國民主義と結合して政治的武器として排外ボイコットの形式に進展し、以來國民的ボイコットと稱し得べき大規模のもの今日までに十回を算し、内九回は日本に對するもので、之等ボイコットは内容方法が年と共に過激となり、日本の受けた物質的實害も相當大きい。日支關係に及ぼした心理的影響も之に劣らず大きい。近年日支關係を著しく悪化した諸原因の一つである。支那ではボイコットを民衆の自發的運動と稱してゐるが、調査團の見る所に依れば、民衆的ではあるが、同時に組織せられ、統制せられ、命令せられ、且つ脅迫的方法に依り強行せられ、その運動實行方法等に就ても不法行爲が行はれ、官憲も法廷も之を禁壓し得ない。ボイコットの支配勢力は實に國民黨である。國民黨は政府を造るものであるから、黨と政府との責任の限界は複雑である。

第八 滿洲國に於ける經濟上の利益

- 一、南滿に於ける日本の投資は滿鐵を中心とし遙かに列國を凌いでゐる。
- 二、過去の經驗に徴し滿洲は日本人の移民には不適當である。
- 三、日本は將來米の需要増大を來した時には之を滿洲に仰ぐであらうが、その爲に巨額の費用を濫

濫に投ぜねばならぬ。

四、滿洲の資源を利用して日本重工業の獨立を期せんが爲めには更に一層巨費を要すべし、國防上必須の鐵、石炭、石油等を供給し得るも、經濟上有利なりや否や疑問であるが、財政的犠牲を拂つても東三省産物を確保し、金屬工業の獨立を日本は期するだらう。

五、滿洲は日本製品の良市場であるが、從來上海は大連以上に重大であつた。又日滿經濟ブロックの思想が盛んに論議されてゐるが、米國、加奈陀、支那、印度等は遙かに滿洲以上重大なる價值を有するから斯かる思想は實行の餘地がない。

六、支那の滿洲に對する經濟的關係。

滿洲と支那との關係は今日猶經濟的と云ふより、人種的社會的である。現在滿洲人は主として新たに移住して來た支那人である。この移民が支那の郷里と密接な關係を保つてゐるのは、年々巨額の送金を爲しつつあるに徴しても之を窺へる。滿洲の支那人の社會的經濟的組織は支那から移植したものである。

第九 解決の主義及條件

日支紛争は世上往々説かれるやうな單純なものではなく、極度に複雑してゐるから、一切の事實、歴史的背景を熟知するものにして初めて意見を述べる事が出来るであつて、本件紛争は「聯盟規約所定の紛争解決方法を豫め盡すことなく、一國が他國に對し戦争に訴へた」といふが如きものでない。又滿洲の特殊事情に鑑みれば一國が兵力を以て他國々境内に侵入したりと云ふが如き單純なる事件でもない。

支那は法律的には滿洲を領土としてゐるが、事實上は自治の状態にあり。加ふるに日本は鐵道及鐵道附屬地を有し、之に守備軍を置き、その臣民に付て警察權裁判權を有すると云ふが如き特殊なる事は他に例のないことで、之等の事實を考慮せずして問題は論じ得られない。

本委員會は正義と平和に合致する方法にて、滿洲に於ける日支の利益を保障する爲めの示唆を聯盟に提示して其使命を終へる事にする。

(一) 單なる原狀回復の如きは、理論に趨り現實を無視するもで紛糾を繰り返すのみ、何等問題を解決する所以ではなし。

(二) 滿洲に於ける現政權の維持承認も、又満足なるものではない。右は國際義務の根本原則、極東平和の基礎たるべき日支間親善と兩立しない。

結論として満足すべき政治態様は、現存のものに何等過激なる變更を加ふることなく發展せしめ得べく、之が準據となる一般的原则として左に十項を擧げる。

- 一、日支兩方の利益と兩立すること。
- 二、第三國たる蘇聯邦の利益をも考慮すること。
- 三、聯盟規約不戰條約及九國條約の規定に合致すること。
- 四、滿洲に於ける日本の權益は無視し得ざる事實で、如何なる解決も之を承認し、且つ日本と滿洲との歴史的關聯を考慮に入れなければ満足すべきものではない。
- 五、滿洲に於ける日支兩國各自の權益及責任を明確にするため新條約を結ぶこと。
- 六、前項に附屬して小紛争解決のため有效なる規定を作ること。
- 七、滿洲の政治は支那の主權を害せず、而も同地方の特殊事情に適應する様工夫された廣汎な自治體にすること。
- 八、一切の軍隊を撤去し、滿洲内部の秩序は滿洲の憲兵隊に依り確保し、外部の侵略に對する安全は關係國間の不侵略條約締結により之を期すること。
- 九、日支間に新通商條約を締結し通商關係を衡平なる基礎に置き、政治關係改善と相應する如くすること。

十、前記諸條件は支那に強固なる中央政府なくしては實行し能はざるものであるから、孫逸仙の考へた如く支那の内部的改造に漸次國際的協力を與へること。

第十 理事會に對する提案

東三省に特別行政機構を設定する爲の具體案審議の諮問會議を招集すべし。右會議は日支兩國政府の代表者並に滿洲住民の代理者二名を以て構成すべく、當事國の同意あらば中立國オブザーヴァーの援助を受くることを得べく、若し會議に於て協定に達し得ざる點あらば理事會に提出すべし。

會議の開催と同時に日支相互の權益に關する別途商議を行ふべし。以上審議及交渉の結果は次の如き四個の文書に作成すべし。

- 一、特別行政組織を構成する旨の支那政府の宣言。
- 二、日本の利益に關する日支條約。
- 三、調停、仲裁裁判、不侵略及相互援助の日支條約。
- 四、日支通商條約

而して右の特別行政組織には、外國人教官の協力を以て特別憲兵隊を組織し、右憲兵隊は東三省に於

ける唯一の軍隊たるべく、完成の曉には日支双方の特別警察隊、鐵道守備兵、其他總ての軍隊は東三省より撤退すべきものとす。又自治政府の行政長官は外國人顧問を任命すべく、その内日本人が充分なる割合を占むることを要す。又聯盟理事會の推薦を以て警察財政の二監督のため外國人を任命すべし。又國際決済銀行理事會の推薦を以て、一名の外國人を東三省中央銀行總顧問に任命すべし。

(二) リットン報告書に對する帝國政府意見書(概要)

緒論

帝國政府は國際聯盟調査委員會の多大の努力に深く感謝する。只調査期間短かかりしが爲め委員會の得たる印象は皮相に止まり、且委員會に提供された證據の評價と取捨とに過誤があつたと感ずるものである。權威ある公の材料の外に新聞記事、個人通信及私的談話に其斷定の基礎を置いてゐるが、斯かる雑多な證據に何程の價を認むべきであらうか。而して此種の證據は日本に不利なる場合にのみ用ひられ、殊に九月十八日事件及滿洲國成立に關する部分に顯著である。其結果、前者の場合に於ては日本軍行動の動機に對する根本的誤解となり、後者の場合に於ては滿洲統治の將來に關し報告書の

他の部分の趣旨とも又現實の事態とも一致せざる提案となつた。

第一 支 那

1、一般的考察

「支那は組織ある國家に非ず」「支那は混沌驚くべき無政府の状態にあり」といふが如き敘述を委員會は意外とし、華府會議の當時に於ても支那は著しく紊亂して居たに拘はず「會議參加國は何れも支那に對し右の敘述と全く異りたる態度を執つた」ではないかと指摘してゐる。然し當時も紊亂して居たにせよ、今日の支那の紊亂は一層甚しいものがあり、南京政府に服せざる國內各派は何れも自派の手によつて支那を統一せんと夢想してゐるが、之を以て報告書の想像するが如く、支那は統一ありとは云へぬだらう。

華府會議の當時は、支那の統一及平和は必ず失望すべきではなかつたが、其後の事態は右の希望を裏切つて、諸將領の鬭争は一種の風土病の如く全土に浸潤し、事態は今や同會議當時とは全く一變し形勢は絶へず所謂「崩壊力」に左右せられてゐるのである。然るにも拘らず「事實に於て相當の進歩が遂げられた」との意見は了解に苦しむ所である。

ロ、支那に於ける排外運動

報告書はボイコット及び諸學校に於ける排外教育を分離して論じてゐるが、右は根底に於て同一なる排外精神の表示であることを明かにしなければ、正當なる理解に到達しないであらう。

ボイコットに關する報告書の説述に帝國政府は同意を表するが、ボイコットの責任者たる國民黨は歐米の語義に於ける單なる政黨とは異り、支那の組織法に基く國家機關であつて、之が行爲に對しては國民政府が責任を負ふべきものである。

第二 滿 洲

1、一般的考察

滿洲が本來必ずしも支那の一部に非ることを委員會は認識しなかつたが、帝國政府は滿洲が支那と結合したのが寧ろ一時的且偶發的であると思考する。南京政府顧問たりしエスカラ氏も其著書に於て兩者間の連結は滿洲人が支那の帝位を占めた事實に基因する人的連繫で、右連結の基礎は帝政崩壊と共に消滅し、共和國は斯かる連結を強むる手段を構じたる事なしと論じてゐる。袁世凱の死後統一共和國の没落と共に支那に於ける政治の統一制は全く崩壊し、次で幾多の政府が樹立され最後に南京に

一政府の設立を見、列國は之を正當政府と承認したが、此承認と云ふ事實は、決して同政府に滿洲の支配權を附與したのではない。

報告書は張家の下に於ける滿洲が、如何なる支那政府にも全然服従せず、且毫も其干涉を受けなかつた事を明示してゐる。然るにも拘はらず、一方に於ては「支那より獨立せんとする意圖を抱いて居たものではない」と矛盾した説述をなしてゐる。

ロ、張家の税政

委員會も張家の税政は不十分ながら之を認めてゐる。而しその敘述は努めて文言を和けてゐるもの、滿洲の人民が官憲及軍閥の壓制に呻吟し苟も機會だにあらば敢へて「日本側の使嗟」を俟つ迄もなく、その桎梏を脱せんと欲してゐた状態は想見するに餘りあるものがある。

ハ、日本の特殊地位

滿洲に於ける日本の特殊地位を、一種不可思議なものやうに解するものが多いが、實際は頗る簡単で、條約上有する各般の特殊權利の總和に、接壤關係及地理的歴史的關係より生ずる自然の結果を加へたものに外ならぬ。日本が斯かる特殊地位を有すればとて、之に依つて滿洲の行政に概括的干涉權を獲得した次第ではない。只軍事的行動を受けた場合には直ちに反撃を加へて自己の防衛に努めざるを得ないといふだけである。

報告書は右の特殊地位が「支那の主權に抵觸する」と述べてゐるが、之は事實に反してゐる。主權を行使して、特定の權利を他に許與するは何等其主權と抵觸するものに非ず、却つて主權を有する事實を表示するものである。蓋し之れ既に定説である。唯之れがある爲めに何れかと云へば自衛行爲發動の行使は「カロライン號事件」の示す如く、如何なる強國と雖も免れ得ざるものである。

報告書は南滿洲鐵道が日本の管理經營下に文化の發達に貢献した功績を認めず、却て支那民衆の流入による滿洲の開發に重きを置いてゐる。然し、支那人の流入は報告書の云ふ如く支那の政策によるものではない。日本の存在により同地方が戦禍を免れてゐたからである。又此移住者とその郷里との非政治的・非經濟的連鎖が、政治上大なる影響があるが如くに論ずるのは、頗ぶる了解に苦しむ所である。

ニ、日本の地位に對する侵害

報告書は滿洲に於ける日本の企業及施設に關しては餘り述べてゐないが、支那側が攻撃目的としたのは實に是等の企業及施設であつた。報告書は南滿洲鐵道に對する包圍政策土地商租及其他の條約の權利の行使に對し加へられた妨害、日本民衆に朝鮮人に對し加へられた壓迫、中村大尉の殺害等の事

項を断片的のみ取扱つて居るが、之は一括して其の因て起れる根源が滿洲に於ける日本の權益を根絶せんとする支那の決意に存したことを示すべきであつた。之は九月十八日事件の起源を示す頗る重大なる點である。

報告書は「第二」に於て日本の地位に對する各種の攻撃に關し、良く其一般を述べてゐるに拘はらず之を其儘抛擲し、「第四」九月十八日事件の原因記述に際し、何等彼此對照せざるは極めて遺憾であつて、事件の背景は全部切離され、支那の侵略的決意を示すべき證據は一切無視せられ、却つて日本が積極政策を採用せんとした理由と稱して種々の臆測を羅列して居るのである。その結果九月十八日事件の原因として日本の國內不滿を掲げたものである。

帝國政府は當時あらゆる方法によつて形勢を緩和し、武力に訴ふる必要を除かんと努めたのであるが、張學良軍内に瀰漫した傲慢暴戾は實例の示す如く夥多頻發したのである。日本軍北大營進入の當時營舎壁上に發見した「看哪！ 營垣西邊的鐵道」なるピラの如き這間の消息を語るものである。九月十八日の爆破事件が實に此地點に於て、是等の如き兵士に依り行はれたのは洵に故ありと云ふべきである。

第三 九月十八日事件

帝國政府は、帝國軍事當局の説明が全然正確であると主張するものである。報告書の如き結論は、日本側或は支那側の何れの説明からも歸納し能はざる結論であつて、思ふに外部の情報に基いたものであらう。その結論は九月十八日夜に於ける爆破の事實は認めるが、其損害は輕微であるから、之のみでは軍事行動を正當とするに足らずと附言してゐる。報告書は當時の異常なる緊張状態を認めながら、是を考慮に入れず、更に日本軍が斯の如き事態に備へる爲め、豫め計畫した事實を曲解してゐる。日本軍が斯る計畫を有したのは固より事實で、若し無計畫ならば之は重大なる職務懈怠である。數に於ては二十對一の優勢を示し、且飛行機其他莫大な軍需品を有する支那軍隊に對峙する日本軍が、命令一下殆んど自動的に遂行出来るやうな計畫を持たなかつたならば、忽ちにして敵軍に壓倒せられるだらう。従つて右の如き計畫が存在し、右計畫が迅速且正確に實施されたのは事實であり、又極めて當然である。

報告書は「同夜に於ける日本軍の軍事行動は正當なる自衛手段と認むることを得ず」と附言してゐるが、斯かる無稽なる意見を帝國政府は斷じて受諾し能はぬ。戦争抛棄に關するブリアンケロッグ條

約に於るけケログの聲明（自衛の爲め戦争に訴ふるを要する情勢にありや否やを決定する権能を有するは各國民自身なり）に徴しても日本の軍事行動が適法であつたか否かを決定する権利は、全然日本政府に屬するものである。

要するに日本軍一切の行動は、支那側攻撃の場合に備へて慎重準備された計畫の實施に伴ふ當然の結果であつて、何等自衛の範圍を出たものではない。而して帝國政府は右の行動が果して必要であつたか否か、或は妥當であつたか否かに付ては一切外間の論議を許さぬものである。

第四 新 國 家

報告書は「九月十八日以前の狀態に復歸せしめる事の不可なると同様に、滿洲現政權の存在及承認も亦均しく不満足なるべし」と述べてゐるが、右は實證ある事實を無視した結論である。不明な人物の意見に傾聴し、且出所曖昧又は不明なる書信に信を置いて、帝國政府の嚴肅なる聲明に耳を藉さず、又帝國政府の提供文書の價值を認めなかつたのは委員會のため甚だ惜む所である。

1、滿洲國の成立

「一九三一年九月以前にありては、滿洲の獨立に關して曾て聞く所なし」との報告書の論斷は事實に反してゐる。前述の如く滿洲は地理的歴史的に終始支那本土と分離した一特別地域であつて、支那共和國は未だ曾て滿洲を支那本部に合併する實力を持つた事なく、又張作霖は少くも二回に亘り滿洲の獨立を宣言してゐるのである。張父子の野心と冒險とは之が經費捻出の爲の秕政と相俟つて、所謂保境安民運動となり、斯かる運動が轉じて、名實共に完全なる獨立への希望と變じたのは極めて自然である。此運動は歴史的事實であつて、その指導者は王永江及于沖漢であつた。九月十八日以後自治指導部の組織者となつたのは實にこの于沖漢その人である。右の如く滿洲を支那本部より切離し、張家の秕政より脱却するのを目的とした明確な運動の存在した事實を報告書は閑却してゐるのである。新國家の成立が日本人によつて着手、組織、遂行せられ、九月十八日以後に於ける日本軍司令部の行動は政治的色彩顯著で、且つ東京參謀本部は之を指導援助せりと斷言してゐるが、事實は全く之に反してゐる。

事件後學良配下の者多數逃亡するや、各地の行政作用は地方有力者の手によつて行はれ、日本軍は之を歓迎し援助した。結局之等幼稚な行政組織が結合して、地方、省、及國家的團體を形成するに至つたのは甚だ自然的であるのみならず、極めて有益であつた。斯る團體が更に發達して眞の國家を成立せしめたのは敢て異とするに足りない。此間何等日本側の使嗾を想像すべき理由も、必要もない。

張家を排除するせんとする運動は既に存在し、右運動は支那との結合を否認する運動に轉化し、同時に存在してゐた清朝復辟運動とも融合したのである。報告書自体も地方、省、及び國家獨立運動が何れも支那人、滿洲人又は蒙古人有力者の事業であつた事を認めてゐる。右に關しては單に趙欣伯、謝介石、于沖漢、臧式毅、熙洽、張景惠等の名を擧げるだけでよからう。新國家の胚芽たる東北行政委員會を構成したのは支那人、滿洲人、蒙古人のみであつた。然かも獨立運動は早くも既に九月二十六日以前に實行されてゐたのであるから、日付から見ても日本官憲が組織し或は使喚する事が不可能であつた事がわからう。右は從來閉息してゐた住民首腦者の要望が、呪ふべき張政權の消滅を機として、自然に活路を見出したものと見るのが最も正當である。

帝國政府乃至日本參謀本部は是等根本の思想に對し、何等聲援を與へた事實がない。却つて幣原外務大臣及南陸軍大臣は、共に九月二十六日付の訓令を以て、滿洲に於ける新政權樹立運動に日本人が關與する事を嚴禁してゐる。是等の訓令に従つて、日本文武官憲は何れも關係を避けなければ、獨立運動が支那人、滿洲人、蒙古人間に確立された上からには、日本側も之を無視する事は出来なかつたのである。自治指導部が支那人の管理下にあつたに拘らず、報告書は之を以て關東軍司令部の一機關としてゐるが、之は單に支那側覺書中の誣説を其儘繰り出したもので、報告書は「信賴すべき」證

人も之を裏書してゐると述べてゐるが、その何人なるかを示してゐない。何れにせよ全然事實に反してゐる。

報告書の言の如く此種運動は、日本軍隊が存在しなかつたならば遂行不可能であつたかも知れない。然し日本軍隊の存在は正當なる自衛權の行使に基くもので、其結果發生した事態を若し獨立運動が利用したからと云つて、之によつて同運動が自發的であつた事を妨げはしない。他の諸大陸に於ても外國軍隊の存在せる際、獨立が宣言された事例が多々ある。而も之が爲めに右の獨立が問題とされた事は嘗て耳にしないのである。

滿洲國現政府を自然的且自發的運動の成果でないといふのは、滿洲國の提出せる證據を一切無視したものである。帝國政府は滿洲獨立運動が純正にして自發的であると共に、民意に合し且つ自然なものであつた事を茲に確信を以て再言する。舊帝室領土は今や往時の統治者の後裔を元首と仰ぎ、横暴なる舊軍閥の壓制と支那本部の無政府状態とより離脱せんことを期してゐる。此合理的且つ自然な處置を何が故に日本の策動に歸せんとするのであるか、帝國政府の最も諒解に苦しむ所である。

□、滿洲國住民の態度

報告書のこの部分で最も奇異に感ずるは、千五百五十通の素性の知れぬ支那人の書翰に對して多大

の信用を與へたこと、竝に公の覺書と諸種の責任ある團體の請願及宣言に重きを置かなかつた點である。

熾烈な支那側の宣傳にも拘らず、滿洲住民中新政權に反對の書翰を發したものが、二萬人中一人の割合であつた事は寧ろ意外であつて、右の事態は却つて新政權に有利なものと云はねばならぬ。滿洲國に熱烈なる賛意を寄せる諸種の會合及代表團體の提供した歴然たる證據は、滿洲國に有利なものであるが、報告書は之を日本側の策動として却下してゐる。然し乍ら搾取、壓迫、欺瞞政治の犠牲となつて來た人民が、少くとも彼等の勞働の成果を保證する新政府を是認するのには、日本側の脅迫乃至買収は何の必要があらうか。

幸にして事實は報告書中の不利なる描寫よりも遙かに好望で、滿洲國反對者の努力にも拘らず、人民が新政府に對し引續き歓迎してゐるのは顯著な事實である。蓋し新政府は清朝覆滅以來滿洲地方住民が初めて享受した文治的政府であつて、現在の支那を支配してゐる軍閥獨裁政治に比し極めて顯著な對照をなすものである。

ハ、滿洲國の組織及將來

報告書は「滿洲國政府が企畫せる改革を多く遂行し得べき何等の徵候を存せず」と斷言し特に豫算

制度及貨幣制度に疑念を抱いてゐる。之は「第一」に於て支那側の何等実績を挙げ得なかつた企圖及び計畫を稱揚した態度と、著しき對照をなすものである。而しながら實際に於ては、滿洲國はその豫定計畫を着々と實施し來つて居るのである。

財政状態は自一九三二年七月至一九三三年豫算に於て、歳入一億百萬圓、歳出一億一千三百萬圓を算し、一千二百萬圓の歳入不足を示して居るが、一方には一千五百萬圓の豫備費を計上してゐる實状である。之に遡る建國當初の四ヶ月間は、收入九百三十萬圓支出九百十萬圓で、收入超過を告げ、財政は満足すべき状態である。

中央銀行は充分なる資本金を有し、その紙幣は本位價值を維持し通貨は安定し、その流通は極めて順調であつて、張家時代の實情に對し顯著な對照をなすものである。滿洲國は輸出超過國で多額の銀の流入を見るからその貨幣價值を維持することは極めて容易である。

第五 結 論

第一、支那は革命以來現に混亂状態を繼續してゐる。従つて鞏固且永續性ある中央政府實現の時期は到底豫斷する事が出来ない。

第二、右の結果支那は外國人の生命財産に對し充分なる保護を與へ得ない。
 第三、従つて諸外國は租界駐屯軍、内水に於ける軍艦の常駐、治外法權等、世界の他の部分に類を見ざる權力特權を繼續行使するのである。

第四、支那に利益を有する諸外國は、支那の無政府状態及排外政策により均しく被害を受け、就中最大の被害者は日本である。

第五、日本の滿洲に於ける地位は、世界の他の部に比類なき例外的且特殊のものである。

第六、右の特殊地位の覆滅を目的とした侵迫は頻繁熾烈であつて、此形勢を緩和せんとした日本側百方の努力にも拘らず、由々しき緊張状態を招來してゐたのである。

第七、事件は右の如き緊迫せる空氣の裡に起つた。爾來の日本軍の措置は何れも自衛權範圍を脱したるものではない。日本と同一狀況に置かれたなら、他の如何なる國家も同一行動に出でたであらう。

第八、滿洲に於ける獨立運動は、その地理的歴史的の地位と、張政權の暴政から出發し、之が復辟運動と結んだもので、滿洲人の自發的行爲に基くものである。従つて滿洲國の建設に對し日本の取つた態度も正式承認も、何等國際約定に反するものではない。且既述の如く滿洲問題の複雑變

則的特性は普通國際問題に對する一般的方式を其儘應用することを困難ならしめてゐる。

又、「第九」中の原則十は支那本部の國際管理に終る虞れがある。同様に「第十」中の滿洲に關する諸提議も亦之れ滿洲の假裝的國際管理を來し、日滿兩國の均しく受諾し得ざる所である。之に加ふるに之等組織は餘りに精微煩雜に過ぎて極東現實の事態には適合しない。軍備を撤廢して國際憲兵隊のみで平和と秩序とを維持せんとするが如きは、現實の事態に全然適合せざるもので、恐らく歐洲に於てさへ實現不可能な案であらう。

如何なる見地に立つて見ても原則十の示す如く、是等原則殊に四至乃九は、「支那に於て鞏固なる政府なくしては」を適用する事不可能である。然も國際協力なくして、此の如き鞏固なる中央政府を實現する事が不可能なりとすれば、右國際協力が國際管理の形式に墮するに非る限り殆んど之を想像し得られないのである。何れにするも斯かる支那の再建は長日月を要し、其間日本は拱手して待つ事は出來ない。

叙上の如くであるから苟も現下恢復の途に在る平和と秩序とを破壊する虞れあるものは、如何なる案と雖も要するに新たなる紛争と困難とを招來するのみである。果して然らば切めて滿洲の事態のみの安定にでも努めることこそ眞の經綸に非ずや。又過去二十年の永きに互り支那の再興に多大の忍耐

と同情とを表示した世界は、宜しく滿洲新國家に對しても理解と希望とを以て迎ふべきではないか、滿洲に於ける平和及善政は支那に對し好箇の指範を示し、同國の態度に好影響を與へ、その結果内外政策健實化し、支那國民に幸福を齎すは固より、列國も亦之が惠福を頒つべきこと、疑を容れざる所である。

(三) 聯盟臨時總會に於ける松

岡代表の勸告案反對演説

議長竝に紳士諸君、

一、日本代表部は總會に對し十九國委員會によつて作成せられたる報告書草案に同意し能はず、從つて之を受諾し得ないものであることを通告するものである。日本政府が該文書に對し慎重且つ眞摯なる考慮を與へたるものなること茲に日本政府はこの結論に到達したることを深く遺憾とするものであることは予が茲に贅言する迄もない。

二、報告書草案全體を通じて看取し得る顯著なる特色の一は十九國委員會が極東に於ける現實の事

態、類例なく且つ驚愕すべき事態の中に置かれたる日本の立場の困難、並に日本の行動を餘儀なくせしめつゝある窮餘の目的を理解し得てゐない點である。

三、過去二十年間以上に亘り支那はその國民に災厄を齎らした一の革命時代を經過して來た。數千萬の人民は共殺的内亂、壓政、饑饉竝に洪水の結果、その生命を失つた數億の人民は慘苦と絶望との裏に投ぜられた。共產軍は南京政府の統制下にある領域よりも更に廣大なる領域に亘つて暴狂ひ、混亂の状態が全國に猖獗した。支那國民の間に於ける斯の如き災厄と悲惨とは到底西洋諸國に住む通常男女の想像し能はざる所である。然も此破局の終末は今尙ほ豫見さへなし得ないのである。何人もこれが何時迄で續くか豫見する事は出來ない。

四、極東に於ける紛亂の根本的原因是支那の無秩序状態であり隣人に對する諸義務を認めることのない自己意欲の驚くべき放恣である。支那は永く主權國家としての國際的諸義務を怠つて來た。而して日本は支那の最も近き隣人として其點に於ける最大の被害者であつた。

五、革命の勃發以來支那は多數の部分に分裂し清朝の治下にあつて大清帝國の屬領と稱せられた所は全部共和國の羈絆から脱した。此等の舊屬領中いづれに對しても支那ははや如何なる統制をも有せざるに至つたのである。例へば西藏は獨立し、支那領トルキスタンは完全に支那本土との接觸から切

放され、外蒙古は數年前ソヴェイト聯邦の一部となつた。唯滿洲のみが昨年まで支那の一部——支那の名目的主權の下に於ける或る程度の接觸と聯繫とによつて其一部となつて居たのである。滿洲が支那の完全なる主權の下にあつたといふのは、現實の且つ歴史的の事實を歪曲するものである。今や滿洲は支那を離れ獨立の國家となつた。

六、支那は廣大な國であるが、それは決して西洋國民が用ゐる言葉の意味での國民若しくは國家でない。支那は予の嘗つて云へるが如く歐羅巴よりも大なる國である。それは歐羅巴に於ける諸政府と同じく多數の政府をその國土の中に有する一の地域であり、歐羅巴に於けると殆んど同じく多數の相異なる人民の集團が、殆んど同じく多數の互に相理解し得ない方言を使用しつゝある地域である。これ即ち支那が其大きさに拘らず、又その多數の執政者が有する各軍隊に、驚くべき多數の兵士を有するにも拘らず、今日自國を防衛し得ず、且つ其開港場の内外に駐屯する國際軍及び楊子江の外國海軍及軍艦を、自己の希望する如く驅逐し得ない一の理由である。これ等の兵力は予が嘗て述べた如く決して日本兵力ばかりでない。それは英國、米國、佛國、伊太利其他の兵力である。此等の兵力は支那中央政府に對して派遣せられてゐる自國外交官の生命を保護してゐるのである。約五年前此等兵力の一部即ち英國及び米國の兵力は、支那の首都南京に於て支那政府軍によつて襲撃せられた自國公式代表の生命を救

ふために行動を執るの餘儀なきに至つた。しかし乍ら暫くの間——現在の所——他の外國人に對する敵對は衰へてゐるのである。それは或る一定の目的の下に差控へられてゐるのである。我々は今不平等條約取消に對する支那の決意について聞く所がない。何故であるか、一九三一年九月以前に於ては猛烈に且つ公けに行はれてゐた。此排外煽動が何故に突如として終りを告げたのであるか、答は明瞭である。予は之に答へる必要を認めない。支那は未開國である。不統一と災厄の驚くべき状態にある國である。リットン調査委員會も報告せる如く世界の平和に對する一の問題である。

七、支那と今一つの大國——予はソヴェット・ロシアの事を云ふのである。——の傍に日本がある。それは比較的小さく且つその巨大なる二隣邦のいづれとも甚しく異なる國である。これ等隣邦の過去二十ヶ年に於ける状態は、我々日本人に對して深甚にして且つ憂慮に滿ちた關心を懷かしめた。我々の憂慮は未だ終つてゐない、我々は暗澹たる未來を見、しかも前途に何等の確たる光明も認め得ないのである。

八、日本は混沌たる支那の傍らに已むなく位し忍耐を續けざるを得なかつた。そして多年に亘り辛抱強く支那に對して有する多くの苦情を有效的方法によつて解決せんと努めたのである。日本は自國民の一部に於ける激しい非難を冒してさへも、此和協の政策を執つたのである。滿洲が法と秩序との

又平和と豊饒の國土となり、晉に東亞に對してのみならず世界全般に對しても利益ある國土となるべき事は、日本の希望であり。且つ決意でもあつた。此目的を達成するために日本は永く支那と協力する用意を有し、且つ此協力を求めた。而も多年に亘つて求めたのである。而しながら支那人は我々の友誼と援助の申出を受諾しようともせず、却つて絶えず障礙を起し、不斷の困難な事態を醸し出した近年——特に國民黨及び國民政府によつて排外感情が故意に發展せしめられて以來——この反對は愈々強化せられた。我々が忍耐を示せば示す程、反對は熾烈となり、遂に堪へ得ざる點にまで到達したのである。支那は我々と中道にして我々と折れ合ふことをなさず、却つて我々の此態度を以て弱さの象徴と看做した。支那人は日本人を以て純然且つ單純なる侵略者なりと非難し、一切の歴史的背景を無視して宛かも日本人が滿洲に留まる何らの理由も存在せざるが如く、日本人を滿洲より驅逐すべく日本は最早や滿洲の開發に參與すべからずと主張し始めるに至つた。斯る支那人の心理状態に基いた問題にならない態度及び暴力運動こそ、結局遂に發生するに至つた事件の原因となつた紛議の眞の根底に積つてゐるものである。日本の忍耐と和協の政策は失敗に歸した。

九、日本が滿洲に對して付してゐる重要性に就ては、余は今更ら贅言するを要しないであらう。聯盟總會は今日迄に日本が此地域に於て經濟的並に政治的に必要としてゐる所のものを、最早や知悉

してゐるべき筈である。然し予はこの重大なる時機に當り、再び諸卿に對し日本が滿洲に於て二回も戦争を行つたこと、殊にその一に於ては、日本は其結果に對して國家としての存立を賭したものであることを想起さるゝ様、再び希望したのである。日本に最早や此れ以上戦をなす意志はない、國際平和が互讓を基礎としてのみ、初めて確保されるものであることは事實である。然しながら各國民にとつてはその存立にとり致命的に重大であるために、如何なる讓歩又は妥協も不可能な或種の問題が必ず存在するものである。滿洲問題こそは其一であり、それは日本國民にとつて斯かる問題を構成して居るのである。日本國民は此れを以て生死に關する問題と看做してゐるのである。

十、世界の列國は支那に關して長い間お伽噺を事として來たのである。我々は既に長い以前に聯盟規約第一條が聯盟國たらんとする國、領地又は植民地が「完全なる自治」を有するものなることを要求してゐること（第一條第二項）を十分認識して居るべきであつた。然るに支那は斯かる國ではない支那本土以外に於ては支那の主權は早くから失はれて居り、支那本土内に於ても最高にして統治能力ある立憲的政府は未だ曾て存在した事はなかつた。南京政府は今日十八省中、四省にも足らざる省の政務を統轄して居る状態である。世界は斯かるお伽噺を事とし、聯盟に對して條約を字義通り遵守すべきことを要求することは不可能である。

十一、日本が過去に於て極東の平和、秩序及び進歩の支索であり、將來に於ても爾かあるべきことは日本政府の確固たる信念である、日本が最近滿洲に關して決然たる態度を執つたとすれば、夫れは數年に亘る酬いなき忍耐と待望の後に残された唯一の途であるといふ、絶對的信念に動かされたが爲めである。又日本が滿洲國の獨立の維持を固執してゐるとすれば、夫れは現在の情勢の下に於ては、獨立が極東に於ける平和と秩序との唯一の保障を提供するものであるとの確信ある信念に基いたものである。

十二、今回の日支紛争が起つた後に於てさへも日本は和協の政策を繼續した。若し支那がこの時に於て事態の真相を察知する能力があり、協定に到達する眞摯なる希望を以て、日本と交渉することに同意してゐたならば協定は大なる困難なくして達成されてゐたであらう。然し支那はこの途を執らなかつた。それのみか却つて支那は國際聯盟に訴へた。支那は聯盟を構成する諸國の干涉によつて、日本の手を縛らんとした。然も聯盟は極東に於ける問題の真相或は現實の状態を十分諒解する事なく、且つ多分支那の眞の動機を疑つて見ることなく、支那に激勵を與へたのである。

十三、聯盟が日支紛争を處理するに當り、早期に満足なる解決を得るため、眞摯に且つ誠意を以て努力したことは疑ひ得ない所であるが、實際に於て聯盟の行動は常に支那に誤つた希望を與へ、日本に對する反抗の態度を執る事を激勵する結果となつた。既に諸卿に語つた如く、支那は聯盟に提訴す

るに當り、平和を愛好し原則に忠實なるが故に行動したのではないのである。如何なる國よりも武裝軍人を多く有する國は決して平和主義者の國ではない、國際誓約を平習的に廢棄する國は原則を尊重する國ではない。

十四、支那に調査委員會を派遣することを聯盟に提議するに當つては、日本は聯盟が支那に現存する状態の真相を十分諒解するを以て、緊急且つ緊要なりとする信念に驅られたからである。然し其結果は日本にとつて失望すべきものであつた。調査委員會の報告書は或る點に關し皮相的性質のものであることが判つた。同報告書は或る部分に於ては洞察を缺き、又屢々問題の深部を摘抉する事が出来なかつた。その理由の一は委員會がその調査を爲すに當つて極めて時間が少かつたといふ事になるのである。

十五、この點に關し予は滿洲國の住民について一言させて頂きたい、蓋し此問題に關しリットン報告書は世界に對して誤つた印象を與へてゐるからである。調査委員會がその見解の基礎となし得る如き權威ある人口統計はなかつた、信憑するに足る支那の國勢調査は支那本土に於てすらも未だ曾て行はれたことなく、支那當局が調査委員會に提出した數字には一として辯護し得るものはない。永年に亘り「支那人」なる人種的稱呼は日本人をも含み、特に外國人の間に於て支那帝國の大部分の人民

十一、日本が過去に於て極東の平和、秩序及び進歩の支索であり、將來に於ても爾かあるべきことは日本政府の確固たる信念である、日本が最近滿洲に關して決然たる態度を執つたとすれば、夫れは數年に亘る酬いなき忍耐と待望の後に残された唯一の途であるといふ、絶對的信念に動かされたが爲めである。又日本が滿洲國の獨立の維持を固執してゐるとすれば、夫れは現在の情勢の下に於ては、獨立が極東に於ける平和と秩序との唯一の保障を提供するものであるとの確信ある信念に基いたものである。

十二、今回の日支紛争が起つた後に於てさへも日本は和協の政策を繼續した。若し支那がこの時に於て事態の真相を察知する能力があり、協定に到達する眞摯なる希望を以て、日本と交渉することに同意してゐたならば協定は大なる困難なくして達成されてゐたであらう。然し支那はこの途を執らなかつた。それのみか却つて支那は國際聯盟に訴へた。支那は聯盟を構成する諸國の干渉によつて、日本の手を縛らんとした。然も聯盟は極東に於ける問題の真相或は現實の状態を十分諒解する事なく、且つ多分支那の眞の動機を疑つて見ることなく、支那に激勵を與へたのである。

十三、聯盟が日支紛争を處理するに當り、早期に満足なる解決を得るため、眞摯に且つ誠意を以て努力したことは疑ひ得ない所であるが、實際に於て聯盟の行動は常に支那に誤つた希望を與へ、日本に對する反抗の態度を執る事を激勵する結果となつた。既に諸卿に語つた如く、支那は聯盟に提訴す

るに當り、平和を愛好し原則に忠實なるが故に行動したのではないのである。如何なる國よりも武裝軍人を多く有する國は決して平和主義者の國ではない、國際誓約を平習的に廢棄する國は原則を尊重する國ではない。

十四、支那に調査委員會を派遣することを聯盟に提議するに當つては、日本は聯盟が支那に現存する状態の真相を十分諒解するを以て、緊急且つ緊要なりとする信念に驅られたからである。然し其結果は日本にとつて失望すべきものであつた。調査委員會の報告書は或る點に關し皮相的性質のものであることが判つた。同報告書は或る部分に於ては洞察を缺き、又屢々問題の深部を摘抉する事が出来なかつた。その理由の一は委員會がその調査を爲すに當つて極めて時間が少かつたといふ事になるのである。

十五、この點に關し予は滿洲國の住民について一言させて頂きたい、蓋し此問題に關しリットン報告書は世界に對して誤つた印象を與へてゐるからである。調査委員會がその見解の基礎となし得る如き權威ある人口統計はなかつた、信憑するに足る支那の國勢調査は支那本土に於てすらも未だ曾て行はれたことなく、支那當局が調査委員會に提出した數字には一として辯護し得るものはない。永年に亘り「支那人」なる人種の稱呼は日本人をも含み、特に外國人の間に於て支那帝國の大部分の人民

に適用されてゐた。然し此曖昧さは正確な表現に於ては決して滿洲人、蒙古人或は支那本土の人民すらが、全部單一な民族に屬することを意味するものと解釋してはならないのである。滿洲國の人民の大多數は支那の人民とは明確に相違してゐる。北部支那の人民即ち近年に於て數百萬人も滿洲に歸來した山東省並に河北省の人民は、他の支那諸省の人民とは著く相異して居り、長江沿岸諸省の住民と異り、更に南方諸省の住民とは一層相異し、西部支那のそれとは根本的に異つてゐるのである。それは體格外見に於て異り幾多風俗の點に於て異なる。時にはその言語に於ても相異してゐるのである。然かもこれ等近年支那から滿洲に入つた移民も、滿洲に於ける人口の大半を構成するものではない、彼等は恐らく滿洲に於ける全人口の十分の一乃至は最も多く見積つて五分の一を構成するに過ぎない。滿洲人口の大半は、正しくは滿洲人と稱すべきものより成る、それは舊滿洲族の子孫並に昔滿洲族と同化した舊支那民族並に蒙古人から成つてゐるのである。これ等人民の大多數は未だ曾て支那に居住したことなく、支那に對しリットン報告書の記述してゐるが如き愛着は全然持つてゐないのである。この點に關し報告書は明確に誤謬に陥つてゐる。

十六、十九國委員會の報告書に關しては予は批判的見解を述べざるを得ないものである。予は同委員會が偏見に支配されたと難じたくはない。然しながら予は同報告書に於て支那が免罪されてゐるに

も拘らず、我が國並に國民が滿洲に於て久しきに亘り困難な努力を續け、平和を維持し、法律と秩序とを促進して滿洲人民の利益を計つた其事業に對し、何等言及されてゐない事實に對し、意見を述べざるを得ないのである。我國の滿洲に於ける善き事業は記録に留る所である。勿論それは報告書草案に於て記録されてゐないが、然かも現實に存在し、滿洲國に於て之を見る事が出来るのである。我々が滿洲に於て達成した物質的發展は、我々の努力と我々の能力との間に見得る記念碑である。關東州租借地に於ける秩序整然たる都市、滿鐵附屬地の繁榮状態、我々の先鞭に影響された支那都市の改善廣汎な鑛業及び工業上の企業、學校、病院技術的諸機關——凡てこれ等は支那の行政下に於ては全く存在し得ないものであり、我々の努力と能力とに對する證左である。之を要するに我々は過去現在を通じ、此未開地域に於ける一大文化的安定的原動力である。若し十九國委員會にして我々が如何に滿洲人に利益を與へたかを知り、且つ諒解してゐたならば同委員會はその見解を改め、斯る事業に好意的意見を表はしたであらう。若し彼等が何故に支那本部の人民が滿洲に移住するかを知らず、且つ諒解しないならば、之を調査することこそ至當であつたであらう。然かも十九國委員會は、自己の有する知識が報告書草案中に包含されて居る重大提案の採擇を、總會に提議する資格を自己に與へるに十分なものであると思惟したのである。

十七、報告書の第一頁には次の如き數行がある。予は茲にこれを引用しよう。

一、本件紛争に包含せらるゝ諸問題は往々稱せらるゝ如く簡單なるものに非ず。即ち同項は寧ろ極度に複雑なるを以て、一切の事實及び其歴史的背景に關し、十分なる知識あるものゝみ之に關する決定的意見を表明する資格ありといふべし。

斯かる陳述を最初に掲げた後、十九國委員會は極東に存在する一切の法と、秩序と、平和との堡壘たる國民を非難し、殆んど一世紀に亘りて其後進未開の状態が、戦争の原因となつて來た國家に味方する判定を下してゐる。予は今報告書に投票せられんとする總會各代表諸卿が、何れも公平な者の書いた支那史を閱讀されたものと見てよいと思惟するものであるが、然しリットン報告書をさへも精讀してゐないといふ事實に徴し、之れも確實か否かを疑ふものである。

次にリットン調査委員會の提出した諸勸告に轉じよう。これ等の勸告の十分なる意義は今我々の前に置かれた報告書草案（十九國委員會の）中に於ては看過されてゐるやうである。予は特にリットン報告書第九章に包含されてゐる第十即ち最終の原則に言及するものである。右原則は左の通りである。

支那の改造に關する國際的協力、支那に於ける現在の政治的不安定は日本との友好關係に對する障害であり、且つ極東に於ける平和の維持が國際的關心事たる關係上、世界の他の部分に對する危惧

であると共に、彼上の條件は支那に鞏固な中央政府が確立されなければ實行することが出來ないから、満足なる解決の最終的要件は故孫逸仙博士が提議した通り、支那の内部的改造に對する一時的の國際協力である。

予はこの明確な警告を慎重考慮せんことを聯盟に要請するものである。予は聯盟が單に支那に對して専門委員會を派遣し、當惑した政府に對し衛生、教育、鐵道、財政其他の行政部門に關する忠言を提出する事によつて、支那を一變させることが出來るとの思慮想乃至希望によつて誤られないことを要請するものである。これ以上のものこれ以上の多くのものが、何れの大國、乃至大國の集團もまたこの事業に當らんとするものがない程多くのものが必要なのである。何等かの形式の平和的國際管理が必要であらう。予は此事に就ては支那に關する十分の知識、理論乃至想像ではなく現實上存在する支那、既に幾多の戦争を爲し今や更に又戦争を爲さんとしつゝある支那、自ら戦鬪に當らず遠交近攻の策を講ずる支那に關する十分なる知識を以て眞剣に語つてゐる。以上に關し予は予の支那の同僚に對して一決定的質問を提起せんとするものである。即ち果して支那政府は究極迄突き詰めれば、支那に對して何等かの形式に於ける國際的管理を課せんとすることを豫定する勸告を受諾する用意が果してあるのであるか。貴下は此報告書草案の表決をなさんとする總會代表の前に此點に關する貴國政府の立場

を明確にせられるのであるか。

十八、現紛争に關する聯盟の態度が終始諸條約並に平和の諸原則の神聖さを維持し、平和の大義に貢獻せんとする純真なる念願によつて考慮されたものである事は些かも疑はぬものであるが、然かも其努力は事態を更に混亂せしめる結果となつた。現在我々の凡てに懸念を與へてゐる熱河事件は正にその適例である。それは聯盟の決定を動かさんとする目的に出た支那側の示威に外ならぬ。若し南京政府よりの教唆がなければ張學良軍が長城を越えて進出することもなかつたであらう。而して其南京政府は國際聯盟が日本に對して採つてゐる態度に力付けられてゐるのである。日本政府は是等支那軍隊との衝突の結果に關しては些かも危惧を抱いてゐない。これ等の部隊は良く訓練され規律あり整然たる組織を持ち良き將校を配屬せられた近代的陸軍部隊ではない。これ等は祖國擁護乃至祖國愛の熱意に燃える軍隊ではない。これ等は傭兵軍に過ぎず、彼等の軍事上の首長に對してのみ忠誠を誓ひ、然も他の支那軍と同様首長が彼等に生活手段を提供するが故に忠誠なるに過ぎない。然しながら日本は更に不必要な流血の慘事を見ることを欲せず、此故に張學良元帥を説得して其軍隊を撤收せしめようと努めてゐるのである。然し此瞬間に於ては見透しは餘り好望ではないと見られる。

十九、予は今我々の前に置かれた報告書草案の採擇が極東の情勢に對して如何なる影響を與へる恐れあるかを諸卿に十分納得せしめる爲めに、茲に熱河に於ける情勢に言及したのである。本報告書を採擇する時は、支那側に對し彼等が一切の責任を許され、従つて依然として日本を蔑視し、然かも何等の非難を受けずして済むとの印象を與へるであらう。日支兩國人の感情を更に悪化せしめるに過ぎない報告書の採擇により、總會は我々即ち日本人と支那人との何れに對しても、如上の目標への道程に於て助力を與へるものではなく、且つ平和の大業にも資する所無く、支那に於ける受難の大衆の利益にも貢獻する所は無い。

二十、十九國委員會の報告書は單に調査委員會の報告書を受入れたのみに止まらず、更に一步を進めてゐる。それは現實と相容れず遠く現實を乖離した前提を基礎として判断を下してゐるのである。滿洲に於ける支那の主權は名目的なものに過ぎない。然かも我々の前に置かれた報告書草案は更に多少とも實效的な様式に於て、滿洲に支那の主權を確立する事を期したものである。換言すれば報告書草案は、支那が従前未だ曾て有してゐなかつた權力と勢力とを滿洲に導入せんと期するものである。我々は茲に斯かる事が果して理義に適つてゐるか否かを反問すべきではないか。更に報告書は支那の煽動家のために新たな道を拓き徒らに事態を紛糾せしめ、斯くして新たな、恐らくは更に險惡なる破局を招來するに過ぎないであらう。報告書草案は滿洲全土に或る程度の國際管理を確立せんとしてゐる。

る。何を根據として斯かる企圖を敢てせんとするのであるか、予の解するに苦しむ所である。米國人はパナマ運河地帯に斯かる管理を設定することに同意するであらうか。英國人は之をエヂプトに於て許容するであらうか。何れにせよ諸卿は如何にして之を實行せんとするのであるか。諸君の政府の何れが、犠牲を伴ふこと確實な重大責任を執つて此任に當らんとするのであるか。此點に關し予は斷然日本國民が一切の此種の企圖に反對するものである事を明言せんとするものである。

廿一、報告書草案に於ては現紛争の勃發後、日貨に對して行はれた支那のボイコットは、報復的手段の範圍内に屬するものであるとの判定を下してゐる、若し列國が事態の必要上已むなく自國の權益擁護の爲め何等かの強力手段を採用した場合、常に報復的ボイコットを以て之に應酬され、夫れが合法的であるとせられるならば、茲に危険なる原則が確立せらるゝに至るであらう。その結果は支那に利害關係ある一切の國家に對し將來豫測し難き厄介を齎らす種子が蒔かれるに至るであらう。

廿二、日本は既に述べた理由により、日本が置かれてゐる現實の事情の下に於て、我々の前に置かれた報告書草案に關し日本として他に擇ぶべき道がないのである。聯盟は日本に對し他に何等の道をも残してゐない。日本は即座に且つ明確に「否」と答へざるを得ない。紳士諸君、我々の希望は我々の力の及ぶ限り支那を援助せんとするにある。これは我々が爲さねばならぬ義務である。この聲明は

此際或は諸卿に對して逆説の如く聞えるかも知れないが、然もこれは眞實である。

而して我々は現在不幸にして滿洲國に關し意見を異にして居るのであるが、然も滿洲國の自立を助けんとしつゝある現在の我々の努力は、聽て後には支那を援助せんとする日本の願望と義務とを實現する契機となり、これによつて東亞を通じ平和の確立に成功するに至るべきことを予は確信するものである。予はこの聯盟に對し、事實を認識し將來の理想を直視せんことを乞ふものである。予は諸卿に對し、諸卿が我々の言に基いて我々を取扱ひ、且つ我々を信賴せられんことを願ふものである。この我々の要望を拒否することは大なる過誤となるであらう。予は諸卿に此報告を採擇せざらんことを要請するものである。

第六章 滿洲事變以後の日支關係

第一節 北支那事變

一、發端と經過（梅津、何應欽協定迄）

塘沽停戰締結以來、一方に於ては滿洲國の順調なる育成發展を見ると同時に、北支那を舞臺とする日支兩國關係も必然的に好轉すべきであつて、或る場合は日支關係の好轉説まで公然と流布され、國民政府も亦恰も誠意を披瀝して、反日侮日を取締るが如き態度を採り來りたるが、事實は日を逐ふに従つて全支那に於ける排日侮日行爲は眼に餘る状態を呈し、特に昭和十年に入るや著しく激化の傾向となり、五ヶ月間に約六十件の排日事件を惹起したほどである。就中停戰區域を根據地とする幾多の匪賊團は、各地に反日ポスターを貼布したり、甚だしきは長城線を出入して滿洲國熱河省を擾亂するもの漸く其數を加へ、而かも其背後に支那官憲の支援あることも動かすべからざる事實と見られ、孫

永勤匪は其尤なるものと稱せられた。

蓋し是等の前衛を承るものは河北省政府主席于學忠であつて、彼は北支停戰協定を無視して其部下を續々非武裝地帯に進ませしむるのみならず、日支双方の協定に依つて配置された公安隊の隨時編成替を敢行して、數次日本側の抗議を受けても肯せず。却つて孫永勤匪を援助するが如き事態を演出し、或は又之れが排日行動を助長する原因をなし、遂に天津日本租界に於て親日新聞社長胡思傳、白逾桓の兩名が暗殺さるゝの事件を惹起するに至つた。

茲に於てか、北平、天津方面に於ける排日氣勢は愈々熾烈となり、密かに潜入せる反日分子のテロ行動續出する狀勢に鑑み、北平駐在高橋武官より軍事委員會北平分會委員長何應欽に對し嚴重なる抗議を提出して反省を促したが、于學忠は何等反省する所なく反日テロ行動益々旺んに行はれたので、帝國政府は停戰協定に準據して支那側の反省を儼に要求することとなり、北平に於ては五月廿九日午後五時北支駐屯軍參謀長酒井隆大佐が北平政務整理委員會に王克敏委員長代理を、更に六月四日何應欽を訪問して、我が軍部の態度を言明すると共に嚴重なる警告を與へ、支那側の反省を實行すべき具體方法として、我が要求に數箇條の實行項目を手交し、又一方上海に於ては、在支大使館付武官磯谷廉介少將より、在滬中の北平政務整理委員會委員長黃郛に對し、我方の注意を通告し更に南京に於て

は南京駐在武官兩宮巽中佐より、外交部次長庚有壬に同様嚴重なる警告を通達した。

我が軍部の警告に狼狽した國民政府は、直ちに蔣介石の指令を仰ぐと共に、取り敢へず閣議決定と名目を以て、河北省政府主席于學忠罷免、中央憲兵第三團長蔣孝先並に政治訓練所主任曾擴清罷免の辭令を發し、中央軍第二十五師關麟徵軍を平漢線に移駐し、且つ天津市黨部撤廢といふ措置を以て一時を糊塗せんとする策に出でたが、我が方としては飽までも排日的諸團體秘密結社を一掃して、天津、北平を實質的に停戰地域同様の状態に改むるまで、嚴重監視するの態度を持續した。勿論此間支那側は何等反省したる行跡なきのみか、寧ろ反日テロ行動頻發する有様で事態悪化の折柄、六月二日夜、北支駐屯軍専用の軍用電話線が、于學忠の率ゆる第五十一軍駐屯地附近たる廊坊、落岱及び塘沽天津間に於て切斷さるゝの事件突發した。依つて六月三日夜陸軍省及び北支駐屯軍は、それぞれ事態の重大性を中外に聲明すると共に、四日北支駐屯軍參謀長酒井大佐は、再び北平軍事分會に何應欽を訪問、次の三項を擧げて支那側の不誠實を問責し、最後の回答を要求した。

一、于學忠が張學良一派の支持を恃んで未だ職を去らず忽然として保定に移り、剩へ公然抗日意思を表現して誤れる愛國心を煽りつゝあること。

二、北支に於けるテロ團體の幹部が續々地下に潜行して移動的アジトを設け、執拗に抗日工作を指

導しつゝあること。

三、北平塘沽間の我が軍用電線が數回に亘り支那側の手で切斷せられ、延いて通信を妨害されつゝあること。

之れに對して何應欽は暫時の猶豫を乞ふたが、同日東京に於て駐日蔣作賓大使から廣田外相に對し大要次の如き第一次回答が傳達された。

一、南京政府は今大事件の重要な一つの内容をなす天津兩新聞社長の暗殺事件が、天津の諸機構の缺陷に基くことに鑑み、北支和平の確立を期して天津を河北省より分離し北平、上海、漢口同様之を南京政府行政院直屬の特別市として、今後に於ける對日親善關係の増進に努む。

一、現天津市長は右暗殺事件の責任者としてこれを罷免し、後任には現北平政務整理委員會委員長代理王克敏を任命して之れが善後處置に任せしむ。

一、天津に新たに警備司令部を設け司令には現北平政務整理委員會委員商震を任命す。

一、河北省政府は七月一日を期して天津より保定に移轉を實行し平津一帶の和平を確立す。

併しながら右回答は、北支事態の悪化を我が駐支武官に轉嫁するが如き態度を示すものとして、我が陸軍中央部を硬化せしむる結果となり、參謀本部支那課長喜多誠一大佐急遽北支に直行して重大訓令

を齎した結果、六月六日酒井北支駐屯軍參謀長は三度何應欽を訪問し、

一、支那は既に日本軍より口頭を以て要求せる三箇條のうち、未だ實行せざる部分に對しては六月二十日迄に全部の實行を完了すべし。

一、右に對する回答は六月十一日午後十二時までに天津軍司令官に對して爲すを要す。

一、若し同時刻までに回答を爲さざる時は我が軍は當初の要求貫徹のため行動の自由を有す。

との要旨を口頭を以て傳達した。之れに對し十日午後正時何應欽は高橋北平駐在武官を通じ、日本側の要求全部を容認し、問題の和平解決を希望する旨正式回答し、國民政府亦十日政府令を以て次の「邦交敦睦令」を發布した。

我國自立の道は、内は政治、文化を促進して國力の充實を圖り、外は國際信義を確守して國際平和を維持し、殊に先づ隣邦と睦誼を修むるにあり。此點に關しては中央は既に屢々警告を發したり。凡そ我が國民は友邦に對しては敦睦を篤ふし、排斥及び惡感挑發の言論行爲等あるべからず。殊に此目的を以て如何なる國體と雖も組織して國交を妨ぐるを得ず。茲に重ねて禁令を發す。違反者は嚴罰に處す。

是より先き支那側としては、今次の北支那事件は何れも支那側の排日行爲が其原をなすこと極て明

白であり、加ふるに日本側の斷乎たる積極的態度には一時的糊塗を免さざる差迫つた雰囲気は察知されたので、豫て抱懐する執拗なる反日運動を取締るの餘儀なきに至り、遂に日本側の要求を全面的に容認するに決したものである。従つて六月十日事件解決の最終的妥結を確認する約束、即ち所謂梅津何應欽協定は、北支駐屯軍司令官梅津美治郎中將と國民政府軍政部長（北平軍事分會長）との間に締結されたものであるが、其内容は大略左の如く支那側は一應の反省を示す形態を表現したものである。

- 一、河北省主席于學忠、憲兵第三團長蔣孝先以下事件責任者の罷免。
- 一、憲兵第三團並に北平軍事分會政治訓練所の撤退。
- 一、河北省黨部の撤退。
- 一、中央軍第二師、第二十五師並に其附屬機關一切の河北省外移駐。
- 一、日支國交を害する秘密機關（藍衣社等）の絶滅。
- 一、國民政府は全國的に排外排日を禁止する命令を出すこと。

二、土肥原、秦德純協定

滿洲國熱河省と察哈爾省との國境方面に於ては、昭和九年十月二十六日所謂第一次張北事件の勃發ありて以來、關東軍當局と支那官憲との間に嚴格なる約束成立したるに拘らず、支那側の態度に依然として反日的行動解消するに至らず、北支那事件の一段落を告げんとする矢先、六月十日又もや第二次張北事件を惹起し、更に續いて二十九軍の熱西侵犯事件といふ不祥事件續出し、茲に事態は再び險惡化するに至つた。

當時の狀況に關しては關東軍の文書發表に於て、その大要を盡してゐるから、左に之れを採録することとした。

第二次張北事件（六月十一日關東軍發表）從來屢々侮日行爲を繰返してゐた宋哲元部隊は、昨年十月二十六日所謂張北事件として松井、川口兩中佐及び池田外務書記生等一行八名に對する第三百十三師の侮辱事件を惹起し、再び事件を發生せざる旨誓ひたるに拘らず、六月五日に至り左の如き第二張北事件を發生せること、昨十日に至つて始めて判明した。關東軍では今回の事件を以て于學忠の北支事變以上の非行と認める。

即ち五月三十日善隣協會のトラックで多倫を出發した我が某特務機關員、大槻桂、大井久、山本信親その他一名計四名の消息が一時不明であつたが、六日午後に至り漸く張家口に到着した。一行は張北に於て一晝夜支那軍のため不法監禁を受けたるもので、五日午後四時張北の南門に於て、第三百三十二師衛兵に停車を命ぜられたので、某特務機關の身分證明書を示したが、斯の如きものは無効であると言下に跳付け、第三百三十二師司令部に連行され、次で軍法處内の禁兵室に投ぜられ、荷物其他旅行用品を詳細に取調べた上一室に監禁され、青龍刀、銃劍を擬して脅迫訊問をなし、食事並に寢具をも與へず、六日午前十時漸く釋放された。

右監禁は宋哲元の參謀長の命令によるもので、訊問其他侮辱行爲は軍法處長自ら之れに従つたものである。

右の事實判明するや、我が方では北平に於ては高橋駐在武官より何應欽へ、張家口に於ては松井駐在武官より宋哲元へ、それと嚴重なる抗議を提出し、

- 一、宋哲元の排日滿行爲の中止に關する誠意の確認。
- 二、將來に對する具體的保障。

を要求したところ、宋哲元は秦德純を代表として天津に特派し、我が軍當局に百方陳謝して事態の圓

満なる解決を策してゐたに拘らず、更に幾何もなくして、宋哲元軍の熱河省西域地區に於ける不法射撃事件を惹起したので、關東軍を彌が上に憤激せしめ、十七日の全幕僚會議に於て「此上は今一應國民政府に對し宋哲元以下の處分を要求し、若し國民政府の態度に誠意なき場合は宋哲元部隊を匪賊と見做し斷乎たる肅正膺懲の行動に出づる」決意を示した。

茲に於てか國民政府は大に狼狽し、即日左の如く責任者任免の發令によつて、自發的に事件解決に對處することとし、更に秦德純を北平に特派して、關東軍特務機關長土肥原賢二少將と協議せしむることとした。

- 一、北平政務整理委員會委員長黃郛病氣のため王克敏に委員長代理を命ず。
- 一、津沽保安司令商震に天津市長兼任を命ず。
- 一、察哈爾省政府主席宋哲元の職を免ず。
- 一、察哈爾省政府委員兼財政廳長秦德純を省主席に任ず。

斯くして土肥原、秦德純會談は、支那の内部事情により中途には波瀾曲折を卷起したが、結局六月二十三日より五日間に於て圓滿解決し、六月廿七日午前十時北平陸軍武官室大廣間に於て、日本側土肥原少將、松井中佐、高橋少佐、支那側秦德純、蕭振瀛、陳覺生等によつて覺書調印の運びに到達し

た所謂土肥原、秦德純協定であつて、其内容大略次の如くである。

- 一、直接責任者第三百三十二師參謀長並に軍法所長を罷免し第三百三十二師を陽高に移駐す。
- 一、張北事件につき陳謝の意を表明し、宋哲元の察哈爾省主席並に第廿九軍長を罷免す。
- 一、今後省内に於て排日行爲の再發を防止する旨保障する。
- 一、省内國民黨部其他の排日團體を解散し此種團體の組織を絶對禁止す。
- 一、沽源から南方獨石口、赤城を連ねる一線を劃し、昌平、延慶の線に於て塘沽停戰協定に基く非武装地區と接繼し、此一線と國境線より成る三角地帯より察哈爾軍等を撤收する。
- 一、右地帯には今後駐兵せず、新に保安隊を以て治安の維持を圖る。

即ち右協定に滿洲國境に接壤する察北方縣が塘沽停戰協定による非武装特殊地域に編入されたのである。

斯くて北支那問題は逐次一事件毎に具體的解決を完了し、日滿支三國關係は北支那に關する限り圓滑なる修交時誼を取運ぶかに見えたのであるが、事實は依然として支那側の排日運動止むことなく、藍衣社殘黨又は軍閥の積極行動等により、幾度か不祥事件を繰返し、北支の狀勢其前途頗る憂慮すべき點多きを覺えたのである。従つて北支民衆の生活に不安を與へる結果となり、無反省なる軍閥から

脱れんとする北支農民の自治運動の如きも、十月頃に至つて漸く活潑となり、何等か現狀打破の策を講ぜんとする如き形勢を呈してきた。

三、綏東事件

蒙古民族復興の機運は、北支那自治運動勃發以前から燎原の火と燃え、内蒙古在住數十萬の蒙古民族は夙に國民政府に自治の要求を提出し、強剛なる主張の下に其結束も愈々鞏固なるものがあつたので、國民政府としては蒙古民族懷柔の必須を認め、其自治組織を諒認したが、昭和九年三月正式成立した内蒙古政務委員會（蒙政會と略稱さる）であつた。而して右蒙政會は委員會總署を百靈廟に置き、錫林郭勒盟、伊克昭盟、寧夏蒙旗、察哈爾部の各地委員を以て組織し、錫林郭勒盟長德王が委員長として、蒙政會直轄軍を隸屬せしめて、蒙古民族自治獲得のため中央に向つて、積極政策を遂行しつゝあつたのである。

然るに國民政府は蒙政會の出現を是認しながら、之れが發展を好まず、或は自治區域の問題や財源問題等に關聯して、兎角圓滑を缺くこと尠からざる實狀に鑑み、内蒙古懷柔を一層強化する目的を以て、別に綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會なるものを設置して、德王の蒙政會と拮抗せしむ

ることゝしたものである。綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會（綏境蒙政會と略稱す）は昭和十一年一月二十五日結成され、烏蘭察布、伊克昭盟所屬各旗、歸化土默特旗、綏東五縣及び察哈爾右翼四旗の自治を目的とし、委員十五名、沙克都爾札布の沙王が委員長に任命された。固より綏境蒙政會の設置は、徳王の蒙政會を事實上抹殺せんとするのが目的であるから、之れが指導長官閻錫山、直接監督者傅作義（綏遠省主席）は事毎に蒙政會壓迫の態度に出たので、勢ひ傅作義と徳王との關係は尖鋭化を免れない状態に置かれた。所謂綏東事件は斯の如き情勢の悪化が齎らした必然的な民族闘争の爆發である。

綏遠省主席傅作義は蒙政會潰滅を目指してあらゆる彈壓と謀略を試み、同會の内部崩潰までも策し遂に徳王暗殺計畫までに事態が發展したゝめに、蒙政會側も猶豫すべきに非ずとして、十一月九日（昭和十一年）綏遠省政府に對し五ヶ條の要求を提出して、事態を平和裡に解決しやうとしたが、傅作義は遂に徳王に對して

内蒙の時局は貴下が某方面の使嗾を受けて察哈爾省の六旗を手中に收めたことに端を發してゐる。貴下は速に之れを察哈爾省に返還して中央の命令に服従すべきことを勸告する。

との勸告文を寄せて來たので、徳王も最後の肚を決し、武力を以て綏遠掃討の決意の下に、同月十五

日遂に軍事行動を開始したのである。

蒙政軍は總司令部を徳化に置き、第一軍は商都に、第二軍は百靈廟に主力を集結し、空軍と策應して果敢なる攻撃體勢をとると同時に總司令徳王、副司令卓王名を以て、十九日各方面に次の如き通電を發して、蒙政軍蹶起の趣旨を闡明した。

過去二十年間に於ける南京政府の政治的蒙古壓迫及び地域的蒙古侵蝕が、如何に蒙古民衆の生活を窮迫せしめたかとの事情を述べた後

- 一、綏遠省政府は約に背き蒙古民衆からの徵稅收入を蒙政會に交付せず。
- 一、蒙旗内部の不平分子を使嗾買収し屢々内訌を起さしめ多數の蒙古人を殺戮せり。
- 一、蒙政會は全蒙古統治の最高機關たるに拘らず、之れを消滅すべく中央に事實を捏造して綏境蒙政會を設立せしめたり。

一、蒙古を敵視して百靈廟を包圍せる軍事施設をなし、食料燃料の輸送を禁止して蒙古民衆を重大危地に陥れたり。

此事實により本月九日蒙政會は綏遠省政府に對して

(一) 察哈爾右翼旗四旗を即時蒙政會に返還すること。

- (一) 各地の軍事施設一切を撤廢すること。
- (二) 蒙政會保安隊より強奪せる武器を即時返還すること。
- (三) 蒙政會經費未交付金二十萬元を即時支拂ふこと。
- (四) 蒙政會經費未交付金二十萬元を即時支拂ふこと。
- (五) 過般兵變を起せる蒙政會反逆者を即時引渡すこと。

との要求を提出したるも何等回答なく、依然として蒙古侵蝕の歩を進めつゝあり、綏遠省政府は實に蒙古の發達を妨害し蒙古民衆の生活を破壊するものである。故に全蒙古各盟長、旗長等集議の結果、徳王を蒙古軍總司令とし、卓王を同副司令として綏遠省掃討の重任を負はしめ、蒙古健兒を動員して義師を進めしむるものである。

我等は蒙古人による完全なる蒙古統治を求むるもので、中央より離脱を圖るものにあらず、また蒙漢兩民族の闘争にもあらず、唯だ綏遠掃討にあるのみである。

蒙政會委員長兼蒙古軍總司令

徳王

同 副委員長兼同 副司令

卓王

斯くして内蒙軍と綏遠軍とは綏東方面に於いて先づ火蓋を切つた。綏遠軍も總司令部を平地泉に置き、傅作義を中心に王靖國、趙承綏、李服膺の各軍を綏遠省一帯に配備し、蔣介石も亦十月下旬の軍

事會議に基いて、綏遠工作のために二十數萬の中央軍を北上せしめ、蒙古並に冀察政權に對する包圍陣形を整へて、一石二鳥の政治工作態勢を完了し、十一月十八日には太原に於て「前線各將士に告ぐる書」を發して、極力士氣の鼓舞に當るなど、この所大童であつた。而かもこの宣傳工作は大衆に藥が利いて、傅作義は綏遠の英雄になりすまし、綏遠工作義金募集運動まで起り、一方蒙古民族攻撃の背後目的を目指して、排日運動が俄然活潑となつたのは、此事件の特色とも云ひ得るであらう。

蒙古軍は徳王總司令の下に二軍九師約一萬八千を以て先づ紅格爾圖、興和の戰鬪に於て傅作義軍に大勝を博したので、勢を得て前進を開始したが、綏遠軍は十一月二十四日拂曉一個師を以て蒙古軍の手薄な（番兵百五十餘名）百靈廟に殺到し之れを占領した。

茲に於てか支那中央軍側は百靈廟攻略を以て、綏東事件全面的の優勝なりと呼稱して之れを全國に宣傳し、蔣介石は十一月二十九日、同軍總司令陳誠及び綏遠省主席傅作義に對し、「百靈廟を確保すると否とは國家の安危に關するところなるを以て全力を盡して防禦せよ」との嚴重命令を發して、恰も蒙古軍の背後に滿洲軍及び我が關東軍があるに拘らず、是等を一括して總退却せしめたが如き宣傳を以て、國內の士氣鼓舞の具に供したのであつた。尤も百靈廟攻略戰は確に支那側の氣勢を遽かに高めたることは事實であり、蒙古軍にとつては相當の痛手であつたので、徳王は十一月二十九日夜西蘇尼特

の嘉卜寺に於て緊急最高軍事會議を開催し、百靈廟奪還の作戰方略を議決して、全線前撃開始を命令したが、然し戦況は概して蒙古軍に利あらず、王英軍部下の寝返りのため、十二月十日には百靈廟奪回の根據地たる大廟子が、綏遠軍騎兵隊の占領するところとなつた。

然るに十二月十二日、突如として發生せる西安事件のため、南京政府は極度の狼狽混亂を極むる危機に直面したので、徳王は全蒙古民族存廢を賭して、反撃決意を固めた折柄でもあつたが、「相手方の狼狽に乗じて事を爲すは大丈夫の爲すべき業に非ず」として、十二月下旬徳化に李守信、王英等の將領を召集して、軍事會議を開き協議の結果、同月二十日次の如き停戦通電を發して、公正なる態度を中外に宣示した。

(停戦通電) 世界人類共同の敵である共產主義の排撃に就ては、綏遠並に山西當局も全然我が軍と同意見と確信する。されど從來防共の熱意と手段に於ては我々と一致しない點があつて、遂に今次戦を交ゆるに至つた。然るに西安事件を契機として今や支那は容共排共の二分野に分れるに至つてゐる。斯の如き事態に於て主義を同一にしなから手段、熱意の點に於て異なるだけで依然紛争を續けるは、排共の陣營から見れば、角を矯めて牛を殺すの結果となる恐れがある。この見地から我軍はこの際鋒を收めて綏遠山西の自覺を促し、共にその目的たる排共工作をとつて行きたいと考へ

る。然し綏遠山西にして此理を解せず、我軍の進撃停止を以て却つて何等かの策あるものゝ如く邪推し、或は我軍の兵備の劣弱なるかの如く誤解して、依然從來の態度を持續し、大乘の見地に基く赤化防止の共同動作を拒否するに於ては、我軍は已むなく再び鋒をとつて其蒙を啓かざるを得な

5。
右の如き徳王の自發的停戦宣言は、支那が西安事件處置に没頭してゐる限り、各方面から寧ろ賞讃さるゝ結果となり、百靈廟問題を契機として一時發展的危惧を想はしあた綏東事件は茲に全く終熄する形勢となつたのである。

第二節 北支那重要案件

一、冀察政務委員會

塘沽停戦協定成立以來、北支那に於ける民心の歸趨は國民政府の治下にあるを好まず、機會あらば北支那自治獲得を要望する空氣濃厚となり、特に停戦協定による非武装地區に於ける農民の間にこの機運漸く熾烈となつた。

昭和十年十月二十一日、停戰區境界の河北省香河縣の農民は、元北平總商會長安原齊を臨時縣長に推して自治請願隊を組織し、蔣介石政權並に國民黨の否認、官吏の苛斂誅求を排斥して地方自治の實行を主張し、以て大衆の福祉増進を期する旨の宣言を發して縣公署に殺到し、縣長の退去を求むるの行動を起した。此報一度び傳はるや、北支一帯に重大なる衝動を與へたが、河北省主席商震は其治政上の非を覺らず、却つて戒嚴令を布いて飽まで武力彈壓の手段に出やうとした。しかし事態は決して彈壓に辟易する様子も見えないので、今度は武力行使を斷念し、農民の要望を容れて共捐雜稅を撤廢する方針を決し、二十七日管下縣民に對し「負擔輕減令」を發し妥協的態度に出たので、農民も漸く鎮靜に歸し、一時の動搖は爰に平靜に歸るかに見えたのである。

然るに同年十一月三日、國民政府が英國遣支特使リース・ロスの勸告支持によつて幣制改革を斷行し、銀國有令を突如として公布するや、之れが北支那自治運動を大いに刺戟する結果となり、而かも從來の如く民衆側に澎湃として勃興してゐた北支自治熱が更に政治家、軍閥の間にまで擴大され、北支經濟機構の獨立を主眼とする大規模の運動にまで發展せんとする形勢を馴致した。即ち平津衛戍司令宋哲元、河北省政府主席商震を始めとして北平市長秦德純、天津市長程克、察哈爾省主席蕭振瀛、山西省主席徐永昌、綏遠省主席傅作義、山東省主席韓復榘、青島市長沈鴻烈等は各代表者を集合せし

めて、北支自治政權樹立運動にまで飛躍し、其具體化近きを思はしむるものがあつた。

時偶々南京に於ては國民黨五全大會開催中であつたので、右五全大會終了前後を期して「北支自治政權成立の宣言」を發し、同時に「中華民國華北防共自治委員會」を組織し、以て當分の間、同委員會をして北支自治政權の主體たらしむることとするに協議決定したのである。而して其最後決定は韓復榘、宋哲元の兩巨頭が天津に於て會見の上といふところまで段取が運ばれてゐたが、右委員會の機構並に委員の顔觸は大體左の通り内定されてゐた。

- 一、宋哲元を委員長とし、委員會に日本人顧問を招聘す。
- 一、最高委員會は五省の軍事を主宰し且つ關稅、鹽稅、從稅等を留保して五省に分配す。
- 一、委員會に軍事、參謀、財政、交通、教育、實業、民政、建設の八處を置く。
- 一、別に交通、財政、文化の特別委員會を置く。

一、委員（官廳側）

宋哲元、韓復榘、商震、蕭振瀛、徐永昌、傅作義、秦德純、程克、沈鴻烈、張自忠（察哈爾省主席代理）張允榮（張家口警備司令）陳覺生（平津衛戍司令部總參議）呂習恒（民衆自治指導委員會會長）殷汝耕（停戰地區特察專員）張白荃（南開大學校長）

(民間側)

吳佩孚、齊燮元、曹汝霖、王揖唐、湯璽和、陸宗輿、石友三、朱深、高凌霨、岳千齊

然し乍ら北支諸將領折角の北支自治計畫に拘らず、國民政府の威嚇彈壓、懷柔慰撫に切崩され、十一月廿二日開會豫定の北支自治結成最終協議會には、省務繁忙を理由として山東省主席韓復榘、河北省主席商震の兩名缺席を打電して來た爲遂に開催に至らず、早くも一抹の暗翳を其前途に投ずるに至つた。加ふるに國民政府は北支の實情を無視し且我が日本の忠言を省みず、十一月廿七日には新たに行政院北平辦事處長官に任命された何應欽、福建省主席陳儀、江西省主席熊式輝を同月卅日北上せしめたが、途中何應欽は濟南に於て韓復榘、保定に於て商震と會見、此兩者を大體軟化せしむるに成功して十二月三日北平に入り、宋哲元以下北支自治派の首腦部と數日に亘つて協議を遂げた結果、漸く妥協案成立、居中斡旋役たりし蕭振瀛が天津に赴いて北支駐屯軍司令官多田駿中將の諒解を求め、國民政府の決定を経て十八日正式發會式を舉行し、以て北支自治問題を有耶無耶の裏に解決したのが所謂冀察政務委員會の出現である。即冀察政務委員會は自治の名稱を使用せず、國民政府の命員に依り設立するとの形式をとり、大體宋哲元の意見は容認されたが、其政治權限に關しては之れを詳細に發表せず、次の如き要綱を國民政府の名に於て公表したのみである。

一、冀察政務委員會を設立し、宋哲元を以て同委員長に任命す。

一、宋哲元、秦德純、張自忠、蕭振瀛、王揖唐、高凌霨、周作民、商震、程克、石敬亭、賈德耀、李廷玉、王克敏、齊燮元、萬福麟、門致中、胡毓坤の十七名を委員に任命す。

一、同委員會組織大綱並に其政治權限左の如し。

(イ) 同會に政務、教育、交通の三處を置く。

(ロ) 幣制改革案は冀察兩省に限り修正を加ふ。

(ハ) 冀察兩省の財政は同委員會に於て處理す。但し鹽稅、關稅、酒稅は中央に送附す。

(ニ) 冀察兩省の外交は同委員會之を處理す。

(ホ) 同委員會は日滿兩國との經濟提携を開始す。

(ヘ) 赤化共同防衛に關し同委員會と日滿兩國との間に折衝を開始す。

然るに我が方としては支那側の意圖の何れにあるとも、北支那の實情より冀察政務委員會を以て、事實上國民政府の羈絆を脱したる獨立新政權と見做して、北支問題に關する限り一切は南京の國民政府を排除し、冀察政權を相手とする立前を以て蒞んだのであるが、支那側の態度は頗る曖昧模糊にして、冀察政權も亦我が方への諒解と合致せざる舉措尠からざる實狀を示した。斯る間に國民政府は昭和十二年一月十七日「冀察政務委員會暫行組織大綱」十二ヶ條を公布したが、其要旨は左の通りであ

る。

冀察政務委員會暫行組織大綱 (要旨)

第一條 國民政府は河北省、察哈爾省、北平市、天津市の政務處理の爲め特に冀察政務委員會を設け各省市一切の政務を處理せしむ。

第二條 本委員會に委員十七名乃至二十名を設け中一名をして委員長と爲し並に三名乃至五名をして常務委員と爲す。委員の人選は國民政府より之を選定す。

第六條 本會に次の三處を指定設置す。

(一) 秘書處 (二) 政務處 (三) 財務處

第八條 本會は必要時に各項特殊委員會を設け各項問題を検討するを得、その人選は本會より之れを定む。本會は特に顧問、參議、諮議、專員若干名を設くるを得。

第九條 本會は中央の法令の範圍内に於て單行法規を制定、國民政府に呈請し之れを施行するを得。

第十條 本會は北平に置く。

第十一條 本暫行組織大綱は必要時國民政府に呈請、之れを修正するを得。

第十二條 本暫行組織大綱は公布の日より之れを施行す。

斯くして同委員會は南京政府直屬の政治機關たること明白となり、従つて北支の自治問題も有耶無耶となり、新政權を取圍む一部軍閥は益々暴慢となるの傾向を示し、遂に北支那一帶に於ける毎日排日

思想を助長するの結果を齎らすに至つた。即ち冀察政權と、之れが根幹を爲す第二十九軍とが、内部的の紛淆と南京よりの使簇とに煽られ、逐次對日不遜の事件が北支那の隨所に演ぜられる形勢を馴致するに至つたのである。

二、冀東防共自治政府出現

是より先き、北支那自治運動の勃興するや最も尖銳的態度を以て之れが遂行に奔走したるは、停戰地域たる漢榆區行政督察專員殷汝耕であつて、昭和十年十一月十五日附全國公私各團體に對し「國民黨並に國民政府より分離して、北支那に完全なる自治を布く以外、河北三千萬の民を救ふ途がない」との通電を發し、更に宋哲元等と呼應して北支自治政權樹立に拍車をかけたのである。

然る處、宋哲元等北支の諸將領は、南京の意向を慮つて遲疑逡巡するに拘らず、北支の民衆は擧つて自治請願運動に邁進する形勢なので、茲に意を決して宋哲元等の蹶起を待たず、十一月廿四日、停戰區域四百萬の總意に従つて冀東防共自治委員會を組織することとなり、即日左の如き「自治宣言」並に「布告」を發して、北支那自治の第一聲を擧げ、翌廿五日通州の蘇密督察專員公署に於て新政權の成立式を舉行し、自ら其委員長に就任した。

「自治宣言」(要旨)

我が人民の黨政に苦しむや久し、本委員長は外時勢を察し、内輿望に従ひこゝに自治を敷き民と共に行使すべく謹んで宣言を布く(中略)

それ黨人の政を失する誠に難し、余國事に關して羨あり、今や五全大會既に閉ち、議決の各案はなほ耳目を扮飾するに過ぎず。更に共匪は東來して隣域に迫る。中央は現銀を集めて金融を攪亂し、以て人民をして蘇生の望をなからしむ。本委員長忍びに忍ぶも今や能はず、即ち戦區四百萬人民の聲に應じ、起つて自救を圖らんとす。本日より斷じて中央より離脱し、自治を宣布し、聯省自治の先聲を立て東亞の和平を圖る。

望むらくは各省民衆團體軍政の領袖決然立つて奸兇を攘除し、憲法を制定し、然る後賢徳を擇び之れを首長となさんことを。

「布告」

民衆の請求により戦區各縣に語り冀東防共自治委員會を組織し、中央より離脱し防共自治を實行、赤化の防止に努力し積極的に庶政を刷新、實業を起し、以て財政を豊かにし共匪を防ぎ、神命を保ち無辜の人民をして安居樂業を得せしめ、模範政治を實現するの宏望を有す。

布告の日より本區外交、軍事、政治の各事項は本委員會に於て處理す。

「組織大綱(要旨)と首脳部」

一、塘沽停戰協定に依る十八縣以外寧河、寶坻、香河、昌平、赤城、龍門、延慶を包含し全二十五縣を以て自治區

域とす。

一、委員九名、委員長一名を置き、委員長は軍政並に外交を專掌す。

一、中華民國現行法規に従ひ職能を施行するも必要の際は地方單行法規を制定す。

一、一切の國家收入、鐵路、鑛山、郵便、電信等の收入を管理す。

一、特別區各級法院を設置す。

一、建設委員會を設置す。

(委員長) 殷汝耕 (委員) 張慶余、張硯田、趙雷、李九馨、李海天、王豈才、殷體新、池尙同

(民政並秘書處長) 張仁蕪、(財政處長) 趙順欽

(建設兼教育處長) 王甘材、(外交處長) 霍實任

(保安處長) 鳳祥

その後北支自治運動が國民政府の懷柔により曲折變態を來し、冀察政務委員會の樹立となるや、冀東防共自治委員會は斷然之と絶縁して完全なる獨立政府を樹立するに決意し、十二月廿五日「冀東防共自治政府」と改稱し、殷汝耕は新たに政務長官に就任、茲に改めて獨立の宣言並に政府組織法を發布し、翌二十六日には在北平各國大使館並に山海關滿洲國外交辦事處を通じて、列國に冀東防共自治政府樹立の旨を公文書を以て通告した。

「宣言」

本會はさきに民衆の國民黨政治に苦しみ、國勢の危殆に瀕するに鑑み、冀東民衆の要望と全國同胞の熱望に従つて、冀東防共自治委員會を組織し、民衆自治を以て黨治より離脱、國勢の復興を期した。而して憂國の士は必ずや起つて、共に此危局救済に當るべきを信じた。然るに一ヶ月を経過するもなほ起たず、即ちここに衆議を経て本委員會を冀東防共自治政府と改稱し、委員長殷汝耕を政務長官とし、全區域一切の行政を總攬せしめ、前回宣言の趣旨に基き冀東民衆の福利増進を圖らんとす。冀くは之れによつて冀東自治を磐石の泰きに置き、ひいては現支那復興の新事態を開かんことを期す。

「組織法大綱」

第一條 本政府は左記二十五縣を管轄區域とす。

臨榆、撫寧、昌黎、遷安、永平、(虛龍) 灤縣、樂亭、遵化、寶潤、玉田、蘇縣、平谷、三河、密雲、懷柔、順義、通縣、興隆、寧河、寶坻、香河、昌平、延慶、赤城、龍門(龍關)

第二條 本政府は通州に設く。

第三條 本政府に政務長官一名を置き、本政府區域内軍事政治一切を總轄す。

第四條 政務長官は本區域内各保安隊を統率す、

第五條 本政府に參政八名を設け政務長官の政務事項に参加す。

第六條 本政府に秘書長一名を設け政務長官の政務處理を補佐す。

第七條 本政府に秘書 保安 外交の三署を設く。

第八條 本政府に民政 財政 教育 檢察の四廳を設け本區域内各政務を分掌す。

第九條 本政府に參事二名を設け本政府の號令章制を審議せしむ。

第十條 本組織法大綱は公布の日より施行す。 民國二十四年十二月二十六日。

斯の如くにして樹立された冀東政府は、冀察政權側が種々なる方法を以て呼びかける合流工作に對して、斷乎之れを排除し、飽まで獨立自治政府として邁進するの決意を固め、秘書長池宗墨を滿洲に派遣して兩政府間の修好を確立し、また日本との關係に就ても、積極的に不可分關係の持續を要望するの態勢を整へたのである。即ち滿洲に對しては昭和十一年四月十四日、政府秘書長兼外交處長池宗墨を特使に、保安處長劉宗紀、參政殷體新、參議金井章等三人を隨員として派遣し、殷汝耕長官の對滿書翰を傳達せしめ、以て滿冀間の正式國交締結の形式を確立し、又滿洲國側に於ては五月十五日答禮使節として外交部秘書科長高崇祿、同參贊李恒を特使に、外交部秘書官東樾坪、同事務官岡野誠治、張建候を隨員に任じ、通州に特派して、茲に全く滿冀兩政府が事實上修好親善關係を開始するに至つたのである。

爾來冀東政府は教科書を改訂して、排日滿教育を根底から一掃するに努力し、南京政府の高率關稅に

對し、其四分之一の課稅率を以て冀東地區沿岸の輸入を獎勵し、民衆の負擔輕減策を敢行した。此四分之一關稅に就ては、後日冀東の特殊貿易として一時間問題化するに至つたが、冀東政府としては日滿との根本的提携を實踐する目的の下に、過去のあらゆる缺點隱性を排除する決意から斷行した諸政策であるから、日本側の支持を受けたことは言ふまでもなく、資本金五百萬圓の冀東銀行を設立して、金融統制の實を擧ぐるなど、其内容に於ても相當見るべきものあり、特殊の立場にあつて北支の現情に鑑み、極めて光彩ある存在價值を益々濃化したのである。されば十一年十二月廿五日冀東政府成立一周年（冀東防共自治委員會より通算して）典禮舉行に際しては、日本側から北支那駐屯軍司令官田代皖一郎中將以下駐屯軍將校、關東軍代表參謀長板垣征四郎少將、天津總領事堀内千城以下外務出先機關、滿洲國代表等も多數列席した程である。

而して十二月西安事件の勃發を見るや、防共の必要を痛感せる殷汝耕長官は、十二月二十日次の如き通電を宋哲元外各省要人、全國知名の士に發して、防共國策確立の意向を闡明し冀東政府の獨立性を愈々濃厚ならしめんと畫策して、中外の注目を喚起した。

西安事變勃發し方に旬日に垂んとす。詳細未だ判明せぬが、これ國民黨專制橫暴の結果である。即ち國民黨の矛盾撞着眞に斯くの如し。この間我が十數省の地域を數千萬の人民を驅り共匪の蹂躪に

呻吟せしめ、流離顛沛の慘苦は既に其極に至る。今や又國民黨自壞の運命は共禍をして愈々蔓延せしめ、危機正に焦眉に迫り、社稷の危機正に終日を俟ち得ざるの勢である。この情勢下に於て今日まで克く支持し來れる所以は、蔣介石氏一人に倚存せるのみにして、蔣氏顛覆するや忽ち黨人爲す所を知らず、その蒔く赤色種子は全國に彌漫すべし、汝耕等共禍の橫流と黨人殃國の實情を座視するに忍びず、去歲防共自治政府を宣布せるは實にこの見地に立脚してゐる。

この非常時に於て國家の更生の途を拓かんとせば速かに國體を共和に復興し、五色國旗を高建し群策群力を蒐め後に國是を議す一途あるのみ。即ち共和政府を改組し各親隣と防共の國策を確定せんことを希ふ。

然し宋哲元の冀察政權は早くも中央の膝下に恭順を示し、國民政府また北支を政治的に統合する第一着手として、冀東政府を解消するの意圖を抱き、偶々日本政府との間に日支國交調整の議起るや、其先決條件として冀東政府解消を要望し、これなくしては日支經濟合作の如き望みなしとまで極論するに至つたのである。

茲に於てか當時國民政府として最も恐れたのは、冀東政府の特殊貿易であつて、四分の一の低率關稅を以て行ふ冀東貿易は異常の殷盛を極め、其ために全支那貿易に影響するところ甚大であつたの

で、國民政府としてはこの意味のみからしても、冀東政府解消を主張せざるを得ない立場にあつた。従つて所謂日支國交調整といふ、全面的な日支關係打開の見地からも、日本側にさへ冀東政府存続の可否に就て、論議するもの續出するといふ有様で、恰も冀東問題の解決が、全般的日支問題解決の鍵であるかの觀を呈したのである。依て四月十七日通州に於て、殷長官は一冀東政府は斷じて解消せず」と日本新聞記者に大要次の如く語つて政府の所信を明らかにし、冀東政府の嚴然たる態度を闡明したのである。

冀東政府が存在するため、日支の國交調整が出来ないとの南京政府の言ひ分を、日本が眞に受けて其解消斡旋に乗出すが如きことあれば、之れは全く本末を顛倒したる日本の錯誤である。

冀東政府は自治政權であつて問題は支那の内争問題であるから、日本がその解消に關し斡旋に當るなどといふ筋合ひのものでは全然ない。

冀東政府は日本を盟主とする東洋民族復興の大眼目に立つて居るから、未だ遠交近攻政策を以て國本とする南京政府には反對であり、日支提携の實現によつて眞に支那を救ひ日本と結ばんとするものである。然るに日本は何故に手近にある盟友を顧みず、一黨の政權保持のためには如何なる手段をも選ばざる南京政府を相手に何を期待せんとするものであるか。

又冀東特殊貿易を大分問題にしてゐる様だが、之は一政權の管轄に於ける低率關稅である。昨年度の低稅輸入品は三億元に達して、安價なる必需品を人民に提供せんとする恤民政策の實現であるから、之れは永久に存続すべきである。

更に五色旗は中華民族復興の表徴であつて、五族協和の精神の下に一黨專制に反對するものであるから、五色旗は冀東政權の存続する限り變更しない。

冀東銀行の成立は遠からず襲來すべき金融恐慌より冀東人民を救濟せんとする政策の現はれに過ぎない。

要するに萬一日本が南京政府の請を容れて、冀東政權解消斡旋に乗出すにせよ、予は斷じて之れに應ぜぬ決心なることを言明する。

殷長官の此言明は、冀東政權全要人の決意を物語るものであるから、冀察政權並に國民政府の幾多の彈壓強要と雖も如何ともする能はず、結局冀東政府は斷乎として存続し、後年支那事變勃發以後、北京に「中華民國臨時政府」の成立さるゝに及んで、之れに合流解消するまで、日滿防共の一翼たるの役割を擔當して、支那の歴史に大なる一頁を劃した存在となつたのである。

第三節 日支外交交渉紛糾

一、廣田三原則と日支交渉

滿洲事變上海事件に引續いて北支那事件の勃發と相次ぐ不祥事件にからんで、日支の關係は著しく惡化の傾向を辿る一方であり、従つて支那に於ける排日事件は、支那政府屢次の辨明にも拘らず、南支那那到る處に瀕發する状態となつた。茲に於てか帝國政府も斷乎として支那側の反省を先決條件として、之れを駐日支那大使蔣作賓を通じて國民政府に要求すると同時に、北支那事件の塘沽停戰協定成るや、昭和十年六月四日初代駐支大使として有吉明を任命赴任せしめたのである。

素より帝國政府は日支國交調整の緊要を痛感して、多年の懸案たりし日支間の大使交換を實踐することに決し、公使館を大使館に昇格して有吉大使任命となつたのであるから、支那側にして大局的見地に於て日支關係の是正を心掛くるならば、必然的に日支の外交關係は多分の調整を見るを得たのであるが、何分にも支那側に於ては對日外交に異常の硬論を主張して、内部の紛争を糊塗せねばならぬ内政上の複雑なる事情もあり、旁々對日外交轉換に關するゼスチュアだけは度々繰返されてゐたが、

實際は毫も日支間の國交調整に對する誠意は認められなかつたのである。此間行政院長兼外交部長汪兆銘が兇彈に見舞はれる（昭和十年十一月一日）椿事が出來して、桂冠の已むなきに至り、蔣介石が軍事委員長にして行政院長を兼ねることとなり、その結果として蔣獨裁の政治が是より愈々露骨化して來たのである。

併しながら帝國政府としては、飽まで日支兩國の緊密なる融和を切望するの餘り、十月初旬、大要次の如き對支新政策の基本大綱とも云ふべきものを、五相會議に於て確認し、廣田外相から駐日支那大使蔣作賓に之を説明した。即ち

(一) 支那に於ける排日の根絶並に積極的日支經濟提携の實現。
(二) 北支に於ける日、滿、支の政治經濟提携を實現すると共に、支那は自主的努力に依つて滿洲國の承認へと諸情勢を誘導すること。

(三) 北支及び蒙古を脅威する赤化防止の爲めに日滿支三國は協力すること。
といふ意味のものであるが、支那側は蔣大使よりの報告に基いて種々研究の結果、二十一日外交部長汪兆銘の名に於て蔣大使に宛て對日回答に關する重要なる訓令を通達せしめた。時偶々支那政府は英國特使リース・ロスの示唆により幣制改革を斷行した際であり、日支の外交關係は内外諸般の事項に

於て一層の複雑化を餘儀なくせしめたのである。

如上の所謂廣田三大原則は、支那側としても極めて重要視し、此原則に準じて日支國交調整の交渉を開始せんとするの態度を示したので、帝國政府は有吉大使を上海より南京に赴かしめ、蔣介石との直接會見方を訓令した。依て有吉大使は十一月二十日南京に於て蔣介石と會見折衝を開始したが、幣制問題に關聯して北支那の自治問題惹起し、北支問題を繞つて、更に日支の全面的關係に重大なる波紋を及ぼさん形勢も見へるに至つたので、有吉大使を始め我方の外務軍部出先官憲は、夫々支那側當局者と疑議を重ねたが、依然として何等成果の見るべきものもない。

一方支那側は國民黨の六中全會、五全大會及び一中全會を引續き南京に開催し、黨並に政府の陣容を更新して、北支那問題にも積極的工作を施すこととなり、冀察政務委員會を成立して、北支那に對しては高壓的態度を以て臨む方針を決定したのである。其結果は支那側は必然的に強硬な態度を持續することとなり、排日運動の瀕發は之れを防止する方法のない状態となつた。

さりながら、假令口頭禪に終るとも、支那側の日支國交調整論のゼスチュアだけは決して其影を失はない、十一月十六日五全大會（國民黨第五期全國代表大會）に於て、蔣介石は前後二時間に亘つて施政演説を試み、特に對日政策に就ては大要次の如く述べてゐる。

最近日支關係につき種々の流言蜚語が行はれ、支那並に日本の態度に關して妄りに臆測を逞ふし、人心を攪亂してゐるやに聞くが、右は國家社會の利益を無視して私利私慾を圖らんとする賣國的行爲に外ならず、斷じて吾人の許容し得ざる處である。

抑も中央の對日外交方針は、本年二月汪院長の聲明せる通り、終始一貫兩國關係の改善を圖らんとするにあり、この方針はその後絶対に變更なきのみならず、中央は將來益々邦交敦睦令の趣旨を全國に徹底せしめ、以て東洋和平の確立に邁進せんと欲する。各位は宜しく此趣旨を體し各自妄動を戒め、苟くも輕々に行動して國家の前途を過るの愚を演ずる勿れ。

更に吾人が茲に一言すべきは汪院長の遭難で、これは實に右の國家最高政策遂行の犠牲とも言ふべきで、斯る憎むべき犯行は吾人の共同の敵として芟滅するを要し、同時に吾人は汪院長のこの尊き犠牲に對し一層の努力を以てこれが償ひをなす義務ありと信ずる。

斯る蔣介石の態度は、新たに外交部長に就任せる張群も、十二月十八日新聞記者との會見談に於て敷衍してゐるが、何れも口頭禪の範疇を出でず、事實は全支到る處に排日學生運動が擴大し、排日貨工作擡頭する有様であつて、支那の對日不誠意に對しては、日本朝野の輿論も漸やく尖鋭化して來た。茲に於てか、支那側は更にその銳鋒を避くる目的を以て、十二月二十七日駐日支那代理大使丁紹倬を

して重光外務次官を私邸に訪問せしめ、日支關係の全面的調整を目的とする「日支國交調整會議」を南京に至急開催したき旨を提議せしめたのである。

支那側が國交調整會議を提案して來た裏面の消息は、支那側一流の對内策と、對日牽制の意味を含蓄してゐることは明らかであるが、日支國交調整を冀望するは、帝國政府多年の主張であるから、若し支那側に誠意ある計畫あるならば、右提案に應ずる用意があるが、其場合は

(一) 支那各地の排日運動を鎮靜せしむること。

(二) 交渉の議題を支那側から提案すること。

(三) 駐支大使と南京外交當局との會商を主とし必要に依つては小委員會を設置する。

との三點を擧げて支那側の回答を求めた、而して日支兩國は右交渉開始に先立つて、日本側は駐支大使に有田八郎を、支那側は駐日大使に許世英を任命して、新に國交調整を開始するの態勢を示したのである。

是より先き外務大臣廣田弘毅は第六十八回帝國議會休會明け劈頭の（昭和十一年一月二十一日）外交演説に於て、所謂對支三原則を次の如く明示し中外の注目を惹いた、勿論此三原則は、曩に駐日大使蔣作賓を通じて、支那政府に通達したるところを公けにしたものであるが、帝國政府の對支外交

根本策を明らかにしたものととして、爾來内外に多大の注意を喚起したところである、今その要旨を示せば左の如し。

(前略) 先づ日滿支三國の關係に付て見まするに、其關係は次第に改善せられつゝあるのでありますが、未だ常道に復して居ると云ふことが出来ぬのであります。依つて三國間の關係を更に一步進め、之れを完全に平常化して、以て東亞安定の基礎を一層強固にするの必要なるを痛感するのであります。茲に於て帝國政府は慎重審議を経て、確定的の對支方針を樹立したのであります。此方針は大體次の三つの趣旨より成つて居るのであります。

其第一點は日支兩國關係の根本的調整に關するものであります、即ち支那は如何なる形に於ても是れ迄の様な非友好的行爲及び政策をとらず、又單に消極的に斯る行爲及び政策をとらざるのみならず、日支兩國は進んで親善提携の實意を示すべく、積極的に協力を行ふ様に仕様と云ふ趣旨であります。日支兩國が互に對立することは双方に不爲めなるは勿論、東亞の大局より申しまして到底忍ぶことの出来ぬ所であります。若し支那にして帝國に對し非友誼的行動に出で、又は第三國を利用する常套手段を用ひ、次で東亞の安定に逆行するが如きことがありますならば、右は眞に遺憾に堪へざる所であります。然しながら若し支那に於てこの點に十分覺醒し來るに於ては、帝國は支

那の發展のために、有形無形の支援をなすの用意あるは勿論であります。帝國としましては從來如上の大局的見地より隱忍自重して、支那側の自省を促し、且つ東亞に於ける其責任に對する自覺を誘ひ、以て其對日政策の轉向を俟つて居たのであります。支那側に於ても漸次此大局を觀取し、約一年前より日支關係改善の意思を表示するに至つたのであります。

帝國政府は曩に第六十七議會に於て、隣邦に對する不脅威不侵略の根本政策を闡明し、更に其機會を利用しまして兩國の國交を常道に復し、兩國利害の調整を進捗せしめんと努力致した次第であります。此點に關しては、遺憾ながら今日迄未だ十分の成果を見なかつた狀況であります。

抑々日支の關係を完全に常道に復する爲めには、支那と滿洲國との關係をも常軌に上すの要あることは當然であります。就中、日滿支三國の各種の利害が直接接觸致して居りまする北支方面に於ては、特に其必要を感ずるのであります。然るに支那側が未だ北支と接壤せる滿洲國を承認して居らないと云ふ事實に加ふるに、北方に於ける長き間の地方的特殊の傳統に基因しまして、北支方面に於ては一時相當不安の空氣を見たのであります。之れも最近に於ては御承知の通り河北、察哈爾二省に於ける冀察政務委員會の設置に依りて、形勢は大に緩和した次第であります。

以上の通り單に日支の直接の關係のみならず、日滿支三國の關係を同時に調整しなければ、どうし

ても安定を得ることが六ヶ敷い譯でありますので、此目的を達成せんとするものが、我が決定方針の第二の點であります。即ち日滿支三國の關係を完全に調整する爲めには、先づ支那が滿洲國の存立を承認し、之れと國交を樹立し、進んで双方利害關係を調和して行かなければ、根本的には解決出来ないであります。従つて一日も速かに其時機の到來を望む次第であります。夫れ迄の期間に於ても、北支に於て何等か日滿支三國の關係を惡化せない様な、手段方法をとるの必要があるといふ趣旨であります。

支那の今日直面致して居りまする困難の最大なるものは、共產主義の運動と思はれます。而して東亞の不安定は赤化運動の正に乗すべき點であり、支那の如きは其邊境地域は勿論、内部の社會組織に於ても甚だしく其脅威を受けて居りまして、支那に於ける赤化分子の跋扈は、想像以上と思はるのであります。抑も赤化運動の危険は東亞に限らるゝ譯ではありませぬが、東亞の天地は今日特に其活躍を見て居る様であります。茲に於て吾人は東亞の安定、否な世界の安定の爲めに、此東亞に於て赤化運動を防止し、支那を其危険より免れしむることは、單に隣邦支那の爲めのみならず、各國共通の重大事であればならぬのであります。之れが今回決定致しましたる方針の第三點であります。即ち帝國は赤化防止の爲めに、支那と種々の協力を行ひたいと云ふ趣旨であります。

以上の三點は帝國政府の確定方針でありますけれども、實は別に新規なる考案ではありませぬ。一に東亞安定の大目的を達成する爲めの、當然なる基礎的觀念でありまして、従つて其精神は東亞に國をなすものゝ共通方針と稱しても差支へないのであります。支那政府も此點は十分諒解して既に右三原則に賛意を表し、更に進んで最近に至つて右三原則の趣旨に則り、日支親善提携の交渉を開くことを提議して參つたのであります。帝國政府は素より之れに異存はない次第であります。最近支那に於ける學生の排日運動の如き、直ちに右原則の趣旨に反するが如き事態が発生致して居りますことは遺憾なことであります。

然し乍ら、此等の事態も遠からず支那政府の措置に依つて是正せられ、茲に良好なる空氣の下に、交渉が開始促進せられんことを期待して、支那政府の申込に賛意を表すると共に、支那政府の交渉開始の準備完了の通牒を俟つて居る次第であります。若し此交渉が漸次に進捗して參りますならば茲に日支關係の根本的調整の基礎が出来ること、信じます。(下略)

即ち廣田外相の演説によれば、所謂三原則が帝國政府の對支根本政策であり、支那側も亦大體之れを諒承して國交調整會議を提議して來た旨を説明したのであるが、支那側は滿洲國承認を含むが如き、日本の對支三原則承認には少からぬ難色ありとなして、翌一月二十二日國民政府外交部の名に於

て左の如く非公式聲明を發表した。

所謂三原則に就ては、昨年九月廣田外相が駐日大使蔣作賓氏に對し提出したる三點を指すものであるが、中日兩國の關係は國民政府の誠意ある努力にも拘らず、年來相次で事件發生し、一波治まらざるに又一波起るの感あるに鑑み、國民政府は昨年秋日本政府に對し、中日關係改善の基本辦法を提出した。次で廣田外相は蔣大使に對し國民政府の提出した辦法は原則上實行出來ぬ譯ではないが、國民政府に於ては先づ次の三點に同意せねばならぬとて所謂三原則を提示した。

- 一、中國は須らく以夷制夷の政策を放棄すること。
- 二、中國は滿洲國の事實的存在を尊重すること。
- 三、中國北方一帯の赤化防止については中日兩國が相共に有効な辦法を樹立すること。

廣田外相は右三點につき同意を求めたが、國府に於ては第三點は抽象的で討議することが出來ぬ故日本政府に對し具體的内容の提示を求めた。併しながら日本政府は今日に至るまで具體的内容を提示してゐない。廣田外相は二十一日議會の演説に於て國民政府が終に三原則に同意したと言明してゐるが事實は相違である。

最近張群氏が外交部長に就任後、中日兩國は須らく正常辦法により外交手段で交渉を進め、兩國關

係の根本的調整を圖るやう提議した。現に廣田外相は議會の演説で右提議に賛意を表すると共に、隣邦不脅威不侵略の根本政策を重ねて説明し、兩國々交の常態化に努力し、兩國の利害を調整する意圖を闡明した以上、外交常態化に關する廣田外相の宣言は、國府の主張と合致するもので、中日兩國の關係は將來右方法に依つて改善されるであらう。

蓋し他までも支那式食言であつて不誠意極まる態度であるため、其後吉大使並に南京領事須磨彌吉郎、大使館付武官磯谷廉介少將等が支那側と屢々折衝したが、何れも三原則を中心とする小競合ひを交換した程度のもので、實質的には餘り進展を見るを得なかつた。

斯る間に日支兩國共に前述の如く大使が更迭され、新大使はそれ／＼新たな訓令を携へて、國交調整會議を促進すべき任務に就いたのであるけれども、二月二十六日に至り突如として所謂二・二六事件の勃發を見たるため、我が方の内閣は之れが責任を感じて總辭職するに至り、代つて廣田外相が新内閣を組織した結果、駐支大使として赴任早々の有田大使が外務大臣に就任し、天津總領事川越茂が新駐支大使として有田大使に代つたのであるが、有田外交は畢竟廣田外交の延長であるから、國交調整問題は依然として、兩國ともに相手の出方を俟つといふ氣構への形より、餘り進展しない風であつた。

さりながら兎にも角にも川越大使の赴任は、對支國交調整に關する重大任務を帶ぶるものとして其舉措は齊しく注視的となつたのである。

有田外務大臣は、駐支大使として在任中、三月十六日より十九日（昭和十一年）迄連續四日間に亘り、外交部長張群と膝を交へての國交調整會議を試み、同二十日には行政院長蔣介石を訪問して、徹底的に支那側の意向を打診した結果、右會談のコミュニケーションに於て

双方の所見は必ずしも、全部に涉り一致したりと言ふを得ざるも、この會談が双方の意思を疏通せしめたる所尠からざるべしと認めらる。

と發表し、また五月五日特別議會に於ける外務大臣としての外交演説の中に於て、日支國交調整問題に關して

日支關係に付きましては、曩に第六十八回帝國議會に於て廣田外務大臣より詳細説明せられました。が、對支三原則を基礎として日支間に話合を進むる事になつて居るのであります。只此基礎の下に話合を進めて行きますが爲めには、支那當局者が眞に東亞の大局を洞察し、一大決心を以て之に當るを要する次第であります。此點に付きましては不幸にして支那側の決心未だ充分ならざるものあるやに見えますのは甚だ遺憾であります。云々

と卒直に此問題に關する見解を表現してゐる通り、所謂有田外交は廣田外交の延長であり、且つ又、日支國交調整に對する支那側の反省を求めつゝ、之れが解決に當らんとする決意を明かにしてゐたのである。従つて有田大使に代つた川越大使の任務も、亦自ら國交調整問題に集中されることとなり、六月二十二日着任早々より國民政府との折衝準備に取かゝつたのである。

然るに川越大使赴任當時の支那の内部事情は、西南に於ける陳濟棠の勢力覆滅工作があり、北支に於ける冀察政務委員會の中央化工作があり、或は大總統問題、或は國民政府改造問題等であつて極めて多事の際であつた。加ふるに英米の金融懷柔政策に躍らされつゝあつた支那政府は、日支國交調整に對する熱意は全くなく、當面を糊塗して日支外交交渉を故意に遷延するの風が見えた位であるが、更に是等の意圖を具體化したものが、八月二十四日の成都慘虐事件、九月十八日の豐臺事件等々不祥事件の頻發である。

支那側の對日テロ事件は前年來引續き繰返されてゐるところであつて、日支國交調整交渉を開始しても、是等のテロ事件が却つて双方の主張に大なる開きを生ぜしむるのみであつた。されば川越大使が重大なる使命を帯びて、九月十三日南京に乘込み、同月十五日より張外交部長との交渉を開始しても、交渉中に續發する抗日テロ事件のために、交渉の前途は極めて悲觀的なるを免れず、其間川越蔣

介石の會談も行はれ、交渉實に二ヶ月以上に亘つたけれども、遂に完全に停頓するの餘儀なき羽目に立ち至つたのであつた。依つて帝國政府は十二月十日午後、外務當局談の形式を以て、次の如く日支交渉經過並に日本政府の態度を内外に明示した。

日支交渉經過に關する外務當局談

(昭和十一年十二月十日公表)

成都其他今次排日不祥事件に關する日支交渉の經緯に就ては、十二月三日在支大使館に於て聲明する所あつたが、茲に今次交渉に當り帝國政府の執り來つた方針、並に右交渉に對する政府の見解等を明白にしたいのである。

一、八月二十四日成都に發生した邦人記者虐殺事件は、多年南京政府に於て執り來つた排日教育及び排日的政策の當然の歸結といふも過言でなく、右は本事件發生の經緯並に事件の内容を知悉する者の悉く首肯する所である。従つて其源を清むるに非れば、唯一片の睦隣令を以て能く同種事件の再發を防止し得ざることは、成都事件と踵を接して九月三日北海事件、同十七日漢口事件、更に二十三日上海事件等が連續發生した事實に徴するも明かである。

仍つて帝國政府に於ては、是等排日不祥事件に關する交渉に當つては、通常の支那に於ける殺人

傷害事件として取扱ひ、單に事件自躰の解決を計る事のみを以て満足せず、更に進んで南京政府をして、是等不祥事件の再發を防止せしむる爲めの將來の保障として、此際根本の方策を講ぜしむることが肝要であると思ひ、之れがため先づ事件發生の根本原因たる排日策動の取締に關して、南京政府が誠意實行に當ることを要求する一方、防共問題及び北支問題等、兩國國交の調整に直接關係ある問題の外、航空連絡、顧問の備聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下等、日支多年の懸案事項をも解決し、仍つて以て消極的なる排日取締より一步を進めて、排日策動の原因たる南京政府の對日態度を是正すると共に、日支國交改善に關する同政府の誠意を、具體的の問題に付表示することを慫慂し來つた次第である。

二、右の如き政府の方針に基き、九月八日須磨總領事と張外交部長との間に豫備的會談が開始せられて以來、川越大使と張外交部長との間に七回、須磨總領事と張外交部長或は高（宗武）亞洲司長との間に二十數回の折衝が重ねられた結果、概略左記が我方の提案に對する南京側の意嚮であることが判明し、交渉の將來に對して大體の見透しをつけ得るに至つたのである。即ち排日問題に關しては、國民政府に於て自發的に一切の排日を根絶し、且つ黨部其他如何なる團體たるを問はず、その一切の排日的策動には國民政府に於て責任を負ふと共に排日取締命令の徹底、排日教

科書の改訂、排日言論の取締等に付、進んで必要の措置を執るべき旨を言明し、又國交調整問題中防共問題に關しては、全般的には遂に話合が成立するに至らなかつた或部分に關しては、意見の一致を見た點があり、又北支問題に關しても、日支協力して不取敢經濟の開發を計るべき原則に付話合が纏つた。其他の懸案事項に關しては、日支間航空聯絡問題に就き多少の問題があつたのを除けば、顧問の招聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下等に付て、既に意見の一致を見たるのみならず、事件自體の解決に關しても南京政府は大體我方の要求を容れ、成都總領事館も亦近く再開を見るべき形勢となつた。

然るに其後、南京政府に於ては時偶々綏東問題の起つたのを口實とし、同問題の解決せざる限り南京交渉を成立せしむること困難である旨を申出で、既往の話合をも否認せんとせるが如き態度を示し、川越大使の屢次の申入に對しても、張部長は殊更に會見を忌避せんとするが如き有様であつたから、同大使に於ては南京交渉と關係のない事件の爲めに、此上交渉を遷延せしむることは、事態を紛糾せしむるに過ぎずと思ひ、十二月三日張部長に面會の際、同日迄に双方意見の一致を見たる點を覺書に認め、之れを手交すると共に、南京側が右話合の結果を速かに實行に移さんことを要求した。

三、交渉の現状は概略右の通りであるから、帝國政府としては右申入に對する南京政府側の出方を嚴重見守ると共に、今後同政府の措置特に排日取締に見るべきものなく、萬一在支居留民の生命財産を脅かし、或は帝國の在支權益を侵害するが如き事態が発生する場合には、支那現下の狀勢に鑑み臨機必要なる措置を執る方針である。

以上の事情によつて明かなるが如く、日支國交調整交渉は支那側の不誠意のため全く停頓するの餘儀なきに立ち至り、而かも此間西安事件の突發に刺戟されて支那側は成都、北海兩事件を急解決（二月三十日）はしたものの、それは單に内政上の謀略に端を發したものであつて、日支國交の根本的調整には何等の關係を持たないものである。

斯くして昭和十一年を經過し、翌十二年に入つてから、我方では交渉再開の決意をなして、川越大使、須磨總領事に諸般の準備を整ふるやう命令し、一月六日川越大使より張外交部長に交渉再開に關する申入をなさしたる處、十一日に至り張部長から非公式に「西安事件に對する南京政府の善後措置方針は、二月十五日開會の三中全會に於て確定する筈であるから、夫れまで日支交渉を再開するも無益であらう」との意見を加へて、交渉再開方延期を求めて來た。

併しながら、南京政府の對日政策は三中全會の結果寧ろ硬化するのみで、交渉再開の意志など毛頭なく、然かも外交部長張群辭任して、三月三日王寵惠が其後任に就任して以來は、三中全會の空氣を反映して、全面的なる對日強硬政策を具體化せんとするの傾向顯著となり、兩國の關係其前途逆路すべからざるものあるかに思はるゝ情勢を醸した。依て川越大使は五月一日歸京、政府に對支政策に關する進言書を提出して種々協議し、六月二十四日新方針を授けられて、東京發南京に歸任したが、しかも川越大使歸任後、七月二日に王外交部長と會見して、國交調整に關する新方式に就き打合せ、王部長また廬山に蔣介石を訪ねて、其成果を報告し來るべき日支交渉再會に關する準備を進むるものゝやうであつたが、七月七日の蘆溝橋事件は、遂にこの日支國交調整交渉を、永遠に葬り去つて了つたのである。

一、全支に頻發せる排日事件

蔣介石を首班として民族主義を唱導し、新生活運動を獎勵し、支那統一事業の發展に全神經を集中してゐる南京政府は、其本來の遠交近攻的政策に囚れて、兎角日支關係の圓滑を缺くことが尠くない。東亞全局の危殆が爲めに著しく懸念され、極めて不穩なる形勢を醗酵する現狀に鑑みて、我が國では努めて支那の反省を促し、日支國交調整の具現化のため、屢々支那側の積極的友好性を喚起し來

つたのであるが、折角の我が國策たる日支親善策も、支那側に誠實ある政策の確立と、之れが實行に幕進する強權とを用ひない限り、實質的效果の顯現されないのは已むを得ないことである。

されば、南京政府が我が國の國交調整交渉に呼應する誠實性のなき事が、種々なる事實として次から次と續發し、到底收拾し難き状態に陥つたのも當然のことであらう。即ち南京政府が形式的に日本との睦隣命令を出したり、或は我が方の注意に應へて、最早支那には排日運動絶無なりと辯解してゐる片端から、事實は總てを裏切つて、支那の各地に頻々として慘虐なる排日行爲や、抗日事件が續發し、昭和十年十一月九日上海北四川路に於て、上海特別陸戰隊中山秀雄一等水兵が拳銃を以て射殺されて以來、十二年七月支那事變勃發に至るまで、殆んど毎月の如く不祥事件を見ざる月がないほどであつた。今是等の事件中主なるもの、大要を概記すれば次の如きものである。

中山兵曹射殺事件

昭和十年十一月九日夕刻、上海特別陸戰隊一等水兵中山秀雄は、出先より陸戰隊への歸途、グラツキ路左側を通行中何者にか拳銃を以て射殺された。我が陸戰隊本部は素より前後の事情より犯人は支那人なりと断定し、嚴重支那側の捜査開始を督促し、若し警戒及捜査方法にして不満足の場合には、陸戰隊は独自の立場から、思ふ存分の行動をとる決意を示した。然るに支那側は捜査の結果犯

人として秘密結社同義協會々長楊文道を元兇と認め之れを公判に附したが、昭和十一年七月十七日の公判廷に於て判決を無期延期に決した。然らば楊文道の犯行動機及其經歷は如何といふに大體次の如く判明してゐるのである。

楊文道は廣東生れ當年四十二歳、早くより父を失ひ叔父に養育され、三十歳まで既に十數の職業を轉々し、太沽汽船の仲仕頭となるや、忽ち廣東仲仕仲間の信望を集め、約一千人の乾兒を有する一親分となつた。昭和六年滿洲事件起るや、「抗日」「對日血戰」を主張して、更に多數の乾兒を輩下に集めた。當時彼の團體は洪順協會と稱し表面は貧民に對する教育補助と稱して、上海黨市部を通じて上海市政府社會部の認可を得た。滿洲事變中馬占山が背反した頃は、東北義勇軍參議の肩書で無賴漢を率ひて暗殺脅迫を事とし、上海事變起るや、十九路軍諮議となり、輩下を率ゐて便衣隊として活躍した。中山兵曹射殺に使用したピストルも十九路軍から支給されたもので、十九路軍が日本軍に粉碎され、蔡廷楷が福建に左遷されても、楊は之れと氣脈を通じ、上海に於ける反蔣介石運動のリーダーとして活躍し、一九三三年福建革命の際之れと呼應して、上海で反蔣暴動を計畫したが、發覺して厦門に逃れ、その後一九三四年十二月國民政府に歸順を申出でて許され上海に歸つた。その際十九路軍より多額の資金を得たが、悉く抗日テロ及び蔣政權打倒運動に使用した。昭和

十年末中國共產黨が抗日戦線結成を主張するや、彼は好機至れりと上海全市の大暴動を計畫し、「日支離間」「日本の力により蔣政権打倒」を目指して策謀中、中山兵曹がその血祭りに擧げられ犠牲となつたものである。

日比野洋行襲撃事件

昭和十年十一月十一日午後七時、上海南京路の日本人陶磁器建築材料店日比野洋行は、數十名の支那暴漢團に闖入され、店舗は木ツ葉微塵に破壊されたが、其際暴漢等は次の如き「打倒日本帝國主義、排日貨」の傳單を撒布した。

貪欲飽くことなき日本帝國主義はすでに北支をその手に收め、中支、南支に向つてもすでにその魔手を伸した。賣國奴行政院長汪兆銘はこの日本に蹈うた、國を賣り我等が財産も、文化も、將に日本の手に蹂躪されんとする。この際我等は斷然起つて汪兆銘を倒すと共に、共同して日本帝國主義に宣戦を布告すべきだ。奮ひ起て、わが同胞よ。

上海抗日救國團

汕頭事件

昭和十一年一月二十一日正午頃、廣東省汕頭帝國領事館勤務の角田進巡查が、街路に於て狙撃されて即死した事件が突發した。但し犯人は不明。

萱生事件

前記中山事件の判決近く、上海特別法廷が無罪を布告すべしとの説頻りに傳へられてゐる折柄、昭和十一年七月十日夜九時半頃、上海其美路に於て、海産物商萱生鑛作が子女を同道して散歩中、何者にか狙撃されて重傷を負ひ間もなく死去した。中山事件に對する支那側の態度に憤激した上海居留民は、引續くこの事件の突發に、異常な激昂の形勢を示したので支那側は取り敢へず、中山事件の判決を七月三十一日まで延期し、本事件による問題の不擴大を懇請するなど百方之れが善後策に腐心したものである。

長沙事件

同年八月二十日午後九時三十分、長沙の邦人旅館湘南クラブに宿泊中の我が陸軍武官に向つて、一支那人が爆彈を投じ、二名の負傷者を出したが、幸ひ不發彈の故を以て大事には至らなかつた。

成都事件

四川省成都に於ける帝國總領事館は大正七年四月十六日開館したが、昭和六年滿洲事變勃發により、支那朝野の感情激化の情勢に鑑みて、帝國政府は自發的に同館員を一時引揚げしめたのである。然るに最近日支の關係常道に復しつゝあつたので、昭和十一年同總領事館員の復員を命じ、岩

井英一を總領事代理として赴任せしむることとなり、岩井總領事代理は七月十九日東京驛發赴任の途につき、八月十七日重慶へ到着したが、當時支那政府は何故にか帝國の成都總領事館復活に反對の態度をとり、南京中央通訊社をして「成都設領反對問題」なる論説を掲げしめたり（八月十七日付）或は外交部から四川省當局へ、又國民黨部から四川省黨部へと、それぞれ密令を發して岩井總領事代理の入川を阻止せしむる手段を講ずる状態となつた。

岩井總領事代理の入川不可能となつたので、之れと同行してゐた大阪毎日新聞特派員渡邊洗三郎、上海毎日新聞編輯長深川經二、滿鐵上海事務所員田中武夫、漢口在住商人瀬戸尙一（元日清汽船社員）の四名は、重慶外交專員吳澤湘の查證を得て八月二十一日重慶を出發、同二十三日無事成都に到着、大川旅館に投宿した。然るに右四名の成都着を知つた成都の民衆は、翌二十四日成都少城公園に「成都日本領事館設置反對民衆大會」を開き、専ら學生團が中心となつて大々的に反日氣勢を擧ぐると共に、成都聯合中學生會の名に於て矯激なる排日決議を可決し、直ちに大川旅館を襲撃して鬼畜に等しき暴狀を敢行した。その結果、渡邊、深川兩名は慘殺され、田中、瀬仁兩名は重傷を負つた。

事態極めて重大なりとして帝國大使館は松村書記官を、陸海軍また漢口駐在武官を、成都に特派

して共同調査を爲さしめたが、之れに對する支那側官憲の態度は頗る不誠意極まるものであつて、僅かに「成都事件の犯人劉成先、蘇得勝の二名は二十四日暴動勃發と同時に現場に於て逮捕され、二十六日午後銃殺に處された」との發表を行つたに過ぎない。

北海事件

蔡廷楷の率ゆる舊十九路軍は廣東省南部地方に於て猛烈なる排日民衆運動を煽動してゐたが、昭和十一年九月三日北海に於て、翁照垣の抗日救國第二路第五縱隊が中心となり、全市に反日宣傳ビラを撒布して「民族英雄蔡廷楷將軍歡迎抗日大會」を開き、大に氣勢を擧げた。その夜、是等軍隊の一部は突如として邦人經營の中野藥房を襲撃し、同主人中野順三を虐殺し、同店内の商品全部を掠奪、暴虐の限りを盡くして引揚げた。

漢口事件

成都、北海兩事件の日支交渉開始せられんとする矢先、昭和十一年九月十九日又もや漢口に於て邦人警官殺害事件が起り、日支間の空氣は一層惡化を免れない情勢となつた。同事件の概要に關し漢口駐在日海軍當局は次の如く之を公表した。

吉岡庭二郎巡查（漢口總領事館勤務）は九月十九日午前十一時半、日本租界とエキステンション（擴張租界）との

境界近くの地點に於て支那人の爲めに狙撃され、二、三步たじたじと歩んで後に倒れたもので、倒れた地點は日本租界の境界を越えたスタンダード石油會社前のエキステンション内に入つてゐた。

目撃者たる露店煙草商人及び苦力一名は、死體を租界内の派出所前に持ち運び其處に遺棄したもので、兩名は直ちに總領事館警察に連行され訊問を受けたが兩人の自由により死體を持ち運んだあとで、更に吉岡巡查の倒れた地點に引返し、血痕を消し證據湮滅を計つたこと判明した。なほ右苦力は事件の共犯者なりとの推定のもとに引續き拘留留問中である。

右の如く引續く反日テロ事件により、在支邦人の生命財産は今や全く危険に曝され、最早支那側官憲に治安の維持を依頼し得ないので、我が海軍當局は自衛措置を執る以外に方法なしとして、第三艦隊司令部から取りあへず九月二十日左の如き聲明を發すると同時に、中部支那の樞要地漢口を昭和四年五月以前の警備状態に復することに決し、日本より本隊を急派するまで、上海特別陸戰隊の一部を漢口に派遣した。

第三艦隊司令部聲明（昭和十一年九月二十日）

昨年十一月上海に於ける中山兵曹狙撃事件勃發以來、角田巡查射撃（一月汕頭）董生射撃（七月上海）長沙爆彈投下（八月）成都虐殺（八月）中野虐殺（九月北海）汕頭爆彈投下（九月）及び今回の漢口に於ける吉岡巡查射撃等の惡性反日テロ事件全支に亘り續發し、反日行爲の暴狀は支那國民革

命軍北上以後、滿洲事件勃發以前の狀況に過ぐるものあり。全支に於ける帝國臣民の生命財産の不安甚だしきものある狀況に鑑み、中支に於ける樞要地點たる漢口日本租界に、相當部隊の陸戰隊を駐屯せしめる必要を認め、内地派遣部隊到着までの急に備へるため、取敢へず上海陸戰隊より、○隊を驅逐艦二隻に搭乗せしめ、九月二十日急速溯航漢口に派遣せり。

上海事件

昭和十一年九月二十三日午後八時二十分頃第三艦隊出雲乗組の一等水兵八幡良胤、二等水兵田湊朝光、同出利葉の三名が宿舍へ歸らんと歩行中、至誠堂書店前の海濱路と吳淞路角バス停留所附近に於て、バスの背後より突如數名の支那人が拳銃を發射狙撃したため、田湊二等水兵は即死、他の二名は重傷を負ひ、直ちに陸戰隊病院に收容された。犯人のうち一人は現場にて工部局員に逮捕され、他の四五名は何れにか姿を晦ました。

上海の第二邦人射撃事件

昭和十一年十一月十一日上海碇泊中の郵船笠置丸乗組員高瀬安次が下船し、滙山碼頭附近の楊樹浦培爾爾路源里を散策中、突然闇の中より一怪漢躍り出で、高瀬の背後より拳銃を以て狙撃し、彈は心臟部に命中し、同人は其場に即死した。

第四節 支那事變

一、西安事件と抗日政策

北支那事件、綏東事件等を楔機として、蔣介石は西北地方の防備を整理擴充し、併せて共產軍對策を指導するため、昭和十年十一月下旬から洛陽に滞在し、同地に於て張學良、閻錫山、徐永昌、傅作義、商震、賀耀組等と國防軍事會議を開き、次で十二月五、六兩日、西安に於て共產軍との妥協問題及び張學良の舊東北軍の綏遠移駐問題を主題とする軍事會議を開き、同會議には張學良、干學忠以下舊東北軍主腦部並に楊虎城（西南綏靖公署主任）馬鴻逵（寧夏省主席）邵力子（陝西省主席）等の西北要人も召集された。

斯くして蔣介石は、翌七日其行營を西安東方約八十支里の驪山山麓なる華清池溫泉場に移し、同夜は張學良、楊虎城、干學忠、朱紹良等を招宴して何事もなかつたが、十一日蔣介石が洛陽に歸還するため、隴海鐵道局に車輛の準備を命じた事實を知つた張學良と楊虎城とは、茲に相提携して十二日拂曉兵變を敢行し、華清池溫泉の宿舍から蔣介石並に同行の中央要人を逮捕して西安へ連行したのであ

る、即ち西安事件と稱して支那各界へ甚大なる影響を及ぼすと共に、支那政府の對日政策に重大なる轉換を齎したる重要な要素となつたのが之れである。

本事件に就ては其後種々なる情報が傳へられたが、夫等を綜合して真相を探究すれば、十二日拂曉張學良部下の舊東北軍第百零五師（師長劉多荃）二ヶ大隊及び楊虎城部下の西安駐屯隊とが同時にクーデターを敢行し、午前二時頃突如蔣介石の本營を襲撃したところ、蔣介石護衛の百名ばかりの憲兵衛隊は、最後の一人に至る迄防戦之れ努め、衛隊長蔣孝先は之れがために即死した。此間に蔣介石は侍従に助けられて行營裏の驪山に避難したが、包圍軍漸く猛撃を加へ到底脱出の困難なることを知つたので、自ら暴徒の群中に向つて山を下り、其指揮官の一人に對つて『何故亂暴するか』と詰問したところ、暴徒の指揮官は『上命なれば兎も角も西安迄歸つて貰ひたい』とピストルを擬しながらも鄭重に申出で、其儘蔣介石を自動車に乗せて西安へ拉致し、楊虎城の公館であつた新城大樓の一室に監禁したのである。

監禁後は張學良及び楊虎城が交々挨拶に伺候したが、蔣は一言も之れに答へなかつたといふし、他の要人達も張學良の慰問を受けはしたものの、西安城内の官衙公署の悉くは叛軍の占領するところとなり、官軍は總て武装解除され、抵抗した省政府の衛隊は全滅に瀕し、省主席邵力子は逮捕され、邵

夫人は左臂に貫通銃創を負ひ、又新城大樓監禁中の要人のうち、窓から飛び降りて難を避けんとした中央委員邵元冲は流弾にあたり即死した。當日新城大樓に監禁された要人は左の人々である。

内政部長	蔣作賓	陸軍部次長	陳誠
第一路軍總指揮	陳調元	駐甘綏靖主任	朱紹良
豫鄂陝邊區清剿主任	陳繼承	西北剿匪前敵總指揮	蔣鼎文
晋陝寧綏邊區總指揮	衛立煌	第二十五軍長	萬耀煌
軍政部參議	蔣方震	中央委員	邵元冲
同	馬占山	同	會擴清
同	蘇炳文	同	張冲
侍從室主任	錢大鈞	(負傷)	

而して此事件に於て蔣介石防護のために戦死したのは、衛隊長たる前記蔣孝先の外に、蕭久華(秘書)蔣瑞昌(侍徒官)湯根良(特務員)毛裕禮(區隊長)楊鎮亞(憲兵團長)蔣堃(憲兵隊付)及び衛士洪家榮、張華其他衛隊兵百五十餘名である。

是れより先き、張學良、楊虎城はクーデター敢行と同時に國民政府に八個條の要求を提出すると共に、全支各方面に對して左の如き宣言的通電を發した。

當軍はここ數年來中央の命に従ひ、邊疆に赴いて専ら剿匪事業に従事し、中國の安寧、人民の福祉増進のため努力し來つたが、この間蔣介石の南京政府は稅政百出し、先づ對外的には華北を失ひ、冀東冀察の獨立を見、更に綏遠も之れに倣はんとす。國民政府は須らく對日宣戰を布告し、以て外侮を一掃すべきものなるに、軟弱屈節し、外交交渉に終始し、國家民衆は今や危殆に瀕せんとし見るに忍びざるものあり。我等はこの機に於て蔣介石の現國民政府を否認し、國家の改造を斷行し、外敵を驅逐して東北四省その他の失地を回復し、國家國民の幸福のため第一線に立たんとするものである。

即ち右通電によれば張學良等のクーデターは表面上、對日宣戰の布告、國民政府の改造(容共政策の復活)並に滿洲失地の回復といふ點を條件として、國民政府に要求してゐるのであるが、此飛報に接した國民政府は極度に狼狽し、即夜直ちに臨時中央常務會、中央常務會中央政治委員會の緊急連絡會議を開き、先づ行政院副院長孔祥熙を行政院長代理に、軍事委員會副委員長馮玉祥、何應欽等七名の常務委員を以て軍事委員會の職務を代行せしむることを決定し、緊急對策として張學良の公職一切を褫奪して即時討伐を斷行することとし、何應欽を討伐軍總司令に、劉峙、顧祝同を東西兩路指揮に夫々任命、なほ胡宗南軍を北路討伐軍として西安包圍工作を樹て、右決定に基いて、十六日午後左の如く張學良討伐令を發布した。

張學良は黨國に背反し、總帥を拘留し、既に本職各職を褫奪され軍事委員會の查辨に附されたが、なほ悔悟して罪

をまたず、部下軍隊を西安に集中し、命に抗してその慾望を遂げ、大局を擾害せんとす、全國人民等しく憤激す。政府は綱紀を匡すため討伐を下命せざるを得ず、依つて討逆總司令に何應欽を任す。何應欽は迅速に國軍を指揮し叛逆を掃蕩し、以て兇氣を潔め、本國を維持せよ。茲に令す。

然るに一方、蔣介石救出の議も近親者方面より提出されたので、討伐軍の西安總攻撃は着々進行されたが、之れと並行して救援方法をも講ずることとなり、十四日英人顧問ドナルドが嘗て張學良顧問たりし關係から、黃仁霖（勵志社總幹事）を同道して午後二時空路西安に到着、張學良と面接之れを説得するに努めた。

その結果十八日には監禁中の蔣鼎文が蔣介石の親書を携へて南京に飛來し、十九日には宋子文が洛陽に向ひ二十日西安に到着し、次で二十二日には一日南京に歸來した宋子文が宋美齡を同伴西安に飛次、此間討伐軍は攻撃開始を二十三日迄延期することとなり、次いで二十四日には在北平の米國大使館付武官スチルウェル大佐、同英國大使館付武官フレデー中佐が西安に飛來して張學良と懇談する等、人事の往來頻繁を極めたのである。

以上の如き情勢下に於ては、事件以來張學良に對する一般の空氣非なるは勿論、張學良も亦前非を悔悟して、さきに提出した八個條の要求は撤回し、蔣介石釋放に同意すると同時に、自身も亦南京に

赴いて罪を乞ふことに決した結果、二十五日、蔣介石、宋美齡、宋子文、ドナルド、張學良等が同時に西安飛行場を出立、同日は洛陽に一泊し、翌二十六日一行は官民の大歡迎裡に洛陽より南京飛行場に着陸したのである。實に事件發生以來二週日の出來事である。

本事件解決のため張學良及び楊虎城よりドナルド及び宋子文に提出した妥協條件は次の八項目であつて、之れは中國共產黨指導者たる宋慶齡（故孫文未亡人）の起草にかゝるものと傳へられる。

- 一、蔣介石の釋放と張學良の安全保障。
- 一、蔣介石は抗日に賛成するも、之れが實現準備工作のために英・米・蘇・佛の四ヶ國と接近を圖る。
- 一、共產黨との合作は之れを公然行はざるも、共匪討伐を中止し、其活動方向を轉換する。
- 一、舊東北軍々費不足額九百五十萬元、楊虎城軍々費不足額五十萬元に對し、中央銀行より直ちに一千萬元を支給す。

- 一、蔣介石は親日派要人を中央要職より罷免する。
 - 一、上海に拘禁中の共產黨員陳金樹以下六名の罪を輕減し、時期を見て釋放する。
 - 一、張學良は蔣介石監禁中の日記に關し秘密保全を確保する。
 - 一、張學良討伐に關する一切の措置を撤回し事變前の状態に復する。
- 然らば張學良處分問題は如何に處理されたかといふに、十二月三十一日の高等軍法會議に於ては李

烈鈞審判長となり

張學良儀仗黨を組み上官に對し暴行脅迫をなせるに依り有期徒刑十年、褫奪公權五年に處す。

との判決を受けたのであるが、蔣介石からの特赦請願書があつたりして、結局翌昭和十二年一月四日の大赦によつて特赦され、流石に天下の耳目を集めた西安事件も之れを以て急轉直下大團圓となつたのである。唯しかし本事件は、單なる地方軍閥たる張學良等の不平分子が中央改組を目標とする兵變を以て終つたのではなく、此事件を楔機として蔣介石の國民政府が、共產黨との連繫に於て、また對日對策に於て、著しく抗日主義的傾向に轉向したのは事實であつて、こゝに支那事變勃發を餘儀なくせしむる、支那側の根本的素因が醸成されたものと見るべきであらう。

一、蘆溝橋事件

昭和十二年七月七日こそ、近世東亞史に抜くべからざる一つの世紀を劃した日である、即ちこの日突如として支那軍の發砲せる一彈が、遂に支那事變にまで擴大され、五年の星霜を費して日支兩民族に争鬪を餘儀なからしめた蘆溝橋事件勃發の日である。

此日我が北支駐屯軍に屬する豐臺駐屯部隊の一部が、蘆溝橋（北京西南方約三里）の北方一キロ龍

王廟附近に於て夜間演習中、午後十一時四十分頃、蘆溝橋附近の支那兵から突如數十發の射撃を受け、依て我が軍は演習を中止して直ちに部隊を集結すると共に、豐臺部隊長に之れを急報した。

豐臺部隊長は直ちに現地に急行して蘆溝橋の支那部隊に對し不法射撃に關する交渉中、八日午前五時半頃、又もや龍王廟附近の支那兵から迫撃砲及び小銃射撃を受けたので、我が方は已むなく自衛上之れに應戰して幾何もなく龍王廟を占領し、支那軍の一部武装を解除し、斷乎として支那側の不法行為に其反省を促したのである。

此結果九日午前二時に至つて、支那側は遂に我が要求を容れ、午前五時を期して蘆溝橋にある部隊全部を永定河右岸地區に撤退することを誓約した。しかし約束の時間に至るも容易に撤退の色もなく却つて兵力も増加し且つ我が監視軍に射撃を加へる等の暴舉を敢てするので、更に嚴重折衝したところ、漸く午後零時十分頃支那兵は濫々撤退を完了した。依つて我軍は蘆溝橋北側及東側に兵力を集結し、戰鬪行為を中止して事件の善後處理に關する交渉を開始することとなり、日本側代表北平特務機關長松井太久郎大佐と支那側代表秦德純との間に協議を開始したところ、俄然支那軍は十日午後五時十分に至り、三度び不法射撃を加へ來たので、事態はまたもや逆轉、我部隊も已むなく敢然逆襲に轉じ之れを殲滅して午後九時頃龍王廟を占據した。右に關し同日午後十時、北支駐屯軍は左の如く發表

したのである。

北支駐屯軍發表（七月十日午後十時）

蘆溝橋附近の日支兩軍は九日正午以來永定河を隔てて矛をおさめ、一切の戦闘行爲を固く禁止するとの協定の下に目下北平に於て會議進捗中なるにも拘らず、支那軍百餘名は十日午後五時十分より蘆溝橋北方凡そ四キロメートルの衙門口附近より迫撃砲の狙撃を交へつゝ蘆溝橋驛附近の我が部隊に攻撃し來るも直ちに之れを撃退したり。午後七時に至るや更に新たなる部隊再び蘆溝橋驛附近に向つて攻撃し來り、目下對峙中、又永定河右岸より迫撃砲を以て我が部隊に射撃を開始せり。永定河右岸の支那部隊は斯くて益々増加して五個團五個聯隊に達し、その後方には盛んに彈藥を集積しつつあり。斯の如き挑戰的行爲は益々露骨化し來れるを以て形勢逆轉を許さず、軍は飽く迄も事件の不擴大に努めつゝあるも、この努力は遂に水泡に歸する事なきやを恐るるものにして、其實は全く支那側にありと謂はざるべからず。

右發表にある通り我が方は飽くまでも不擴大方針をとり、十一日拂曉には部隊を龍王廟より撤退して、主力を蘆溝橋東北方約二キロ五里店に集結すると同時に、一方現地交渉により圓滿なる妥結を發見せんものと、我が代表より支那側に對し三個條の解決條件を提示して其反省を促したるところ、支那側代表張自忠、張允榮は之れを容認署名したるも、國民政府は之を全面的に拒否する態度に出で、現地協定を蹂躪する如き暴戾を敢てする有様であつて、砲を有する七、八百の支那軍が八寶山及びその

南方地區に駐し、長辛店及び蘆溝橋には兵力を増加し、永定河西岸及び長辛店高地端に陣地を設備し其兵力逐次増加の様相であるのみならず、中央の命により、萬福麟、商震、劉峙の北上軍は保定以南の平漢線沿線に集中され、國民政府は黨部をして各地に排日氣勢を昂揚せしむると同時に、中央軍にも動員令を下して其出動準備を命じ、空軍に對して北上を訓令し、馮玉祥を河北總司令に、宋哲元を前敵總指揮に、閻錫山を左翼總指揮に、商震を中路總指揮に、韓復榘を右翼總指揮に、劉峙を豫備隊指揮に夫々任命し、また何應欽を華東區總司令として其下に張發奎を江蘇沿海總指揮に、張學良を浙江沿海總指揮に、楊虎城を長江警備司令に任命して大いに對日抗戰の體制を整へるに至つた。

茲に於てか、現地協定、不擴大方針を策する帝國政府の希望も、支那側の積極的抗戰方針に押されて實現不可能の情勢となつたので、陸軍省から次の如く發表し、支那側の今後の行動を嚴重監視することゝなつた。

陸軍省發表（七月十一日）

七月十一日午後八時支那側第二十九軍代表張自忠、張允榮は、蘆溝橋事件現地解決辦法として、左記條件に署名の上之れを我が北平特務機關長松井大佐に手交した。我方は依然事件不擴大の方針を持し十分なる準備を整へつつ支那側の實行を監視中である。併しながら其後に於ても、支那軍の我が警戒部隊に對する射撃並に蘆溝橋部落に對す

る侵入其他の挑戰的行爲が頻發を見つあることは頗る遺憾とする所である。此の如くして事態が更に擴大するに至ることあるも責任は一に支那側の負ふべきことは明らかである。

蘆溝橋事件解決案全文（所謂現地協定）

- (一) 第二十九軍代表は日本軍に對し遺憾の意を表し且つ責任者を處分して將來責任を以て再び斯くの如き事件の惹起を防止することを聲明す。
- (二) 支那軍は豐臺駐屯日本軍と接近し過ぎ事件を惹起し易きを以て、蘆溝橋城廓及び龍王廟に軍を駐めず。保安隊を以て之れが治安を維持す。
- (三) 本事件は所謂藍衣社、共產黨其他排日系各種團體の指導に胚胎する事多きに鑑み之れが對策を爲し且つ取締をなす。

以上各項は悉く之れを承認す。

昭和十二年七月十一日

張 自 忠（署名）
張 九 榮（署名）

而してまた帝國政府としては、斯る事實に於て到底之れ以上隱忍する能はざるを以て、十一日緊急閣議を開き、一は自衛のため、二は支那側の不法行爲並に排日行爲に對する將來の保障を取附けるた

め、また三には東亞永遠の平和を維持するために北支に派兵することを廟議一決し、近衛首相は直ちに葉山御用邸に赴き上奏御裁可を仰ぎ、即日午後六時半次の如く中外に之れを聲明した。

北支派兵に關する帝國政府聲明（七月十一日）

相踵ぐ支那側の侮日行爲に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中の處、從來我と提携して北支の治安に任じありし、第二十九軍の七月七日夜半蘆溝橋附近に於ける不法射撃に端を發し、該軍と衝突の已むなきに至れり。ために平津方面の情勢逼迫し、我が在留民は正に危殆に瀕するに至りしも、我方は和平解決の望を棄てず、事件不擴大の方針に基き局部的解決に努力し、一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承認したるに不拘、突如七月十日夜に至り彼は不法にも更に我を攻撃し、再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而かも頻に第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を南進せしめ、中央軍に出動を命ずる等、武力的準備を進むると共に、平和的交渉に應ずるの誠意なく、遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日なること最早疑ひの餘地なし。

思ふに北支治安の維持が、帝國及び滿洲國にとり緊急の事たるは茲に贅言を要せざる處にして、支那側が不法行爲は勿論排日侮日行爲に對する謝罪を爲し、及び今後かかる行爲なからしむるための適當なる保障をなすことは、東亞の平和維持上極めて緊要なり。

仍て政府は本日閣議に於て重大決意を爲し、北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念するところなるを以て、政府は今後共局面不擴大のため平和的折衝の望

を捨てず、支那側の速かなる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就ては固より十分之れを考慮せんとするものなり。

然りと雖も我方は依然として現地協定の望みを捨てず。不擴大方針の貫徹を期するものなるが故に飽まで之れが履行を支那側に督促する事とし、橋本支那駐屯軍參謀長より張自忠に對し、また今井北平駐在武官より秦德純に對し、夫々現地協定履行方を督促したが、何分にも冀察政權内部には強硬派が終始リードしてゐる實狀のため、容易に協定實行に至らない。仍て帝國政府は十七日五相會議を開いて重大決意をなし、同日午後香月支那駐屯軍司令官をして宋哲元に通告せしめたところ、漸くにして翌十八日午後一時十分宋哲元が香月軍司令官を訪問して陳謝の意を表し、更に十九日夜本事件を惹起した第三十七師（師長馮治安）を他に移駐せしむる旨を自發的に申出で、辭去した。即ち斯くして協定の逐條實施となり、情勢やゝ緩和さるべしと感ぜられたのであるが、國民政府の態度が相變らず現地解決の我方の要求を全面的に拒否し、寧ろ却つて積極的に事態を重大化せんとするが如き計畫を進めつゝあるため、第一線方面に於ける支那軍の不法射撃が一層激化する傾向となり、十九日には西五里店附近警戒中の我部隊は支那兵の不法射撃をうけて將校一名が負傷するに至つた。茲に於て乎我軍は第二十九軍代表に對して「尙も不法行爲を繰返す時は、二十日正午以後は自衛上獨自行動を採

る」べき旨の重大通告を手交し、支那駐屯軍司令部も亦其旨十九日午後十時中外に聲明を發表したのである。

右の通告に驚いた第二十九軍代表張自忠は我代表橋本參謀長と會見して、現地協定第三項實施のため「共產黨及び排日運動取締に關する細目協定」を取極めたのであるが、現實の情勢は何等正さるゝことなく、二十日午後二時半には宛平城内の支那軍は齊しく我軍に向つて砲撃を開始し、我が軍また敢然之れに應戦して、事態は將に爆發點に到達することとなつた。

恰も當時北平天津間の郎坊に於て頻々として我軍用電線の切斷さるゝ事件があつた。七月廿日過ぎにも切斷電線を修理するため我軍が郎坊に赴いたところ、支那軍の妨害を受けて補修し得なかつた。そこで一旦歸つた我通信隊は廿五日掩護隊として五ノ井部隊が參加し、第三十八師長張自忠の諒解を得て郎坊に入つた。然るに二十五日午後十一時半、右の我部隊は支那軍より突如手榴彈、機關銃、迫撃砲による不法射撃を受け、我軍は已むなく之れに應戦した。一時は危險に瀕した我軍も、急援のため出動せる鯉登部隊の來着と空軍部隊の爆撃によつて、辛じて危地を脱し、二十六日午前八時迄に郎坊を占領した。

右郎坊事件は明らかに支那側の騙し討ちに會つたものであつて、我軍の不擴大方針は全く根底から

覆されたのであるから、我軍としては最早や隱忍の餘地がなく、一舉に第二十九軍膺懲の軍事行動を開始せざるを得ないこととなつた。しかし我が方では第二十九軍に對して尙も好意的態度を捨てず、二十八日正午迄との期限を附して第二十九軍第三十七師を永定河以西の地域への撤退を懲通することにし、二十六日午後三時半支那駐屯軍司令官香月清司中將より第二十九軍長宋哲元に宛て、次の如き最後の通告を發するに至つたのである。

第二十九軍への最後の通告（七月二十六日）

昨二十五日郎坊に於て、通信交通掩護の爲め派遣せる一部我軍に對する貴軍の不法射撃に基因し、遂に兩軍の衝突を見るに至りしは遺憾に堪へず。斯くの如き事態を惹起するに至れるは、貴軍が我軍との間に協定せる事項の實行に對する誠意を缺き、依然抗戰的態度を緩和せざるに基因す。貴軍に於て依然事態不擴大の意思を有するに於ては先づ速かに蘆溝橋及び八寶山附近に配置せる第三十七師を、明二十七日正午迄に長辛店に後退せしめ、なほ北平城内にある第三十七師は北平城内より撤退、西苑にある第三十七師部隊と共に先づ平漢線以北の地區を経て、本月廿八日正午までに永定河以西の地區に移し、爾後引續き是等軍隊の保定方面への輸送を開始せらるべし。右實行を見ざるに於ては貴軍に誠意なきものと認め、遺憾ながら我軍は独自の行動をとるの已むなきに至るべし。此場合起るべき一切の責任は當然貴軍に於て負はるべきものなり。

右の如き最後の通告も今は支那側に於て之れに従ふ意思微塵もなく、否寧ろ積極的戰備を整へるのみならず、二十六日午後七時半北平廣安門より北平兵營内に歸來する我が廣部部隊を、其約半數が門内に入れる頃突如門扉を閉鎖して我軍を城門の内外に分斷し、手榴彈、機關銃の猛射を浴せたので、我部隊また之に應戰し、午前零時過ぎ特務機關等の奔走によつて漸く交渉成立し、我が部隊は兵營に入るを得たといふ事件が起つた。

右廣安門事件の發生により、既に支那側の眞意判明するに至つたので、我が方は二十六日最後の通告を發して我軍独自の行動に出づる決意をなし、北平大使館も亦二十七日朝居留民全部に大使館區域内への引揚げ命令を發し、正午頃全部の引揚げを完了、茲に二十七日夜十二時を以て我軍独自の行動開始の旨宋哲元に通告したのであつた。斯くして二十八日早曉より、北平周邊の第二十九軍に對する膺懲戰は開始されたのである。

蘆溝橋事件は、支那側にとつては計畫的の一機會であつたかも知れないが、我方にとつては思ひもよらぬ偶發事件であつた。従つて現地解決に執着し、不擴大方針に忠實であつたことは、支那側から見れば不思議な位であつたかも知れない。その後此事件が支那事變にまで發展したのは、言ふまでもなく支那側の責任であることは後世史實を明確ならしむるためにも、改めて言明して置く必要があるのではないか。

此點に就て、當時現地に在つて、極力不擴大に奔走した寺平大尉の手記は、重要な史實記録への役割を持つものと思ふので、之れを次に轉載して永く正しき記録の一つとするであらう、

蘆溝橋事變發端記

(陸軍歩兵大尉 寺平忠輔手記)

當時北京特務機關輔佐官として事變發動の時務に携つた寺平大尉が、事變一年後に、雜誌「創造」八月號に發表した手記が本文である。支那事變——蘆溝橋事件——の發端の真相を知る好資料なるを以て茲に其全文を抄寫して記録の補遺とした。

七日の夜十一時も稍や過ぎた頃、宛平城北方地區に於て、折から夜間演習中であつた我が豐臺部隊の〇〇部隊が龍王廟附近から十數發の不法射撃を受けた事が抑々此事件の發端であるが、當時此部隊を指揮してゐた部隊長清水節郎大尉は、大局を慮つてよく隱忍自重、先づ部下部隊の集結を命じ、〇隊主力の來着を待つて徐ろに爾後の策を講ずべく決心したのであつた。

一方此情況は即刻電話を以て北京、天津の各機關に報告され又電報となつて全国各地に傳播せられたのである。そこで天津軍司令部からは、機を失せず北京特務機關長松井大佐及び當時の北京駐屯部隊長であつた牟田口大佐に對し、次の要旨の命令が下された。

北京からは直ちに蘆溝橋に軍使を派遣し事件の交渉を開始せしむべし。同時に歩兵〇ヶ中隊を以て宛平縣城の東門を占領し、軍使の交渉を容易ならしむるを要す。交渉の精神は飽くまでも不擴大主義に則る事肝要なり。其處で北京特務機關長は、輔佐官たる私、及び二十九軍軍事顧問櫻井德太郎少佐を宛平縣城に派遣するに決し、同時に冀察政權からも、代表として外交委員會委員林耕宇及び宛平縣長王冷齋などを現場に同行せしめられることとなつた。〇〇隊からは部隊長代理森田中佐以下一ヶ分隊を派遣せられたのであるが、まだ夜の明け切らぬ七月八日の午前

三時過ぎ一行を乗せた自動車數臺は北京廣安門を出て、坦々たる街道を發直に蘆溝橋指して走らせたのである。かくて午前四時前後われわれ一行は蘆溝橋東方約一公里、一文字山南側の一軒家に到着した。

夜はほのくくと明けはなれて、あたりの叢からは蟲の音が微かに聞えて来る。豐臺から駆けつけた〇隊主力も既に到着したと見え、山の稜線上には點々として散兵の姿が見受けられる。一軒家の側からは。チリン／＼と軍用電話のベルが聞えてをるが、附近一帯は極めて靜寂、一向に重大事件の勃發と云ふやうな感じは起らない。「山雨正に驟らんとして風樓に充つ」といふ言葉は或はかういふ時の氣分を形容したものであらうか。

そこで我々一行は、兎も角こゝで〇隊長一木少佐と連絡するため、車を捨てて一文字山の砂地をサク／＼と登つて行つた。と、突然遙か前方の稜線の方向から

「攻撃前進——」

といふ裂帛の叫びが聞えて來た。つゞいて吾々のすぐ側の窪地から

「第〇分隊前へ——」

と云ふ號令が起り、展開した分隊がチヨロチヨロツと、恰かも鼠の匍ふやうな格構で、彼方此方から前進し始めた。

見ると。どうもその攻撃目標が、龍王廟方面へ向つてゐるやうである。

其處で私は森田中佐に話しかけた。

「中佐殿！これは一體どう云ふ譯なんでせう？、宛平城の城壁には、あの通り灰色の服を着た支那兵が右往左往してゐるのに、あれにかまはず、まるで敵前で分列式をやる様な格構で龍王廟を攻撃するなど、どうも譯が判らんですなア」すると森田中佐は

「ウム、僕も今そう思つてゐたところなんだ。何れにしても吾々は不擴大の方針で進まなければいかぬ。○隊長命令として、兎に角此攻撃は中止させ様。早まつたことをしたらとんでもない結果になつてしまふ。」

やがて森田中佐は、一文字山の臺上に立ち上り。○隊長副官を介して、○隊長命令としての攻撃中止を一木○隊長に傳達させた。實は先述した通り、前夜不法射撃を受けてのち、我が軍は一文字山に集結し態勢を整へながら事件の解決を只管交渉に依つて決しやうと慎重な態度をとつてゐたのであるが、黎明三時過ぎ支那側は又しても第二回目の不法射撃を敢てしたのである。

そこで一木○隊長は早速電話を以て北京の牟田口○隊長に此旨報告したところ、支那側當局はこれより先極めて不遜なる態度を以て

「龍王廟附近には斷じて二十九軍は配置して居らない。若し銃聲が聞えたとすれば、それは西瓜泥棒追拂ひの爲めの土民の威嚇射撃か、然らずんば南京の便衣隊か何かだらう、そんなものに對して迄吾々は一々責任なんか負つて居れるものか」

さう云つた様な回答を寄越してゐたので、○隊長は烈火の如く憤激され「又やつたか！よしッ、もう今度こそは容赦はならぬ。○隊は直ちに龍王廟を攻撃せい。そして不法射撃の實體を暴露させてしまへ！」

「攻撃ですな！愈々やつつけますよ！」

「よし、やれッ！午前四時二十分だ、命令終りッ」

其處で今述べた攻撃前進になつた譯であるが、これは恰度吾々が北京を出發後の状況の變化だつた爲めに、吾々は自動車中一向そんなことなど知らず、そこで先程の森田中佐との會話のやうな疑問を抱いたのである。

「森田中佐殿、軍命令には歩兵○ケ○隊を以て宛平城東門を占領させた後、交渉を開始せよとの事でありましたけれども、それまで此處で愚圖々々してゐる譯にもいきませんから、私達は先に宛平城内に入りまして直ちに交渉を開始いたします。城門は後からでも宜うございますから○ケ○隊を出して占領する様、どうぞお願い致します。」

かう云ひ残して私は林耕宇、王冷齋と共に宛平城に向つた。

見ると城門は重機銃、或は拳銃、青龍刀、大刀などで固められ、それこそ物々しき警戒振りである。吾々の自動車は直ちにそれらの包圍を受けたのであるが、

「われ／＼は戦争しに來たんぢやない、事件解決のために貴方の部隊指揮官の處へやつて來たのだ、すぐ隊長の處へ案内する様に——」

と云つて名刺を渡した。

名刺を受取つた支那兵は、其儘城内奥深く消えて行つたが、やがて十分もすると、再び城門の所に引返して來て

「どうぞお入り下さい」

と云つて、吾々を宛平城のほど中央、縣廳の應接間に案内した。應接間とは云つても、周囲はボロ／＼の障子を貼り廻らした、極めてお粗末な一室に過ぎないが、其處で吾々は支那側の代表、第二百十九團の第三營長金振中少校と會見したのである。

此金振中と云ふ男は、四十格構で、色の淺黒い、苦み走つた顔つきの男、これが事變發端に於ける支那側直接の責任者なのである。

午前五時過ぎ、テーブルを囲んだ吾々數名は、愈々茲に現地交渉の第一步を踏み出すこととなつた。先づ私から口を切つて

「昨夜龍王廟附近に於て、貴軍側の不法射撃に端を發し、日支兩軍相對峙するの情勢を惹起するに至つた事は、兩國のため洵に遺憾とする所である。就ては自分は日本側を代表して、貴官と共に現地に就て此問題を調査探究し、之が善後策を攻究したいと考へるが、貴官は責任を以て、貴國側を代表し此交渉に應じ得られるか如何か？」と訊ねたところ

「承知しました。責任を以て直ちに調査に着手することに致しませう」と云ふ返事。そこで

「交渉に移るに先立つて一寸斷つてをくが、此問題を解決するに當つて、吾々は先づ日本軍の一小部隊を宛平城の東門に位置せしめ、支那軍は西門に位置し、吾々はその中間たる此縣廳で交渉を開始することに致したいと思

ふ。就ては今からすぐあの東門の所にゐる貴下の部隊を西門附近まで移動させて頂きたい」と云つたところ、金振中は暫く考へてゐたが、やがて面をあげて

「さあ、日本軍を本日宛平城内に進めることは、此際何卒差し控えていただきたいと思ひます」といふ豫想外の返事である。そこで一膝つめ寄つた私は

「これはおかしい。平素日本軍は演習のためには、何時たりとも宛平城内を通過もして居つたし、また北清事變の交換文書に徴するも、日本軍の駐兵權に伴ふ權限として、城内に兵を入れ得ることは、當然過ぎる當然である。それを今日に限つて拒否する態度に出られたことは、吾々の最も心外とするところであつて、今日これから色々交渉を進めて行かうと云ふ矢先、甚だ遺憾に堪へない所である。貴官が如何にしても我が軍の要求に應ぜられないと云ふのならば、日本軍は或は武力に訴へてでも、之を占據する様なことにならないとも限らない。貴官はそれでも尙且つ已むを得ないと主張せらるるのか？」

交渉は次第に熱して來て、双方口角泡を飛ばし、卓を叩いて激論を始めた。この激論の眞最中突如城外に於て猛烈なる銃聲が捲き起されたのである。是が即ち日支交戦最初の一瞬時であり、又暴支膺懲最初の第一弾だったのである。時に昭和十二年七月八日午前五時三十分、私及び櫻井軍事顧問は、殆んど同時に席を蹴つて立ち上つた。

「少佐殿！萬事休す、交渉はもう打切りませう……………」

「うん、仕方がない、任務は抛棄だ！」

そこで吾々は直ちに金振中に對して申渡した。「交渉は打切りだ。貴官は直ちに部下に對して射撃中止を命令せい！」

吾々は日本軍の射撃中止を連絡する」

こう話し合つてゐる時も時、日本軍の小銃弾が「ビューン」

異様な響をたて、吾々の頭上にとび込んで来た。それが應接間の向側の屋根に當つて「バチツ」音を立てて、跳弾となつて吾々の部屋にまでとび込んで来るのである。

その中に砲弾が隣の家の屋根をぶち破つて落下する、城内城外相呼應して殷々轟々實に凄まじい光景に一變した。

私は傍の電話器をとり上げて、北京特務機關を呼び出して松井大佐に報告した。

「機關長殿ですか。寺平です。輔佐官です。只今宛平縣城内に居ります。支那側の代表と交渉中、城外でたうとう日支兩軍衝突してしまいました。今猛烈にやつてゐます。ホラ、銃聲砲聲が電話を通じて盛んに聞えてゐますでせう。私達は交渉の任務を抛棄します。とりあえず支那軍に對して射撃中止を命じさせました。奴等まだ盛んに射つてゐます。えッ？北京に歸つて来いと仰言るんですか？あゝさうですねえ……特務機關の方も益々御忙しくなるでせうねえ……」

然し私達は駄目です。とても北京には歸れません。城門はすつかり土囊で塞がれてしまつたんです。

今支那兵がドヤ／＼此部屋にとび込んで来ました。私達を包圍してゐます。

機關長殿、何時還れるかとも見當がつかえません。事によると……これが最後の言葉になるかも知れませんが、しつかりやりますから御安心下さい。取敢ず電話を切ります。機關員の皆によろしく……これで失禮します……」

その時金振中の所には、各方面からの報告が櫛の齒を引く様に集まつて来て居つた。金振中と櫻井顧問とは今から射撃中止の勧告に行くために、部屋の隅ツこにあつた寢臺の敷布を引ツ剝がして、軍使を標榜する白旗を拵へて居つた。

やがて一行は、東門の所から城壁上に上り其處でボンボン射つてゐる支那兵に對し、射撃中止を命じた。そして逐次城壁傳ひに西門の方へ進んで行つたのであるが、此城壁上からする支那兵の射撃は、實に我が軍の左側背方面から、恰も團子刺しと云つた形で、猛射してをつたのである。

城内からは迫撃砲がまだドカン／＼と盛んに日本軍目がけて射ちかけてゐる。

これをも沈黙させて、一行は一應縣廳に歸つて来た。こうして城壁上の支那軍の射撃は、一時いくらか沈靜に歸したとは云ふものゝ、城の西側、所謂蘆溝橋の橋梁方面では、まだ依然として銃聲砲聲が絶えない。

櫻井顧問は

「もう一遍出かけなきやいかん、大分西の方が又猛烈にやり始めてゐる」

と云つて、金振中と私、櫻井少佐の三人は縣廳を後に、西門の方へ歩を運んだ。丁度その時、今の今まで日本軍と交戦してゐた金振中隷下の第十一連一ヶ中隊の兵がドヤ／＼と西門城壁から城内に下りて来て、私達三名を包圍してしまつた。

第十一連長耿錫訓、極めて精悍な男であるが、ツカ／＼と二三歩前へ進み出るなり、拳銃を頭上高く振り上げて「敵だ！ぶち殺してしまへッ」

銃口を吾々の方に差し向けた。

その一瞬、私の右に立つてゐた金振中、飛鳥の如くとびかゝつてその前に立ち塞がり、鉄錫訓の持つてゐた拳銃を叩き落としボカ／＼とその頬をぶん殴るなり、これを突き飛ばして大地にへたばらせてしまつた。

「馬鹿！軍使や軍事顧問に對して何を無禮なことをするかツ、血迷つた眞似をすると承知しないぞ！」
實にすごい權幕で唳鳴りつけた。その鼻息に怖れをなしたのか支那兵達は一人減り、二人減り段々西門の方に影を洩して消えて行つた。

金振中、事件の責任者たることは所詮免るべくもないが、この時に於ける彼の此態度だけは却々しつかりしたもので、敵ながらも天晴れと感じ入つたのである。

金振中は更に吾々の方に向つて

「事件解決のため、部下を抑制することに就ては、充分努力し度いと思ひます、然し唯今御覽になりましたやうに、私の部下はもう極度に興奮して参りました。私の微力を以てして、これをどれ丈け抑々得るか云ふ事は、私自身既に非常な疑問となつて参りました。就てはこの際あなたがた御二人共、同時に城内を出てしまはれたら、日本軍は城内に日本人なしと見て、猛然宛平城の攻撃にかゝつて来るかも知れませんが、又そうしたら、私の部下は益々猛烈に射撃を續行することとなるでせう。就ては此際、御二人の中一名だけ城外に出て、一名城内に残つて頂いた方が却つて都合なんですが……如何でせうか？」
と、私達に訊ねた。

其處で櫻井少佐は

「ウン、そうか。それも理由はあるな……ちや僕は城外に行つて射撃中止をやらせるから、寺平君！君は此處に残つて居て呉れ。すぐ還つて来るよ。」

そう云つて、櫻井少佐は勇ましくも、北機第〇號の自動車の屋根上に馬乗りになり、白旗を打ち振り／＼金振中と共に西門外へと出て行つてしまつた。

取残された私、上官の命令なのだから今更如何とも致し方ない。謂はば體裁のいゝ人質と云つた形、營本部の一室で櫻井少佐等の歸りを待つこととなつた。入口の所には支那兵の歩哨が、拳銃を持つて護衛だか、監視だか知らぬが突立つてゐる。

銃聲、砲聲は靜まつたり、激しくなつたり、恰も呼吸をしてゐるやうな状態で、彈丸が吾々のゐる家の中にも飛び込んで来て、時には歩哨が悲鳴を揚げたりしたこともあつた。又そこいらをウロついてゐる支那兵は、折々入口の所まで私を覗きに來るがさも憎々しさうな表情をして、中には拳銃や大刀を振り翳して私を狙ふ格構をする奴もある。然し先程の金振中の權幕に怖れをなしたのか、再びそうつと元の鞘に收めて彼方へ行つてしまふ。この間、私はボロ椅子に腰を下し、銃聲、砲聲を耳にしながら獨り瞑想に耽つて見た。嘗て隊附勤務をしてゐた當時よく部下の精神教育に

「皆は戰場において、武運拙くもしも捕虜となつた場合は、假令理由の如何を問はず、生きて再び故國に歸らうなどと云ふ事を考へてならぬ。帝國軍人の名譽のためにこの際執るべき手段は唯死あるのみだ。拳銃がないから自殺

が出来ないとか、軍刀がないから腹が切れないとか、そんなことは云通れにしか過ぎないのだ。男兒一度死を決した以上、自分で自分の舌を噛み切つてでも結構死ぬるだらうし、現にわれとわが頭を牢屋の壁にぶつつけて、頭蓋骨を粉碎して、美事自決の目的を達した青年將校すらもある』と云つた様なことを話してゐた。

今日自分のこの境遇は一體捕虜と云ふ状態なのだらうか、どうか？

城内に踏み止まつたと云ふ事は、櫻井少佐からの命令でもあつたし、又今のところ、まだ行動の自由を束縛されると云ふ程度にはなつては居らない。軍刀も持つて居れば、拳銃も所持してゐる。それに軍使を捕虜にすると云ふやうなことは、國際法規でも認めてをらない筈だ。して見ると、まだ捕虜といふ身分にはなつて居らぬのかな？然しこうドカン／＼やられたのでは、今日と云ふ今日こそ、俺も愈々戒名をつけられる身になることだけは、どうやら決定的の事實らしい。

「軍人として戦場に臨み、部下を提げて敵陣中に躍り込み、壯烈な最期を遂げることはかねて心に明した所ではあるが、こんな穢ぐるしい、ボロ家屋にタツタ一人、そして然も日本軍の弾で「ビッパン」とやられ様とは、今の今まで考へて居らなかつたことなんだ。人間の運命と云ふものは測り知れないものだなあ！」

そんな事を聯想しながら、此處で三四時間計りを経過した。やがて銃砲聲共、いくらか下火になつて來た頃、櫻井顧問が城外から歸つて來たので、一緒に元の縣廳の應接間に入つて、早速

「如何ですか？ 城外の状況は？」

と訊ねた。すると

「駄目々々。僕等が戦線を廻つて歩くと支那兵共「やあ顧問が來た」と云つて、すぐ射撃をやめんだ。然し吾々が通り過ぎてしまうと、もう顧問は行つちやつたと云つてすぐボン／＼やり始めるんだから、いくら大聲で嗷鳴つたつて、役に立たん、金振中の威令なんか少しも行はれんのだからね」

「さうですか、それで今、日本軍の第一戦は如何なつてますか？」

「うん、もう永定河を涉つとる、一部は河の面にとつついて、今グン／＼南の方へ押しとるんだ……こうなつちや今更和平だの不擴大だのと云つたつて、結局は駄目だね……僕等としてはもう處置なしだ。あゝ眠い／＼、昨夕から一睡もしたらんもんだから眠くていかん。もう運を天に任せて寝てしまはうぢやないか……」

二人はゴロリ、ソファアの上に横になつた。然し少時ウツ／＼しかけると、

「ドカーン」

間近に炸裂する砲彈の響きで、すぐ眼を覺まされてしまう。そこで二人はテーブルの上に又々地圖を擴げて相談しはじめた。

「この状況で夜に入つたとしたら河の西岸でも東でも、えらい接戦を惹起してしまつて、とても拾收出来なくなつてしまひますね。これは陽のある中に、何とかして日本軍は河の東に、支那軍は河の西にといふ風に、引き分けてしまつたら、兩軍永定河を挟んで一時平靜状態に復し得ると思ふんですが……さうして置いて、一方に和平交渉を進めて行つたらどんなものですかねエ……」

「うん、それはたしかに名案だ。早速金振中を呼んでやらせようぢやないか。たゞ日本軍がおとなしく、河の東に引揚げるか如何か問題だな」

「さうです。ぢや兎も角金振中を呼びにやりませう」

やがて金振中は、五六名の護衛兵を随へて應接間に入つて來た。そこで早速今の内容を説明し、自發的に永定河西岸地區への撤退を勸告した。すると金振中は

「御趣旨はよく判りました。それは確かにいい方法だと思ひます。たゞ私は平常から宛平城に駐屯し、この地を守備せよと命ぜられてゐるものですから、上官の命令とあらばすぐにも實行に移れますが、私の獨斷で西岸に下ると云ふことは、どうも難かしい問題ですなあ……」

「だが大局上から見て、事件の不擴大といふことが、この際何よりも重要問題なんだ。その解決の鍵は今貴官たゞ一人が握つてゐるんぢやないか……貴官の決心一つが、日支兩國の幸福を招來するか、否かの岐れ路と云ふ事を考へたら、この際是非一つ慎重に考慮の上、善處していただきたい……然も此撤兵問題は決して支那側一方面的といふのではなく、現に河の西岸まで進出してゐる日本軍も、忍び難きを忍んで河の東岸に移動させやうと云ふんだから、謂はばお互ひ様だ」

と再三再四、口を酸くして勸告したのであるが、金振中はタダもう「上官の命令でなければ！」の一點張り、一向承知しさうもない。そこでこちらは第二段の策を考案して、金振中に對し要求した。

「如何しても撤退を肯んじないと云はれるのならば、それで宜しい。日本軍は斷然この宛平城を攻略する計りだ

……そして二十九軍と潔きよく此處に輸贏を争ふことゝなるだらう。唯そうした場合、罪科のない宛平城内外二千の住民を、二十九軍の道伴れとして、之を盡殺しにしてしまふことは、吾々人道上から見て洵に忍び難い所なんだ。どうか至急短時間内に此等住民を河の西岸長辛店方面へでも移轉させるやうにしていたゞきたい……勿論吾々兩名、今更決して逃げも隠れもしない、始終貴官の營本部と行動を共にして、日本軍砲撃の下に貴官と生死を共にしやう……」

と云つた所、金振中これに對しても首を縦にふらず「私には行政上の命令権はありません」とか、何とか逃げを張つて結局は又「上官の命令さへあれば」と例の責任回避をやるのである。金振中の肚の中を推測して見ると、或は城内外二千の住民を「ダシ」に使ひ、これさへ抱へ込んで置けば、日本軍は絶對この城を攻撃して來ないだらうといふやうな、卑劣極まる考へを持つてゐたのかも判らぬし、或は又これを攻撃したが最後「日本軍は無辜の民を殺戮した、世界人道の敵である」位の看板を掲げて、支那一流の宣傳戦に利用するつもりだつたのかも分らない。「もうかうなつた以上仕方がない。タダ残された手段としては北京にある二十九軍の首脳部に撤退命令を下させるのみだ」

そこで私は又もや電話器を把り上げて、北京を呼び出さうとしたのであるが、この時電話線は、何時の間にか日本軍のため切斷されてしまつてゐて、全然用をなさない。

「もうかうなつたら、吾々が直接北京へ行つて、馮治安や秦德純に交渉するより外仕方がありませんな、それにしてもこの戦の眞最中ぢや出るにも出られず……」

二人は顔を見合せたまゝ少時黙り込んでしまった。やがて櫻井少佐は

「一つ城外にとび出すかな」

「さうですねえ……やりませう」

「そこで又、人質が必要なんだ……今度は僕が残る番か……」

「ハハア、さうですねえ、午前は私が人質でしたから午後は貴方に代つていたゞきませうかねエ」

話は立ち所に纏つて日本側としては私、支那側としては林耕宇が代表として宛平城を脱出し、北京まで撤兵勧告に赴くこととなつた。

特務機關の乗用車は今朝ほど縣廳の前庭まで乗りつけて来てはあつたが、城門が既に土囊で閉鎖されてしまつた今となつては、これで城外に脱出することは到底不可能なことである。

かくて縣廳で櫻井少佐に別れた私は、東門の處までやつて来て、城壁上から繩を下し、繩づたひに城外に脱出することゝした。

當時全線は、まだ盛んにドン／＼バチ／＼やつてゐるが、東門まで見送つて来た金振中は、特に城門の守備兵に對し、「白旗を掲げた軍使に對しては、絶対に射撃してはいけないぞ」と嚴に命令を與へて呉れたりした。私が繩を傳はつて城壁を超える時、其處に外國新聞通信員の一人がゐて、私の姿をフィルムに收めてゐたのであるが、私は下手な英語でその通信員に對し、

「おい君の自動車を一寸貸して呉れないか？鐵道線路のクロス點まで行くんだから……」

と云つたところ、その通信員は極めて氣輕に私の申出に應じて呉れた。

で、私は外國國旗の代りに軍使の白旗を自動車上に掲げて、約一千米突ばかりの街道を一文字山に向つて素飛ばせた。城門守備の支那兵共は、流石に金振中の命令を守つて、吾々に對して何等の妨害も加へなかつたのであるが、約二三百米突もやつて來ると、その命令を聞いてゐなかつた宛平城東北角方面の守備兵が、城壁上から猛烈な小銃彈射撃を私達の車に向つて浴せかけて來た。

敵の射撃といふ奴は、前方から受ける場合はそれほどでもないが、後から射られるのは、何だか彈丸が頸筋あたりにとんで來るやうな感じがして、あまり氣持のいゝものではない。支那兵達には軍使も何も、そんな見境は少しもないらしい。

運轉手の支那人は、此不意射ちを喰つて驚いたの何の、突然とてつもない猛スピードを出して、車を一散に飛ばせはじめた。お蔭で車には何等故障を生ずることもなく、跳弾か何かで、僅かに私の左手にホンの微かな擦り傷を受けた位で、無事一文字山の一軒屋に到着することが出來た。

一行は一文字山の東側を廻つて蘆溝橋の停車場に行き、更に其處から戦線に向ふべく、平漢鐵道の線路傳ひにボクリ／＼と永定河方面の第一線指揮官森田中佐と連絡するために歩きはじめた。

こゝで一寸戦況に就て述べるが、此日の朝五時過ぎ、一木〇隊が龍王廟攻撃の態勢を整へて攻撃前進を始め、敵前數百米突に達した時に、例の森田中佐の

「攻撃中止」

の命令を受けとつたのである。

そこで○隊長は、とりあえず部下に前進停止を命じ、森田中佐と連絡をする間に、部下には朝食を済ませやうと思つて、その命令を下したのであつた。兵は背負袋から、堅パンをとり出して嚙り始める。

ところが、今まで前進し來つた日本軍が急に停止して、何かとそくやり始めたものだから、龍王廟方面の敵はこれは日本軍の攻撃が頓挫したものとでも思つたのであらうか、俄然日本軍めがけてパンくんと、猛烈な火蓋を切つて射ちかけたのである。

これは先程述べた通り、丁度午前五時三十分であつて、私共が城内で盛んに激論を闘はせてゐた最中なのである。この情況に直面した一木○隊長は即座に

「攻撃前進！」

を命令した。今迄隠忍に隠忍を重ね來つた我軍は、時とそ來れり！と許りに一齊に膺懲の火蓋を切り、猛撃また猛撃、躍進また躍進、瞬く間に龍王廟一帶の防禦線を占領してしまつたのである。昨夜來我に對して不法射撃を浴せかけた敵が、紛れもなく真正正銘の二十九軍正規兵であつたことは勿論である。

勝ほこつた我軍は勇躍更に永定河の濁流に躍り込み、敗退する敵の急追に移つたのであるが、當時永定河は水量増嵩し、濁水胸を没するばかりであるから、渡渉も却々容易な業ではない。そこへもつて來て、支那軍は對岸土壁の銃眼中から機關銃を以て渡渉中の我軍に對し、一齊に銃砲火を浴せ始めたのである。

此日の戦闘に於ける損害の大部分は、實に此渡河戦の際に拂はれたる犠牲であつて、河の真中に於て傷手を負つ

た我が勇士は、しかも一足たりとも退くことを敢てせず、前進又前進、河の中洲まで全員匍ひ上つたのである。然し、彼我激戦眞最中であるから、衛生機關の追及が如何にしても間に合はず、そのため出血多量で、遂に此河の中洲に於て、陛下の萬歳を三唱し乍ら、息絶えた勇士も少くない。

私は鐵橋の稍や東寄りの處で、森田中佐と會見し、先刻城内で私共の考案した解決第一案と第二案とを説明した。第一線指揮官たる森田中佐も全然吾々の意見に同意され、早急北京へ行つて支那側當局に對し、交渉を開始して欲しいとのことであつた。

で私と林耕宇とは、憲兵○隊長赤藤少佐の自動車を用いて、驀らに北京に引返して行つた。そして午後三時頃から早速三十七師長馮治安、及び二十九軍副軍長たる秦德純を其公館に訪れて撤退交渉を開始したのであるが、由來秦德純の外交折衝と云ふものは、いつも所謂八方美人式のノラリクマリした、そして時日の遷延策を計るといふ遣り方で、それが彼の常套手段なのであるから、今日といふ今日こそは、この手を喰つたが最後こちらの敗北だと肚を決め、是が非でも、こちらの望む回答を得んがため、秦德純の家に座り込んでしまはうぢやないかと、一緒に行つた西田外交顧問とも、豫め打合せして出向いたのである。

北京に於ては、この頃既に全市に戒嚴令が布かれて居り、二十九軍の正規兵や巡警などが、街の辻々を物々しく堅めて、嚴重なる警戒に任じてゐる。吾々が秦德純の所へ行くにも、特務機關の自動車などでは勿論市中の通行を許される筈なく、特に電話で連絡して秦德純の乗用車を呼び寄せ、それに乗つて漸く警戒線を突破出來たやうな状態であつた。

秦徳純は例の如く、ニコ／＼しながら吾々と會見した。私の方から、先づ蘆溝橋方面全般の情勢に關し、今迄支那側に判つてゐる情報に就いて訊して見たところ、先方では只單に日支兩軍衝突と云ふ一事の外、一向に的確な報道が入つて居らない様子である。其處で今度は私の方から、直接目撃して來た情況に就て逐一説明し、ついで本日交渉主眼目たる永定河以西撤退案を切り出した。が、相手は老獪無雙の秦徳純である。交渉極めて圓轉滑脱「本日貴官は劍電彈雨の裡を非常な御活躍だつたそうで……」とか「今晚はまた重大な軍事折衝の任に當られて、まことに御苦勞です」とか、極力こちらの感情緩和を企んでゐるらしい。そして愈々撤兵問題に入ると、

「これは非常に重大問題で、一應馮治安其他と軍事會議を開いて見ませんと決定出来ませんので……」

と云つた調子で話を外らし、彼獨特の遷延策をはじめた。午後五時、六時、七時、八時と、時間のみは經過して行くが、交渉は依然として暖簾に腕押しで、何等の曙光をも見出すことが出来ない。

幾度か席を蹴つて起たうかと、いら／＼した氣分に引摺り込まれて行つたのであるが、こゝが我慢のしどころ、先方の術策に引掛つてはいけなないと、無理にも平靜を装ひ、手を代え品を代えて秦徳純説得を繼續した。事件不擴大の大精神に基く條理ある理論に、秦徳純も遂には返すべき言葉に窮してしまつたと見え

「只今貴方の仰言つた御趣旨は、まことに御尤もでございます。私個人としては全然同感でございますが。軍事會議の結果、當面の最高指揮官たる馮治安がどうしても撤退させるとは云はないのです。又、われ／＼としては平素長らくの間、宛平縣城に駐屯してゐたあの部隊に對し、河の西に撤退せよと云ふことを命ずるのは人情上云ふに忍びませんし、又本日の事件に原因して、撤退を命ぜられたと云ふことになりますと、當の指揮官たる金振

中の面子を損すことにもなりますので、こゝらあたり、充分御考慮になつて頂きたいと思ひます。」
といふ申出である。

私は秦徳純の話に耳を澄ましながら、そうツと机上に指先で「人情」といふ字と「面子」といふ字を書いて見た。そこで秦徳純の話が終るや否や、直ちにその言葉を引取るやうにして

「唯今貴方は「人情」「面子」といふことを仰言いましたね。然しよく考へてください、蘆溝橋の戦況を此儘に放つて置くと、これが將來どんな風に進展すると判断されますか？私の豫想としては、貴國軍は平漢線を利用して保定方面から續々兵力をこの戰場につき込んで來るでせうし、また日本軍としては、同様天津方面或は關東軍乃至日本國からも續々大兵を送つて來ることゝなつて、本日の單なる蘆溝橋附近の衝突なるものが惹いては西部戰場、中央戰場、東部戰場と云つた風に擴大し、結局はこれが日支兩國の全面的衝突と云ふことになつてしまはぬとも限りません。もしさうなつたら、これは兩國のため最も悲しむべき事態なんぢやありませんか。ところが蘆溝橋にある部隊を西部に撤退せしめさへすれば、それが未然に防止出來ると云ふ場合、一小部隊の人情とか面子とか、そんなことは云つて居られないんぢやありませんか！」
と突込んだ。

時計は既に午前の一時を指してゐる、秦徳純はニコ／＼と笑顔を示して、

「御趣旨はよく判りました。私も昔陸軍大學で戰術講義を聴きました。翼側延伸の結果戦線が擴大される原則を習つたことがございましたが、本日の場合もその處れが多分にあると云ふ譯なんです。その點充分考慮に入れ

まして、今一應軍事會議を開き、御意見をよく申傳へることゝ致しませう。そして何れにせよ、この問題を解決しまして、唯今もう午前一時半ですから、三時頃までには張允榮を特務機關に派遣し、正式に御回答申上げることゝいたしませう」

とのことだつたから、私は

「和戦何れかの蓋が、午前三時には開けられる譯ですね。では一切を貴方に御委せして三時を待つことに致します。吳々も大局に着眼して、慎重善處方を御願ひしますよ」と申渡して、吾々は奏徳純邸を後にした。

その夜半午前三時、特務機關では松井機關長を始め、和知駐屯軍參謀、今井陸軍武官など一同參集し電燈は煌々室内を照し、待構へてゐた處へ張允榮がやつて來た。

そして彼の齎した回答は若干の細目こそあつたが、要はこちらの要求を全面的に容認したこととなつたのである。そして支那側の協定事項としては、

「日支兩軍午前六時を期して一齊現在地を撤し、支那側は永定河の西岸に、日本側は東岸一文字山附近に移動を開始する」

と云ふのである。其處で此協定は、即時軍から第一線部隊牟田口〇隊長の許に傳達せられたのである。

七月九日午前六時、日本軍は協定に基いて自發的に、一齊撤退を開始した。

然るに同時に撤退を開始すべき筈の支那軍は城壁上と云はず、堤防上と云はず、全線に亘り、我が軍の背後に對して、ここぞと許りに、小銃機關銃の一齊射撃を浴せかけて來た。日本軍が退却を開始したとでも判断を謬つたの

であらうか？

そこで憤激したのは第一線の指揮官である。「協定を結んで置き乍ら、それを履行しないのみでなく、却つてそれを利用して、日本軍に對し反撃を浴せかける、もうこうなつた以上容赦するものか。協定も糸瓜もあつたものではない。徹底的にやつつけて仕舞へ！」

全線總攻撃の命令と共に、敢然火蓋を切つて怒濤の如く、前面の支那軍に對して攻撃し出した。

此時である、北京特務機關の電話がチャン／＼鳴り始めたので、私が受話器を把り上げると、相手は第一線の〇團參謀からである。

「おい！北京の特務機關か？午前六時を期して日支兩軍とも撤退を開始すると云ふ、あんなインチキ協定は一體全體誰が結んだんだ。二十九軍は撤退しないばかりか、午前六時を期して一齊に猛烈な射撃を始め、日本軍はもう其ために負傷者すらも出してゐるぞ！支那側なんかに骨められて、あんなへまな交渉を結ぶなんて特務機關は一體何してゐるんだ！氣は確か？俺達は今度といふ今度こそ、もう徹底的に支那軍をたたきつけるからさう思へ！二十九軍の親戚みたいな特務機關なんか、もう相手にしない」

さう云つて、ガチャリ電話は切られてしまつた。私は暫し呆然涙がハラ／＼とところげ落ちた。

「暴戻支那軍たゝかざるべからず！」

個人としては豫てから此信念を持つてゐた私ではあつたが、任務の命するところ、事件勃發以來機關は終始不擴大方針に基いて、行動を律して來たのである。

然し今日と云ふ今日、二十九軍の親戚と罵倒せられてまで、尙且つ支那側との和平協調策を講じて行かなければならないのか？砲煙彈雨の中にイキリ立つた第一線の參謀が、インチキ協定と罵るのは當然過ぎるほど當然の事だよ！然らば今から二十九軍首脳部に對して其不信行動を徹底的に糾弾し、これを限りに支那側との協調をたゞき破つてしまはふ。と決心したのであるが、その時又もや私は別の電話に呼び出された。天津軍司令部の某參謀からである。

「やあ寺平君、昨日から非常なお骨折りで本當に御苦勞様でした。愈々支那軍の撤退協定が纏つたんだから、先づ一段落といふところだね。軍司令部も今一息ついてゐるところですよ。就ては支那軍をして確實に此協定を履行せしめると云ふことが、この際何より必要ですからね、どうか其點一つ拍車をかけて置いて呉れ給へ」そこで私は飄然として悟つた。

「さうだ。矢張り吾々は大局に着眼しなければいかん。中央といふものは、常に大所高處から冷靜慎重なる判断を下してゐるのだから、吾々が一時の感情に驅られて局面の情況に眩惑し、馬車馬的行動をとつたらそれこそ國策も何もブチ壊してしまふ。とんでもないことをする所だつた」

早速二十九軍司令部に電話をかけて先方の幕僚を呼び出した。そして

「蘆溝橋方面に於ける撤退狀況が今どんな風になつてゐるか、貴軍司令部方面には判つてゐるのか？」と訊ねてみた。すると

「あゝもう六時半ですね。撤退は開始してゐる筈です」

「筈ですとは何ごとだ。その言葉には何等的確な根據がないぢやないか？一體今蘆溝橋はどんなことになつてゐると思ふ？日本軍の最も忠實なる協定履行に對して支那軍は之を守らないのみならず、却つて反撃を加へはじめてゐる。ホラ！今盛んに砲聲が響いてゐるのが聞えないのか？この責任は一體誰が負ふのだ！」

すると支那側は「そんなことはない筈ですが一應今から連絡して見ませう」

それから二三十分して二十九軍側からの返事が来た。
「まことに申譯ありません。實はあの協定の内容は軍用線が切断されてゐるものですから市街線で先づ豐臺を呼び出し豐臺から人をやつて、宛平城内に連絡させたのです。ところが其八間が宛平城外まで行くと、そこに日本軍第一線があつて、それから城内に入れなものですから、今豐臺まで引返して來て命令の傳達が出来なかつたことを報告して來ました。洵に何とも申譯ありません。」

以上申述べた様な情況で、蘆溝橋事件勃發の劈頭、日支兩軍の間には、我が軍當局の努力によつて幾度か和平協調、事件不擴大の機運が醸成されてゐたのであるが、支那軍の不信不義、軍隊訓練の不充分から、それが片端から破壊されて、擴大へ擴大への一途を辿つて行つたのであり、大自然の偉大な壓力に牽引せられて、當時の微妙なる動きが、遂に日支の全面的衝突にまで發展したことを回想すると、洵に感慨無量なるものがある。

三、事變遂に擴大

附 大山事件

蘆溝橋事件は我方の不擴大方針に拘らず、之れが全支那に擴大すべき必然性を包藏してゐた。何となれば、南京國民政府の積極抗日煽揚は支那各地に極端な排日氣勢を充滿せしめ、到る處に排日テロ事件又は排日暴行事件の續發せることは既述の通りであつて、日支の關係は極度に惡化すべき宿命を課せられてゐたのである。偶々八月九日上海租界に起つた支那軍の我が大山中尉虐殺事件は、遂に第二次上海事件の導火線となり、全支那に波及すべき支那事變にまで擴大する爆彈となつたのである。

それは昭和十二年八月九日午後六時半頃、上海虹橋飛行場東方越界路（エキステンション・ロード）である碑坊路（モニューメント・ロード）上、飛行場東南正門の北方約三百メートル附近に於て上海海軍陸戰隊第一中隊長海軍中尉大山勇夫、海軍一等水兵齋藤嶮藏の兩名が支那保安隊のために虐殺されたといふ事件である。

當日上海市長及び淞滬警備司令から「日支兵交戦中」の報を受けた上海駐在沖野海軍武官は、午後七時頃現場に急行調査した處では、自動車は道路の東側に逸出し、前後左右に數十發の小銃弾痕及び

數個の大型破孔があり、運轉臺附近には多量の血が流れ、大山中尉は車外に倒れて居り、自動車を運轉してゐた齋藤水兵は行衛不明であつたが、附近には多數の保安隊及び支那兵が密集し、嚴重な警戒振りであつたといふ。

而かも支那側は同夜十一時頃上海市長俞鴻鈞が帝國領事館に來訪、岡本總領事並に大使館附武官と會見したが、即時實地檢證を肯せず、漸く屍體の引取だけを承諾し、十日午前一時二十分頃支那側立會の下に現場に向つた。現場の状況を見るに、大山中尉は全身に大小十八個所の銃創刀創を受け、保安隊の射撃により車中に俯伏せに倒れたところを車外に引摺り出し、銃創で突刺したり、銃の臺尻にて亂打したり、或は刀で切つたりしたものらしく、頭部は二つに割れ、顔面半分は全く潰され、内臓を露出し、心臓部に拳大の穴をあける等、實に鬼畜も及ばざる暴行を加へて居り、且つ中尉の所持品は軍刀、靴、時計、シース等一切掠奪されて跡形もない。齋藤水兵の屍體は現場の北東千メートルの畠中に發見されたが、後頭部貫通銃創の致命傷をうけ即死したものを車外に引摺り出し、顔面頭部を銃の臺尻にて毆打し、更に左右腰部に盲貫銃創を加へた上、犯行を晦ますため屍體をクリークにて洗つた形跡あり、且つ所持品は全部掠奪されて居たのである。而かも其後の檢屍により傷は拳銃に依るものでなくして全部小銃、機關銃の彈丸なること明らかとなつたので、犯行は支那軍によつてなされ

たことが明瞭となつた。

事件の真相は明かとなつたので、我が海軍側は特に慎重且つ嚴正なる態度を持し、本格的解決條件は之を留保して差當り當面の危険を除去するため支那側に對し、保安隊の即時引下及び停戦地區内の軍事施設撤去方を要求した。併しながら支那側は保安隊を引下げるところか却つて之を増強し、かつ租界周囲の陣地構築を進める等挑戰的態度に出て來たので、我が海軍は居留民保護と當面の警備に必要なる若干兵力を増加し之を聲明した。

是れより先き、全支那に於ける抗日、排日行爲は日を逐ふて熾烈となり、居留民の生命財産危殆に瀕する状態となつて來たので、長江筋上流の居留民を一先づ引揚げしむることに決定し、重慶、宜昌沙市は八月一日、日清汽船に收容、軍艦護衛の下に漢口經由上海に向け下江したのを始めとして、長沙は八月四日、漢口は八月六、七日、九江、大冶、蕪湖、南京、鎮江は八月八日、夫々日清汽船に收容、軍艦護衛の下に下江、八月九日何れも恙なく上海に到着したのである。

斯る間に八月十二日未明より、支那側は停戦協定を蹂躪して其正規軍を續々と上海に入市せしめ、日本人居留地域は完全に支那軍隊に包圍さるるに至り、事態は急轉緊迫を告げた。而かも支那軍の租界に對する頻々たる不法射撃に對しても我が方は飽まで隱忍之れ努めてゐたが、十三日關北方面の支

那軍の攻撃には防禦の程度に於て之に應戦し、又支那飛行機の租界内低空飛行に對しても、特に攻撃を加へず、なほも事態の收拾を希望してゐた位である。

然れども事態を悪化すべく計畫してゐた支那側の行動は益々暴戾となり、鎮江附近揚子江を封鎖して船舶の航行を一切禁止し、中央軍五萬を上海に集結し、停戦協定の廢棄を聲明し、遂に八月十四日午前十時頃支那飛行機數十機が、我が陸戦隊部、上海碇泊中の我が軍艦、帝國總領事館に對し爆撃を加へるに至つたので、茲に我軍は斷乎たる手段に出づるの已なきに至り、軍艦及び陸戦隊は、即時應戦、午後四時過ぎより全面的市街戦が展開され、第二次上海事件が支那事變へと拍車をかけることとなつたのである。

事態茲に至つては我が方も斷乎有効適切なる機宜の自衛措置を取ることに決定、十四日午後十時半緊急臨時閣議を開き、政府の名を以て左の聲明を發することに一決した。

帝國政府發表 (八月十五日午前一時十分發表)

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せること久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚しく以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に

因由せざるなし。今次事變の發端も亦此の如き氣勢がその爆發點を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す、更に中南支に於ては支那側の挑戰的行爲に起因し帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

願れば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且局地的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戰及不法行爲に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聽かざるのみならず、却て益々我方に對し戰備を整へ嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口上海其他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に亘る我が居留民の生命財產危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍其限度に達し、支那軍の暴戻を膺懲し、以て南京政府の反省を促す爲、今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國庶幾する所は日支の提携に在り。之が爲支那に於ける排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥發生の根因を芟除す

ると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず。又支那國民をして抗日に踊らしめつゝある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず、且列國權益の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

四、通州事件

支那事變中の痛恨事として、永く歴史に汚點を残すものは昭和十二年七月二十九日突發の通州叛亂事件である。

元來支那事變勃發の當初から、其態度の極めて明瞭なのは冀東防共自治政府であつて、従つて其首府たる通州一帶は安民樂土の平和の觀を呈してゐた。然るに七月二十七日通州城外に於て二十九軍の敗殘兵暴動を起したが、彼等は自己の勢力保存の必要から、支那軍大勝のデマを放送し、躍起となつて冀東保安隊の叛亂方を煽動した結果、長官殷汝耕の直接部下にして彼の最も信頼する教導總隊第二區隊が煽動に乗ぜられ、同總隊の殘餘及び第一總隊、第二總隊約千五百名が、第一總隊長慶余、砲兵隊長郭鐵夫を首謀とし、第二十九軍敗殘兵と共に約三千名を以て、二十九日早曉から突如兵變を起したのである。

即ち叛亂軍は冀東自治政府を襲撃し、我が守備隊特務機關を攻撃し、一方通州在留邦人塵殺を決行して、鬼畜の如き暴虐の限りをつくし、尼港事件以來の慘劇を演出したのである。

我が通州守備隊は午前三時過ぎ約二千名の保安隊に襲撃されたが防戦よく努め、砲兵迫撃砲の射撃熾烈を極めたため死傷者續出したが、之れに屈せず、午後三時頃に至つて我が飛行機の爆撃によつて、叛亂軍の攻撃稍や鈍つたといへ、なほ夜に至るも攻撃を續行してゐた。

しかし我が軍司令部より三十日午前二時半頃萱島部隊増援の報、守備隊に傳へられるに及んで、士氣頓に擧がり、加ふるに午前十一時頃我が飛行隊の再度通州附近爆撃に、叛亂軍は逐次退却を始め通州北方地區に集結した。

萱島部隊は午後四時二十分通州到着、直ちに市内掃蕩を行ひ、各城門を占領した。特務機關は二十日午前三時頃敵の襲撃を受け、特務機關長細木繁少佐以下大部分は壯烈なる戦死を遂げた。守備隊の戦死十八名、負傷者十九名、特務機關は細木少佐以下戦死九名である。

居留民は當時内鮮人合せて三百八十九名に増加し、市内各所に散在してゐたため、判亂兵の爲に襲撃され、然かも彼等は言語に絶する暴虐を敢てし、居留民の大部分は城門外に拉致惨殺されたが、其殘忍なる行爲は誠に耳目を掩はしむるものがあり、神人共に怒さざる所である。而して遭難死者百八十

名を超え、一部は敵に拉致されたものもある。

逃走した叛亂軍は第二十九軍に合流せんと行進中、我が軍の強襲に遇ひ、北平西北地區及び通州東方約八キロの燕部鎮附近に於て數百名爆死し、約一千名は武装を解除された。

尙本事件の結果、殷汝耕長官は北平に於て責任上謹慎の意を表する必要上、冀東政府の改組が行はれ、七月三十一日秘書長池宗墨が長官代理に就任した。

茲に通州事件が如何に酸鼻を極めた不祥事件であるかといふ事を、當時通州に在つてこの事件に際會し、保安隊に拉致されて行く途中、奇蹟的な脱走計畫に成功し、九死に一生を得數日間夢中になつて北平迄の脱走を續け、無事生還した安藤同盟通信特派員の談話の一節を掲載して、當時の實情を偲ぶこととする。

虐殺の巻（通州を脱出して）

同盟通信特派員

安藤利男

本稿は安藤氏が九死に一生を得て東京へ歸還早々九月初旬日本外交協會に於て試みられたる講演の一節である。

(イ) 不安裡に得た第一報

七月二十九日、早い所は午前零時頃既に分つたさうであります、比較的早かつたのは領事館警察で、どうも保安隊の動きが怪しいぞ、といふことを方々に電話を掛けたさうであります、それは二十九軍の敗殘兵を掃蕩する爲

に南門外に出るのではないか、と云ふやうに専門家も考へて居つたらしい。さうして早いところは二時半頃からやられた。冀東政府に居つた島田といふ殷汝耕の秘書は、二時半頃どうもをかしいと電話で話してゐる間に途中で切られてしまひ、間もなく保安隊がやつて来た。尤も此人は助かりました。殷長官がやられたのも二時半から三時過の間らしい。

私は當時近水樓といふ日本人の宿屋に泊つて居つたのでありますが、其處は冀東政府の近くで、蓮池に取巻かれた一寸した島のやうな所である。僅かに二三本の細道しかなく、その池を渡つて外部に連絡する。恰も包圍された形の所であります。其處に十九人の日本人が居りました。

第一聲を聞いたのは午前四時少し前、起きると電話は最早切つてあつて通じない、それから頻りに銃砲聲が聞えて来たので、私は外に顔を出して見たが、逆も危くて高い所にも出られない。「出るな出るな」と言はれるので謹詰になつて誰も外に出る者が無い。他の個所では疾うから虐殺や掠奪が行はれてゐたのでありますが、近水樓では悠々と朝飯を食ひ、中にはそれから寝た人もある位で、非常に落ついてゐた。七時頃「二階に上つて見ろ、火の手があがつて居る」と一人のお客さんが言ふので、見ると、城内の南方に當つて火が擧つてゐる。恐らく日本人關係の家屋が焼打されて居るのではないかと思ひました。日本の飛行機も飛んで来ましたが、別の方向に行つてしまつた。

不安に思つてゐると、第一報を齎らしたのが王といふ近水樓の子飼のボーイ、之が入つて来てガタ／＼震えながら「大變だ、特務機關の前の通りで、北平館、朝日軒、〇〇カフェー、あの邊の女給や日本人が澤山殺されてゐる。」「誰が撃つてゐるのか」「保安隊が機關銃を撃つてゐる。」「保安隊が引繰返つたかなと考へたが、確にさうだとは

まだ考へられない。それは何かの誤解だらう、きつと便衣隊か何か入つて来て、特務機關なり兵營へ逃げ込むその途中まだ暗いので、日本人が騒いで誤つて撃たれたのだらう、そのうち判るだらうと思つてゐると、八時近くなつて王が再びやつて来て、「特務機關の甲斐少佐がやられました。甲斐少佐の家は掠奪されて大變です、日本人は危いから外に逃げて呉れ」といふ話。斯くいふ第二報を持つて来たけれど、外に出るわけに行かない。「あれは事によると僕等を騙して撃つのかも知れない、支那人のことだから」と言ふと、近水樓の者が「あれは子飼の者だから嘘は絶対に言ひませぬ」と言つたが、危なくて外に出る事が出来ない。

遂に謹詰になつて居ると、間もなく近水樓の裏手から、垢の着かない小サツバリしてゐるが乞食のやうな格好の男が入つて来て「飯を呉れ」といふ。「どうも乞食のやうでない、あれは便衣隊だらう。怪いから撃て」と、ピストルを持つてゐる人が、追かけたが何處へか行つてしまつて、結局ピストルは撃ちませんでした。それから間もなく近水樓は襲撃された。

(ロ) 死の手遂に近水樓へ

最初銃聲が拳銃の音に變つて、南の方から支那の家屋傳ひに拳銃の音が段々近付く、不氣味な壓迫を感じて居るうちに、九時半頃遂に近水樓の軒下で一發やつた。皆びつくりして二階に飛び上がり、疊を起して窓に立て掛け、女は危いから押入に隠れると、いろ／＼準備した。近水樓の二階に上る梯子段は一つしかない。「来たらずつちやう保安隊ぐらゐるが何だ」と私なども強硬論を主張し「梯子段のすぐ上に煽風器とか、碁盤とか、重いものをうんと置いて、来たらずつちやう投げつければ大丈夫だらう」といふので、賛成者も大分ありました。それから約二十分位、

第二聲が聞えない、一向にやつて来ない。

そのうち皆の腰が段々弱くなつて『抵抗するのはやめて、なるべく逃げようじゃないか、何處に隠れやうか、之では逃げ場がないではないか』と言つて居ると、主人のやうな人が、『屋根裏があるから彼處に上つたら宜いだらう』『それは宜からう』といふので、十九人のうち十一人が屋根裏に上つた。私は其中に加はつた。あとの八人は何と考へたか、屋根裏に上らない、中にはあとで聞いて判つたのですが、悠々と下に降りて行つて、玄關の入口の自分の部屋にゐた人もあつたさうです。とにかく近水樓が襲撃されたのは時刻が遅かつたのと、はたの様子が判らないので、非常に落ちついて居つた。

すると邊りが段々騒がしくなつて来た、屋根裏の壁の所に東と西に硝子の切窓がある。その東の切窓の方に私は隠れてゐた。其處には冀東政府顧問の三島さんと宮脇さん及び私の三人がゐた。様子が段々をかしいので、その窓から見つからない様に、屋根裏は暗いから外からは分らないと思つて、外を見てゐると。

最初は學生風の暴民が、三拍子にピー／＼といふ笛を合圖に連池の土堤道を渡つてやつて来る。變な者が来たぞと思つて居る間に、三十人五十人と固まつてどん／＼やつて来る、近水樓の裏には平生から駐在所があつて、其處には叛亂を起した保安隊ではなく、只の巡警が居る。之は矢張り市の治安維持に當つてゐる者で、内地の巡警みたやうなものです。その五六人の溜りがある。其處の巡警連中が感心なことに、『日本人はゐらないから歸れ／＼』と學生團を追拂ひ始めた。そして鐵砲を持つてゐるから撃つ眞似をする。學生の方からは『撃つな／＼』といふ聲がする。なか／＼やつてくれる、有難い、と思つてゐるうちに、學生團の方が壓倒的で遂に近水樓の中に雪崩れ込

んで来た。下では早速猛烈な銃聲が聞える、拳銃の音が聞える、大變な喚き聲が聞える、二階にも上つて来て私達の居る屋根裏のすぐ下でもコツ／＼音が聞える、學生團は何遍もやつて来ました。是等の學生を主とする職工、暴民の一群は盛んに掠奪を開始して、蒲團を擔いで行く者もあり、テーブルを擔いで行く者もあり、我々が積んで置いた煽風器などをどん／＼持つて行くのがよく見える『之は單に掠奪だから餘り心配しなくても宜い』などと話し合つたのを覚えて居ります。

ところが困つたことになつたのは、裏に居つて我々を救つてくれた管の巡警が掠奪團に變つて、近水樓の裏から此連中は悪いことでもするやうに、支那靴などをコツ／＼と自分の駐在所に持つて行くのが見える『彼等迄あゝ云ふ事をするやうになつては最早いけない』と話し合つたのも覚えて居ります。

(ハ) 屋根裏から引出さる

そのうち、今まで全く人影の見えなかつた冀東政府の方から初めて人影が動いて来た。それは股汝耕の親衛隊で叛亂の主力部隊たる教導總隊であります。その親衛隊が連池を渡つて近水樓の方にどん／＼進んで来るのが見える。眞晝間の十二時半頃、突然屋根裏まで銃聲が聞え、其第一弾の爲に屋根裏の壁ががら／＼と落ちる。間もなく第二弾が来た、するとすぐドスン／＼と二階の廊下を渡る足音が聞え、屋根裏への上り窓を棒か何かで突いたらしい、顔は見えなかつたがもう其時に皆は駄目だと思つた。すぐに續いて来たのが五色のマークを附けた保安隊です。それがピストルを廻しながら『貴様等は心配するな、保護するから金を出せ』と言ふので、二階の上り口の所に居た女の人などは早速立ち上つて帯の間から金を出して、指輪をやつてゐる人もあつた。

そのうちに又一人の保安隊員が上つて来て、立ち上つて屋根裏を見渡した。東の方に居つた我々も遂に見付かつて、もう駄目だからと立ち上つて、それから所持金を五圓十圓と出してやつた。下の方にも五、六人居て「金を出せ」と言つてゐる。それにもやらぬわけにはゆかない。地獄の沙汰も金次第で、上から札が雪のやうにバラ／＼散つた、それを彼等は夢中になつて拾つた。一通り終ると「下に下りろ」と言はれる儘に、女の人などは態々手を貸して貰つて下りた。皆が下りると、七人ぐらゐの者が我々を取圍んで身體検査をした、誰も武器を持つてゐない。一つピストルがあつたのですが、其人は屋根裏に置いて来た。武器を持つてゐない事が判ると、今度は金は勿論のことと身體に付けて居る物は指輪も時計も全部とられた。私は眼鏡まで取られた「これだけはやめてくれ」と頼んだのですが、初めから殺す積りだから彼等としては私に眼鏡の必要を認めない、たゞ私の時計は、斯うやつて内側に着けて居るせいもあるでせうが、ワイシャツの下に隠れてゐたので彼等の掠奪から免れた。持物から何からすつかり剝ぎ取つてしまふと、女は縛られなかつたが男は縛られた。私は右手を縛られ、さうして男は珠數つなぎにされてピストルに嚇されながら下に下りて行つた。

二階から下りると梯子段が二た曲りになつてゐる、その曲り口まで下りて来ると、下で五六人やられてゐる、女の人が髪を振り亂し手足を投げ出し、口からは血を吐いてゐる。それを見た瞬間、今までは掠奪だ位に思つて居たのが、之は大變なことになつたと、皆は一時に血の氣を失つた。よく見ようと思つても、ピストルを突きつけて「早く／＼」と言はれるので、誰がやられてゐるかもハッキリ判らない。

(ニ) 飲み廻す末期の水

其處を通つて裏庭に廻されて、裏庭で土下座をさせられた。僅か五分位の間に死に直面した。まるで私達としては夢のやうです。一緒に居つた人が大部分もう殺されたらしい。「どうせやられるのだ」と云ふわけで、もう駄目だと思つて居つた。其處で土下座をさせたのはピストルの事を調べるのらしい。ピストルを持つて居つたのは遅ましい人ですが、この人は置いて来たピストルの事でもう一度屋根裏に連れて行かれた。その人の戻つて来ての話に「さつき下りる時に彼處に居たお爺さん、どつちか片方の足をやられて立てなくなつて居たあのお爺さんが、今、胸を撃たれて殺されたぞ。」それは鹽水港製糖の細谷源四郎さんです。後に甥御さんの訪問を受けて、私の言ふ人とピタツと中つてゐる。今そこに居た無抵抗のその老人が殺される位だから、もう吾々は此處でやられるのだらうと覺悟した。中に健氣な婦人が居つて、臺所に行つて大きな井に水を入れて持つて来た。皆が圓くなつてゐる所に、末期の水だといふ譯で、之れを飲んで次々に廻した。「もう駄目ですよ、皆さん覺悟をしませう」と言ふ人もあつたが、元氣のある者は一人もない。中には手を突いて居る人もある。保安隊の連中に「どうするのだ」と聞いて見ると「方法があるのだ」と言ふけれども、どうも邊りの空氣から推して逆も助かる様子はない。私等が土下座してゐる脇を、續々保安隊が通り乍ら嚇かして行く。一部隊が通る毎に銃を擬するので、保安隊の動く方に眼を向け直しながら、いつ撃たれるのかと、刻々に迫る恐怖を感じた譯です。けれども、どうしたものか撃ちませんでした。そうして引立てられて行つた所は、政府の建物の一角で、財政廳といふ看板が下がつて居た。其處に行くと、約六七十名の内鮮人が既に先着して居て、軒下に男は矢張り腕を繋かれ、女は其儘で、首をうな垂れて元氣がない、そこに我々十三人が新たに加へられて、「貴様達は喋つてはいけない」と言はれて監視兵を附けて置かれた。其建物

の中には兵隊がうよ／＼して居て、武装した者が號令一下、盛んに出たり入つたりして居りました。砲聲は其頃が一番猛烈であつて、戦況は恐らく彼等に有利であつたのだらうと思ふ。けれども、我々には少しも様子が分らない私は特に隊長みたいな男に「一體我々を本當に救ふのか」と言ふと、「心配するな、方法がある」と正面切つては答へながら、彼等同志が喋るのを聞いてみると、「まだ水を飲んでるやがる」とか「まだ煙草を吸つて居る」とか、どうも云ふことがをかしいから、之れは生かす積りはないなと思つた。誰も自分の命がどうなるだらうか判らぬと言ふ恐怖の中に、遭難の事情を語る人もあり、「くやしい／＼」と言ひながら前日の様子を説明する女もあり、中には「私は今度の事件では千兩ばかり取られてえらい損をしました」と、まるでもう事件が済んだもののやうに樂觀したことを言ふ商人風の男もある。財政廳に来てから一時間ばかり経つた。時間の経つに連れて「我々は或は助けられるかも知れない」と、生きたいといふ慾目がさう考へさせる。

(ホ) 「逃げませう!!」

間もなく隊長が来て「之から北門内の打槍場ライオンヤードに連れて行く」と言つたのですが、打槍場といふ言葉が私に解らないし、北門外と云ふたやうに聞えたので、北門外から出して呉れるかと思つた。約七八十名が引立てられて外に出ると、朝鮮人がオイ／＼泣いて居り、銃に嚇されながら歩く。

その時私は一群の先頭を歩いてゐる。私は兎角圖々しく話したりして目立つので、先頭に立たされてゐる。どうも朝鮮人の泣くのがをかしい、事に依つたら愈々變な所に行くのではなからうか。さつき隊長が言ふた打槍場、打は撃つ、槍は銃、銃を撃つ場所、なんだ銃殺場のことじやないかと、私も漸やく考へ着いた。此儘では必ず殺され

る。何とかして逃げなければいけない。このまま銃殺されてしまへば、斯んな重大な事實を誰にも言はないで、しかもどんな事があつたのかも、一般の日本人は知らないで済んでしまふ。しかも昨日までは、政府を訪ねれば私等の案内をして、長官も私に會つたのに、今日は殺されなければならぬ。そんな馬鹿なことがあるものか、自分には報道の任務もある。なんとか逃げる方法はないものかと思つたが、城内のことではあり、四十人ぐらゐの保安隊員で我々を圍んでゐる。しかも私の前にはピストルを持つた者が歩いて居る。

困り抜いてゐると、不圖、私の右腕を縛つてゐる麻繩が一尺五寸位の所で太い麻繩に結ばれてゐるのを發見した。この結び目を解けと思つて、非常に危険な仕事ですが、警戒しながら歩調を稍や緩めた。必ずしも一列縦隊ではないから、先頭と云つても私だけが常に前になるわけでもない。他の人も前にちよつと出ることがある。そして私が歩調を緩めるから繩が緩む。其時に斯ふやつて左手を體の前から右側に廻して結び目を掴まへた。そこで歩きながら死物狂ひの力でやると、結び目が遂に解けた「しめた、之さへ掴んで居れば宜い」と、如何にも繩を持つてゐるやうに見えるが、實は解いた結び目をしつかり握つて居つたわけです。それから私は比較的冷靜になりました。眞晝間、天氣もよし空には鳥も飛んでゐる。昨日と少しも様子は變らないのに、我々が銃殺場に連れて行かれるとは、なんと云ふことになつたのでせうか全く夢のやうです。

私に取つては餘りにも皮肉な命の綱をしつかりと掴みながら暫らく歩くと、路地の行詰りの所に着いた。其所は市の外廓を圍む城壁の内側です。一見ただで、誠に不氣味なグロ風景が迫る。城壁の内側は土が缺けて居る。人がそれに上られるし、城壁のトップにも行ける。その少し斜面になつてゐる手前に五、六間のドブがあり、その

此方に射手が立つ。

ドブには一本の路があつて、それを「渡れ」と言ふ。私が先頭に立つて橋を渡つて、斜面をどん／＼上がりながら、此處らで逃げなければ逃げる時がないと。城壁を飛び越える機会を只管狙つた。併しあまり目立つてはいけないので、トツプまで約五尺ぐらゐの所で停つた。多くの人は私より右の方に並びました。此時そつと時計を見ると午後二時半です。最後の一人がドブの道を渡つて斜面の位置に着く頃、四十人位の射手の銃が縦から横へ次第に「狙へ」の位置になり始めた。私はハツと思つて、城壁のトツプに向つてスタートした。それより僅か前か同時か時間的にはハツキリ判りませぬが「逃げませう!!」といふ張り裂けるやうな女の聲が聞えた。私はどん／＼上つた。綱で縛られて居る者が上れるわけがない。射手もビツクリして一齊に私に向つてバラ／＼と撃つたが、幸ひ一發も私に中らず、次の瞬間には、私は城壁の反対側の縁に手を掛けて居つた。

(へ) 銃聲を後に泳ぎ且つ走る

城壁は、其時はさうは高くないと思ひましたが、今見ると、此處に寫眞がありますが相當高い。この城壁を迂り降りる、と、足も痛めて居ないし何處も怪我をしてゐない。城壁から十間ぐらゐ離れた所に運河がある。その運河は連日の雨ですから水嵩がある。城壁を迂り降りて後をも見ずに走つた勢で、濁流滔々たる中に頭から飛び込んだ。水中を少し泳いで頭を上げて呼吸をしました。其間、後では猛烈な銃聲が聞える。銃殺場の阿鼻叫喚も聞えるやうな氣がする。自分だけ逃げて済まなかつた。あとの者はどんな目にあつて居るだらうとも思ひましたが。とにかく逃げなければならぬと、體も頭も水の中に漬けたまま泳いで、息が苦しくなると上に浮いてちよつと呼吸を

する。私は水中で考へた。これから炎天を走るのであるが、きつと水が欲しくなる、水がなければ日射病で倒れる。水はこの先何處にあるか分らない。現在水はこゝにあるではないか、これを飲めと思つて、その泥水を腹一ぱい呑みました。さういふやうにして向ふ岸に泳ぎ着いた。

着くと直ちに玉蜀黍畠に走り込んだ。後から銃弾が飛んで居るかも知れない。一刻も早く此危険區域を遠ざからなければならぬので、畠と云はず、川と云はず、池と云はず、約一時間ぐらゐは無我夢中で、藝地に泳いだり走つたりしました。相當走つてから、どうも服が重くて思ふやうに走れないのに氣が付いた。勿論濡れたままです。靴は無論穿いて居ないし、靴下も水中でなくなつたらしい。上衣とズボンを脱いで小脇に抱へ、此時初めて後を振り返つて見ましたが、通州城には濛々と黒煙が上がつて居る。之れはガソリンに火が付いたのです。如何にも落城の悲哀を感じました。

丁度其時我が軍の飛行機が一臺、私の頭上を爆音勇ましく飛んで行きましたが、私は嬉しさのあまり、ズボンを振り廻しました。

(後略)

餘

錄

支那の政局概要

(昭和四年より昭和十六年十二月迄)

昭和四年 前年の濟南事件等の波紋をも受けて、日支の關係は年初より芳しかりし、南北支那到處に排日學生運動が續出するといふ形勢である。尤も兩國政府に於ては一月二十五日を第一回として芳澤公使、王正廷外交部長との間に、日支國交調整に關する交渉を開始しては居るが、北伐成功に驕つた蔣介石は、國民政府、國民革命軍の全支制覇の野望に燃えてゐたので、その眞意は毫も日本との交誼になど依存しない。その證據には一月五日、蔣介石は南京に國民政府首腦者及び各軍閥代表を參集して、新國防會議を開催したが、同會議に於て「陸海空軍の建設は日本を假想敵として設置するが故に、本會議は之れを秘密とする」旨を決定した程である。

この蔣介石の野望は先づ滿洲に大きな變事を及ぼした。即ち滿洲は前年張作霖爆死後、張學良の天下となつてゐたが、張學良は滿洲の地域が日本との特殊關係にあることを全然無視し、日本の數回に

亘る忠告をも一蹴して、蔣介石との合流を策し、一月十日奉天大元帥府に麻雀の會を催して參會した楊宇霆、常蔭槐を別室に招致之れを暗殺して先づ眼の上の瘤を除き、二月一日には奉天に東北政務委員會宣誓式を擧げ、「東三省は國民政府の組織下に入る」旨を宣誓し、以て青天白日旗を掲揚することを決定したのである。

次に蔣介石は武漢派に強烈なる彈壓を下す目的を以て、三月十五日より南京に全國代表大會を開催し、武漢政治分會廢止を決議すると同時に、國民黨左派の處分案を附議して汪兆銘に警告、陳公博、甘乃光等を除名處分に附し、次いで二十一日武漢討伐令を發布し、李宗仁、白崇禧兩名の逮捕令を出し、李濟琛を南京總司令部内に監禁した。李宗仁は身を以て上海より廣東に逃れ、二十六日自ら總司令に任じて廣東第八路軍を隨へ、蔣介石討伐令を全國に通電した。茲に於てか馮玉祥一派も亦蔣介石に快からず、二十七、八日頃馮派の鹿鐘麟、熊斌、外交次長唐悅良等相次いで南京を退出、斯くして蔣介石と各派との關係日を逐ふて惡化の一途を辿るに至り、九月八日には汪兆銘派、廣西派、西山派、馮玉祥派等の反蔣聯盟結成の報傳はり、爲めに南京市中物情騷然たるものあつたが、遂に十月二十八日蔣介石は討馮軍を統轄するため總司令として漢口まで出征し、留守中の主席代理を譚延闓に委嘱し、また陸海空軍副司令に閻錫山を任命して飽までも強硬態度を示したものである。依つて全支の

政情漸やく混亂の傾向を示し、十二月三日には石友三軍が浦口に兵變を起して獨立を宣言し、五日唐生智が鄭州に獨立を宣言して護黨救國軍總司令に就任し、孫良誠、宋哲元、馬鴻逵等七十五名連署を以て反蔣通電を發するに至り、事態は愈々紛糾を極めた。南京には戒嚴令布かれ、各地の動搖は蔣の下野を勸告する者頻々と現はれたが、八日蔣は斷じて南京を死守すべしとの聲明を發して之れに對峙の姿勢をとり、十三日西山派は臨時中央幹部會を組織し宣言を發し、汪兆銘、許崇智、鄒魯、謝持等

も事態收拾のために蔣介石の辭職を勸告する通電を發して此年は混亂の儘暮れたのである。斯る間に山東省に於ては一月二十二日張宗昌と劉珍年との交戦が開始されたので、在濟南西田總領事は「山東鐵道沿線二十支里内の軍事策動を禁止す」との聲明を發するが如き事件が起り、又東支鐵道問題を繞つて、奉天と蘇聯との關係逐次惡化し、さきに二月初旬東支鐵道蘇聯側理事ゲツケルが退去を命ぜられた事に端を發して、蘇聯政府は四月支那との國交斷絶を宣言するに及んで、兩者の關係遂に干戈を交へるの餘儀なきに立至り、九月十八日滿洲里附近に於ける露支兩軍の衝突から、張學良また強硬政策をとり、十月二十三日在哈爾濱蘇聯總領事館に手入れして十七名を逮捕したため、蘇聯側の激昂を買ひ、十月三十日には露支兩軍富錦附近にて激戦開始、十一月十七日に蘇聯軍滿洲里より南下二十四日には早くも海拉爾を占領した。

蘇軍の敏速果敢なる軍事行動は、張學良の心膽を少からず寒からしめたものゝ如く、最初の傲岸にも似氣なく、蘇奉妥協交渉に乗り出すこととなり、蘇軍の爆撃下に頻りに交渉の進捗を圖るといふ有様で、一方國民政府の思惑等をも氣にした張學良は、十二月七日には蘇聯との交渉一段落の旨を報告して蒋介石の諒解を求め、十六日には蘇支豫備交渉を終了し、二十二日には所謂「露奉協定」調印とまでに早手廻しの運びとなり、二十四日在滿洲里蘇軍衛戍司令部が撤退した。

日支關係にあつては排日運動依然たるものであつたが、濟南事件善後處理に關する芳澤、王正廷交渉は順調に進捗し、三月二十四日上海に於て假調印、二十八日正式調印を了した結果、同日山東派遣軍撤退に關する奉勅命令が鈴木參謀總長より安滿第三師團長へ通達され、我軍の撤退準備となり、三十一日より久方ぶりに膠濟鐵道沿線に青天白日旗の掲揚を見るに至つたが、支那南北の政情此頃より異常の緊張を示して來たので、十一月十六日に至り國民政府から芳澤公使に對し、山東引繼事務の延期方を公文を以て申込んで來た。依つて帝國政府は閣議を開き、山東撤兵延期方を決議して暫らく待機せしむることとした。然るに其後支那側の申出であり、五月二日には曩の南京、漢口兩事件の解決文書も正式調印され、五日には濟南の引繼事務を終り、十日には山東省政府主席陳調元が第三師團の幕僚を招待して送別の宴を張り、かくて十三日より第三師團の山東撤退が開始されたのである。是

より先き一月十八日上海總領事矢田七太郎と王正廷外交部長との間に七種差等稅率實施に關する交渉成立し、矢田總領事と宋子文財政部長との間に交換公文が調印され二月一日より實施と決定した。

「備考」 此年梁啓超死去（一月十九日）、六月、故孫文の國葬南京に於て舉行さる。又、支那の國花を「梅花」と決定せる旨發表された（一月三十日）。四月、青島を特別市とす。

昭和五年 一月四日、臧式毅遼寧省主席就任式を舉行し、東支鐵道問題を圍る蘇支關係も漸く平常に復したので、八日滿洲里、哈爾濱間の鐵道復舊も完成され、二十日莫德惠が正式に東支鐵道督辦に就任した。しかし滿洲に於ける日支の關係に就ては未解決懸案多數殘されて居るまゝに、更に面白からぬ事件續發の形勢にあり、五月一日には哈爾濱日本總領事館が露支鮮人の學生に襲撃され、之れに呼應して山東省各地に排日運動が起り、三十一日には間島龍井村附近に於て鮮人暴動が突發し、何となく不穩の空氣が低徊するかに見受けられた。

支那本部に於ては客臘以來山西の閻錫山頻りに反蔣策動に氣勢を擧げつゝあつたが、二月十一日に至つて閻錫山、馮玉祥兩派の將領會議の上反蔣方針を決定し、二十五日には汪兆銘派及び廣西派が之れに贊意を表することとなつたので、益々反蔣運動具體化の形勢を招致し、四月一日閻錫山は太原に於て陸海空軍總司令に就任して陣容を整備するや、國民政府は之れに對し五日閻錫山討伐令を發して

呼應し、既にして反蔣各軍と南京軍との間に交戦開始され、或は十八日南京軍歸德占領を傳へられ、は二十六日には隴海沿線反蔣軍の大捷を報ぜらるゝなど物々しい情勢が展開されて來た。

反蔣軍は六月初旬から山東、湖南戦線に於て優勢となるに及んで、閻錫山は俄然北支に君臨するの態度に出で、五日天津海關長ビールに最後通牒を發して海關乗取りを策し、十六日シンブソンを新たに天津海關長に任命し、一方軍隊は山東省に集結して韓復榘軍の追出しにかゝつた。依つて我が方は北京公使を通じて、閻錫山に濟南安全に關する二個條の要求を手交して毅然たる態度を示せば、山東軍の韓復榘も特に西田濟南總領事に對して濟南の安全を保障する旨申出で、山西軍の濟南に迫るや六月二十六日韓復榘は自發的に濟南退去を開始し、山西軍の一部之れに代つて濟南に入城したが、兩軍の主力は膠濟鐵道沿線に衝突して同鐵道は全く不通となつた。

六月十三日北平に於ては反蔣各派の代表參集し、懷仁堂に於て各派代表擴大會議の成立式を舉行し、次いで二十三日、汪兆銘も天津經由北京へ到着し、二十五日擴大會議談話會を開いて、黨部基本條件七ヶ條を發表、更に八月四日石家莊に於て汪兆銘、閻錫山の會見を行つた結果、汪閻馮三者の意見全く一致するに至つたので、七日北平懷仁堂に正式擴大會議を開會、汪兆銘を主席に推して、反蔣宣言を決議發表し、擴大會議組織條例などを公布すると共に、反蔣強行の態度を明かにした。茲に於

てか南京軍は飛行機を北平に飛翔して懷仁堂附近に爆彈を投下、反蔣派彈壓の舉に出たものである。

當時北戴河に避暑中の張學良の態度は未だ南北何れとも決してゐなかつたので、閻錫山始め北方派將領は頻りに學良を説得して北方に加擔せしめんと努め、南京も亦奉天代表の吳鐵城を北戴河に派して學良獲得に大童であつたが、學良は依然態度を鮮明にせず、南方軍の飛行機が北平を空爆するや直ちに蔣介石に打電して北平空爆中止を勸告する程度にて、南北兩派とも實力派たる張學良の去就には相當頭痛を病んだものである。

九月一日反蔣派は第五次擴大會議を開會して、遂に北方政府を樹立する決意を固め、政府組織大綱を決定し、政府委員七名を次の如く任命した。

主席 閻錫山 委員 汪兆銘 馮玉祥 張學良 李宗仁
謝持 唐紹儀

かくて汪兆銘主席代理として左の如く各部長を任命し、懷仁堂に於て宣誓式を舉行したが、同宣誓式に於ては閻、汪、謝の三政府委員が就任した。

外交部長 顧維鈞 海軍部長 沈鴻烈 教育部長 湯爾和(以上奉天派)
財政部長 梁汝舟 交通部長 賈景德(以上山西派)

陸軍部長 鹿 鐘 麟 內政部長 薛 篤 弼(以上西北派)
工商部長 胡 宗 鐸(廣西派)

且又十五日には北方政府委員に石友三、劉文輝の兩名を追加したり、北平を北京と復舊する旨決定したり頻りに氣勢を擧げてゐたが、去就不明の態度をとつて密かに事態の推移を見送つて居た張學良は、六日蔣介石に宛て、北方政府委員に就任せざる趣を通電すると共に、北方處理に關する方策を研究した結果、十六日奉天最高會議に於て、北方政府に對して武力調停を試みることに一決するや、十八日南北兩者に對する停戰勸告の通電を發し、一方奉天軍に對して關内出動の命令を發したものである。狼狽したのは北方政府である。實力派たる奉天軍を對手とすることもならず、閻錫山は石家莊に於て下野通電を發するやら、汪兆銘は北京に於て和平贊成の返電を學良に送るといふ譯で、誠にあへなき最後ぶりである。此間隙を捉へて二十日蔣介石は北方將領に歸順勸告の通電をして來るし、二十一日には奉天軍の一部が早くも天津に乗込んで來たので、北平の山西軍は即日撤退を開始し、二十三日には奉天軍々と北平に入城して正式接收を完了するといふ敏捷さに、前記の北方政府は槿花一朝の夢物語りに終つた。

國民政府は九月二十六日北平へ入城した奉天軍第一軍長于學忠を翌日平津衛戍司令に、王樹常を河

北省主席に、張學銘を天津公安局長に任命し、十月七日南北兩軍全線の停戰成り、茲に八ヶ月目に於て兵亂漸やく終結した。依て張學良は九日陸海空軍副司令就任式を舉行し、吉林、北平直通列車を運轉して平和克復ぶりを示したり、翌十一月十二日には堂々と南京へ乗込み、第四次中央執監會議に出席して颯爽として大演説を試み、國民政府委員に任命されるなど、正に其得意や思ふべしである。之に引換へ閻錫山は十一月四日下野通電を發して五臺山下に引籠つてしまつた。

斯る間に國民政府は外交政策の進展を圖つて國內に於ける地位の堅牢に資せんと、先づ日本との間に交渉中の關稅協定も三月十二日假調印、五月六日正式調印を了し、四月七日にはチェッコ・スロヴァキヤ國と修好條約を締結し、十八日には王正廷、ランブソンとの間に英支威海衛還附協定が成立して調印を了し、十月一日威海衛還附の手續が終り多年の懸案解決するや、引續き七日厦門英租界還附に關する交換公文を正式に發表するに成功し、二十二日にはブラゴエ、黒河間の蘇支通商が七年ぶりに開始されるし、事毎に順調に取運ばれて勞ひを得たので、十一月十八日には重光代理公使に宛て漢口日本租界回收を提議する公文を提示したり、十二月十八日には英、米、佛、諾、蘭、白六ヶ國に對し、明年二月末日迄に領事裁判撤廢の意ある旨を一方的に通告するなど、聊か調子に乗つた態度を示すに至つた。

更に又南北兵亂鎮定の勢ひに乗じて、共產軍討伐にも本格的な積極態度を取らん事を策した。是より先共產軍は七月二十七日長沙を占領して何健の軍を走らせ、南昌を占領して魯滌平主席を逃亡せしめ、三十一日には長沙附近に於て日英米の軍艦を砲撃するの暴舉を敢てし、中南支には共匪猖獗を極めた。依て國民政府は何應欽に共匪殲滅方を命じたが、當時なほ南北軍事多端のため意の如くならなかつた。しかし大勢既に決したので十二月九日南京に軍事會議を開いて共匪大掃蕩に關する計畫を決定し、天津の張學良にも離津を促して剿共に協力方を要求した。

「備考」 此年國民政府行政院長譚延闓死去（九月二十二日、五十七歳）し、蔣介石行政院長を兼ね、于右仁監察院長となる。北洋派元老王士珍卒（七十歳、七月一日）天津海關長シンブソン十月一日刺客に襲はれ十一月十一日死去（五十三歳）

支那國の名稱を中華民國を常則とするの件は十月三十一日の國民政府中央政治會議に於て可決され、支那を中華民國と通稱する旨公示した。

昭和六年 此年前半は國民政府と西南との確執漸やく激化し遂に干戈に見ゆるまでに悪化した。偶々滿洲に突發した滿洲事變のため、その後半は南京と西南との妥協成立して、問題は滿洲事變に集中され極めて多端な年であつた。

西南派との紛争を有利に展開せんとする南京側としては、外交問題に民衆の耳目を集中せしむる事例によつて例の如く、一月十二日臺北に總領事館を設置して林紹楠を初代總領事に任命し、十五日天津白耳義租界還附式を舉行、三月二十四日重光、王正廷の間に成立した南京、漢口兩事件賠償に關する交換公文に蔣介石が調印し、五月四日、外交部の名に於て一方的に治外法權撤廢に關する宣言を發すなど、次から次と轉換策を講じたものであるが、西南派との關係容易に緩和の色なく、一月二十五日廣西派代表黃紹雄が南京に乗込んで妥協交渉を開始したが一向に纏りが付かない。遂に三月一日國民政府最高會議に於て激論した胡漢民が湯山に監禁さるゝに至つて問題は表面化してしまつた。

其後三月八日胡漢民は病氣の故を以て南京の自邸に軟禁さるゝことゝなつたが、蔣介石は之が最後處置を考究するため國民會議を召集する案を樹て、五月五日より十七日迄南京に國民會議を開いて最後の決意を固め、六月四日何應欽を空軍司令に任命した。此日胡漢民の自由恢復さる。

然るに一旦平穩に歸した全國の軍閥は南京、西南の確執を機に又もや動搖の兆あり。六月八日廣東政府の首腦者就任式の舉行さるゝに及んで、張學良は援蔣通電を發し、石友三が廣東政府第五集團軍司令に就任せば、學良石友三の討伐を宣言する。八月初旬、閻錫山、馮玉祥、孫殿英等太原に會合して廣東に呼應し討蔣を申合せるといふやうに、全支の風雲又もや危機を孕む形勢を示したが、しかし

西南に内訌起つたらしく、八月十五日汪兆銘が廣東を去つて其徵愈々歴然たるものあるに至つた。

然れども南京廣東の衝突は不可避の關係にまで追ひ詰められてゐたので、九月十五日衡州に於て兩軍最初の衝突を起してしまつた。時偶々九月十八日滿洲事變が勃發した。今や南北の抗争其機に非ずとなし、十月十三日南京に軟禁中の胡漢民釋放されて蔣介石と會見するやら、二十日には汪兆銘等の廣東代表が上海着、二十七日南京に南京廣東和平條約會議を開き、張學良も亦南京に蔣介石を訪問するなど、和平問題に關する往來慌しく、十一月四日上海の伍朝樞邸に開かれた和平條約會議に於ては汪蔣合作して國難に當るべしとの内交渉成立したものゝ如く、十二月七日には廣東省主席に伍朝樞任命された。その際蔣介石下野の報傳はるや、廣東市中祝賀の行列に賑はふといふ状態であつたが、當の蔣介石は下野せず、郷里奉化に退いて靜養することゝなつた。

滿洲の對日關係は年初より惡化の一途を進むばかりであつた。一月七日滿鐵沿線范家屯驛附屬地の特産商松本恭方に白晝匪賊數十名襲來し、主人を重傷せしむる事件の起つたのを始めとして滿洲各地に於ける排日暴動は數ふるに遑なき状態となつた。然し張學良は一月二十一日奉天總領事より勳一等旭日大綬章の傳達を受け、二月五日には北平に陸海空軍副司令府を設置して南京との協力を意表に示し、また日本とは日支鐵道會議を開くため中央をして首席黃振肇以下を任命させ、北寧鐵路局長高紀

毅をして滿鐵理事木村銳市と會見せしめ、以て滿洲に於ける排日事件糊塗策を講じたものである。

而かも張學良は三月十九日東北四省の黨部組織を結成して指導委員以下を任命し、滿洲の中央化と自己の中央乗出し野望達成に着々邁進することを怠らず。四月一日舍弟張學銘を天津市長に就任せしめ、廣東と南京との相剋に對しては前述の如く援蔣通電を發したものである。尤も學良の中央化運動は六月初旬チブスにて北平協和醫院入院中、病氣見舞に來平した蔣介石代理張群との會談の結果臍を固めたものであつた。

當時滿洲に於ける排日運動は（記事參照）遂に九月十八日滿洲事變勃發（記事參照）に立ち至つたが、南京も亦此間假想敵日本に對して各種の軍備を整へ、七月四日には獨逸ユンケル飛行機會社より爆撃機二十機を購入し、支那空軍に一威力を添へたものである。

滿洲事變勃發するや、國民政府は國際聯盟を一縷の頼みとしてゐる軟弱さに、學生の憤激を買ひ、九月廿八日外交部長王正廷襲撃されて重傷を負ふの事件を起した。依つて外交一切を處理するため國民政府内に外交特別委員會を組織して、委員長に何應欽、副委員長に宋子文を任命したが、日本との外交關係は從來通りに繼續する旨を明かにし、新任駐日支那大使蔣作賓は十月五日參内信任狀を捧呈した。一方國內訌争を中絶する方針に決し、十月十九日中央常務會議に於て、曩に黨部を除籍したも

の全部の復活を決議したりして結束を固め、十一月二十三日取りあへず顧維鈞を外交部長代理に任命して當面の外交問題の處置に當らしめたが、十二月二十四日西南との妥協確定したので外交部長に陳友仁を任命することに決定した。

此年共産軍は北支にも蔓延、ために北平、漢口間鐵道不通となり、武昌其他にも共匪事件が續發した。而して六月十六日嘉魚にソビエト政府を樹立した。

「備考」 仙石、大平滿鐵正副總裁辭任、内田康哉伯滿鐵總裁に、江口定條同副總裁に任命（六月十三日）齋藤實子辭任、陸軍大將宇垣一成大將後任朝鮮總督に親任（六月十七日）若槻内閣總辭職、犬養毅内閣成立（十二月十三日）

昭和七年 一月二日陳友仁外交部長に就任して特別外交委員會廢止さる。二十八日上海の我が陸戰隊支那正規軍の射撃を受け應戦す。即ち上海事變起る。（記事參照）

上海事變の起るや汪兆銘、蔣介石等急遽南京に參集し、三十日汪兆銘を行政院長に、羅文幹を外交部長に任命して陣容を更新した。恰も國際聯盟調査委員長リットン卿一行の來支あり、滿洲事變及び上海事變を繞つて支那側を緊張せしめたが、聯盟に於ける行動は別項記事に詳述せる通りである。

上海事變の日支停戰協定五月五日に調印さるゝや、之れに關聯して全支再び混亂の微濃厚となつた。即ち五月五日陳濟棠は廣東の軍政各機關を占領して廣東に騒亂を起し、二十一日には共匪討伐に

備ふるため蔣介石自ら剿匪總司令に、李濟琛を同副司令に任命し、二十四日には上海停戰協定反對の立場にあつた監學院長干右任は、行政院長汪兆銘彈劾案を中央監學委員會に提議して否決された、め、干、汪兩名ともに辭表を提出するの騒ぎを演出した。斯る情勢の下に、日本の滿洲國承認期が近づきつゝある機運を察知した國民政府は、行政院會議に於て「日本の滿洲承認に反對する決議」を可決して汪院長の名に於て聲明を發し、羅外交部長の名に於て九國條約調印國に對し、日本の滿洲國承認問題に付注意を喚起するの同文通牒を發するなど、國民政府自體が狼狽極まりなき醜態を暴露したものである。

北方の張學良は其軍隊を一部熱河省に侵入させ、所謂熱河事件（記事參照）の端を發したので、事態の重大化を慮つた汪兆銘は、張學良の辭職を勸告したが拒絶されて却て自ら辭表を提出したところ之れ又却下され、遂に張學良の辭表提出となつた。依て中央政治會議は八月十七日干學忠を河北省主席に、宋哲元を察哈爾省主席に任命し、張學良の辭表は之れを受理することゝなり、また軍事委員會北平分會委員長には張群を任命することに決定した。九月三日張宗昌は濟南驛に於て學良派のものに射殺された。

山東省の韓復榘、劉珍年兩軍の鬭争は九月に入つて又もや繰返されたので、蔣介石は蔣伯誠を使者

として停戦を勧告したところ、韓復榘は之れに同意したが、事實は隨所の交戦熄みさうもなかつた。四川省の戦亂に就ても、蔣介石は四川省の各將領を南京に集めて會議の結果、和平勸告を通電したが之れ又意にまかせない。

九月十五日帝國政府は滿洲國を承認した。十月芝罘の米國陸戰隊劉珍年軍に武装を解除されて問題を起したので、汪兆銘は上海にて入院中の病院より國內統一の急を叫ぶ聲明を發して注意を喚起し、羅外交部長また山東四川和平停戦方を勸告する通電を發し、漸やくにして十月三十日山東問題は妥協成り、十一月十三日韓復榘軍は先づ濰縣へ撤兵を完了し、韓復榘自らは十二月二十四日天津通過北京へ入城し、山東紛更は一段落を告げた。

「備考」一月九日櫻田門外にて鮮人李奉昌鹵簿に投彈、御異常なし、犬養内閣總辭職したるも優詔を拜して留任、

三月一日滿洲國建國宣言發布、五月十五日犬養首相兇變に會して死亡、二十六日齋藤實内閣成立、白川義則大將

逝去、七月六日内田滿鐵總裁外相に親任、林博太郎伯滿鐵總裁に、有吉明駐支公使となる(七月二十六日)武藤

信義大將關東軍司令官、關東長官、滿洲派遣臨時特命全權大使に任ぜらる(八月八日)

昭和八年

一月一日山海關事件起る。(記事參照) 而して一方熱河事件惡化し、二月に於ける我軍との交戦にて張學良の地位益々窮地に陥り、終に辭職を申出づるに至り、三月十日其辭職を許可さ

れ、五日北平に入城した何應欽に一切の引繼を完了した。

是より先き國民政府に於ては一月十六日孫科立法院長に就任し、北方の元老段祺瑞また二十二日天津發南京に向ひ蔣介石と會見し、廣東の將領蔡廷楷また二月三日福建に移り、風を望むの姿勢を取つた。折柄昨年獨逸に外遊してゐた汪兆銘が三月十七日上海に歸着し、二十七日南京に於て蔣介石と會見した結果、日支關係復雜なる際、汪兆銘の出慮を要するもの尠からずとなし、行政院長に復職して當面の責任者たることに決定した。而して北方は張學良下野の後、北方將領を統率するため何應欽を北平軍事分會委員長に任命して北平に滞在せしむることとした。張學良は四月十一日伊太利船に便乗して外遊の途についた。

北平軍事分會委員長となつた何應欽は、熱河事件に於ける日支の紛争を休止せんことを企圖し、五月三日北平政務委員會委員長に任命された黃郛と協力して其方途を講究したが、二十二日北平軍事分會の名に於て日本側に停戦方を申入れ、廿三日天津駐屯軍の北平に入つた日、北平の懷仁堂に於て何應欽、黃郛と中山(詳一)一等書記官、永津駐在武官とが會見交渉の結果、二十五日何應欽は全軍に對し退却命令を發したものである。斯くして日本との間に停戦交渉を進める段取となつたので、國民政府は黃郛に北支の外交全權を賦與して之れに當らせ、三十一日には所謂梅津何應欽協定と稱せらる

、停戦協定が成立調印さるゝに至つた。

然るに右日支停戦に對して張家口の馮玉祥先づ反對を打電し來り、福建、廣東また之に呼應する通電を寄せたものである。併しながら國民政府は右停戦を全幅的に支持し、六月十三日黃郛を河北戰區救濟委員長に任命して善後處置を講ぜしめ、何應欽また嚴として北支の統制に威力を用ひたので、十四日張家口に叛旗を翻して中央抗戦を豪語した馮玉祥も、形勢非と見て何應欽に屈服することに決定し、使者張吉祥を北平に派して諒解を求むるの小策を講じたものだ。依て北平政務委員會は委員長黃郛、馮玉祥を林墾督辦に、宋哲元を察哈爾省主席に任命した。しかし未だ充分に納得しなかつた馮玉祥は七月十六日またもや蠢動を始め多倫を占據したので、何應欽は斷乎討馮命令を下し攻勢を示したところ、八月五日に至り口ほどになく、もろくも察哈爾返還を通電して來て、馮の策動は一段落となつた。

なほ五月八日陳銘樞が廣東に入つて策動を試みたが、蔣介石は機先を制して八日西南八府の軍事當局に總動員を下し、大々的に共匪討伐の命令を下すと共に、北方問題の處理に全力を傾注し、八月十三日の廬山會議に於ては「向ふ三ヶ年間、對日長期對抗を緩和一する決議を爲し、汪兆銘行政院長自ら外交部長を兼任し、外交次長に唐有壬を拔擢して外交調整を試みんと計畫した。

九月六日の第三次廬山會議に於ては五千萬弗對米棉麥借款の處理に關する件、空軍擴充計畫及び北支裁兵案などを決定して、中央政府としての威容を中外に示さうとし、九月中旬反蔣通電を發して蹶起した方振武には強力なる反撃を食はせ、十月五日方振武を叛亂罪に問ひ、十五日投降した方振武と吉鴻昌とを銃殺に處するの強硬態度を見せた。然れども共產軍の猖獗には如何とも防止の方法なく、福建省延平は八月末その手中に收められ、十月末には萬縣に進出し、長江の上流を脅かさるゝに至つて、十一月一日重慶に戒嚴令を布くの已むなきに陥つた。十月二十九日宋子文辭任して孔祥熙が後任財政部長に決定した。

然るに國民政府苦心の甲斐もなく、反蔣空氣は南方支那に瀰漫し、陳銘樞、蔣光鼐、蔡廷楷、鄧適生等社會民主黨の福建獨立運動愈々活潑となつて來た。此福建獨立運動には一時胡漢民の參加が傳へられて朝野愕然としたが、胡漢民遂に福建に赴かず、十一月二十二日十九路軍の戒嚴令下の福州に、中華共和國人民革命政府が成立し、次の如く要職に夫々任命を見た。

人民革命政府主席 李 濟 人民革命軍總司令 蔡 廷 楷

財政部長 (未 定) 外交部長 陳 友 仁

軍事委員長 李 濟 經濟委員長 蔣 光 鼐

文化委員長	陳銘樞
政府委員	李濟 陳銘樞 蔣光鼐
	蔡廷楷 徐謙 黃祺翔
	李升達 何公敢 戴戟
余心清	

右に對し國民政府は二十七日直ちに福建政府討伐令を發すると共に、西南派説得のため張繼を香港に派遣して胡漢民と會見せしめたが、胡漢民南京との妥協を拒絶して空しく引下るの餘儀なきに至つた。張繼は李宗仁説得のため廣東より廣西に向つた。しかし福建政府は福建を四省に分割して統治形態を改め、毫も妥協の色がないので、中央政治會議は陳銘樞、李濟、蔡廷楷を反逆罪と決し強壓せんとしたが、十二月十七日胡漢民は蔣介石の獨裁絶對反對の時局宣言を發表したため、福建政府は益益勢ひを得て解消しさうもない。

茲に於てか國民政府は斷乎武力潰滅の舉に出る決意をなし、海軍部長陳紹寬は二十一日福建出動のため各艦隊に動員令を下し、二十二日より海軍の出動、空軍の福州空爆開始で火蓋は切つて落された。右福建空爆に對しては上海領事團も中央軍へ警告を發したし、西南派も空爆中止の勸告を通電した。

た。

「備考」 此年四月五日、中央政治會議に於て廢兩改元を公布して上海取引市場大混亂を來す。四月梁士詒(六四)、七月汪榮寶(五七)、九月陳炯明(五九)、十二月達頓喇嘛(六〇)、山本權兵衛伯(八一)逝去す。

昭和九年 (本年度の概況は特に日誌體として列挙する)

「一月」 二日、胡漢民戦争中止を全國に警告。伍朝樞死去(四九) 八日。張學良八ヶ月ぶりにて歐洲より歸國。十一日、福建政府福州撤退漳州へ、十九路軍も總退却。十二日、國民政府福建主席に陳儀を任命。二十一日、中央軍漳州占領。

「二月」 一日、張學良河南、湖北、安徽三省剿匪副司令に任命さる。十三日、元駐日代理公使莊璣珂天津日本租界の自邸に於て射殺さる。十九日、共產軍武寧を陥れ九江に迫る。二十日瑞昌陥る、我が長江警備艦「保津」九江へ急行。二十六日北支將領黨部代表紀念週に於て「總理制を復活し蔣介石を二代總理に推戴」の件を建議す。

「三月」 一日、國民政府憲法草案を發表す。滿洲國皇帝登極の御儀新京に舉行、康德元年と改元。二十七日反日再燃、南京夫子廟に於て日貨焼却さる。三十日顏惠慶歐洲より上海着「國際聯盟頼むに足らず、日支間にて問題を解決せよ」と演説す。

文化委員長 陳銘樞
政府委員 李濟 陳銘樞 蔣光鼐
蔡廷楷 徐謙 黃祺翔
李升達 何公敢 戴戟
余心清

右に對し國民政府は二十七日直ちに福建政府討伐令を發すると共に、西南派説得のため張繼を香港に派遣して胡漢民と會見せしめたが、胡漢民南京との妥協を拒絶して空しく引下るの餘儀なきに至つた。張繼は李宗仁説得のため廣東より廣西に向つた。しかし福建政府は福建を四省に分割して統治形態を改め、毫も妥協の色がないので、中央政治會議は陳銘樞、李濟琛、蔡廷楷を反逆罪と決し強壓せんとしたが、十二月十七日胡漢民は蔣介石の獨裁絶對反對の時局宣言を發表したため、福建政府は益益勢ひを得て解消しさうもない。

茲に於てか國民政府は斷乎武力潰滅の舉に出る決意をなし、海軍部長陳紹寬は二十一日福建出動のため各艦隊に動員令を下し、二十二日より海軍の出動、空軍の福州空爆開始で火蓋は切つて落された。右福建空爆に對しては上海領事團も中央軍へ警告を發したし、西南派も空爆中止の勸告を通電した。

た。

「備考」 此年四月五日、中央政治會議に於て廢兩改元を公布して上海取引市場大混亂を來す。四月梁士詒(六四)、七月汪榮寶(五七)、九月陳炯明(五九)、十二月達頓喇嘛(六〇)、山本權兵衛伯(八一)逝去す。

昭和九年 (本年度の概況は特に日誌體として列挙する)

「二月」 二日、胡漢民戰爭中止を全國に警告。伍朝樞死去(四九) 八日。張學良八ヶ月ぶりにて歐洲より歸國。十一日、福建政府福州撤退漳州へ、十九路軍も總退却。十二日、國民政府福建主席に陳儀を任命。二十一日、中央軍漳州占領。

「二月」 一日、張學良河南、湖北、安徽三省剿匪副司令に任命さる。十三日、元駐日代理公使莊璠珂天津日本租界の自邸に於て射殺さる。十九日、共產軍武寧を陥れ九江に迫る。二十日瑞昌陥る、我が長江警備艦「保津」九江へ急行。二十六日北支將領黨部代表紀念週に於て「總理制を復活し蔣介石を二代總理に推戴」の件を建議す。

「三月」 一日、國民政府憲法草案を發表す。滿洲國皇帝登極の御儀新京に舉行、康德元年と改元。二十七日反日再燃、南京夫子廟に於て日貨燒却さる。三十日顏惠慶歐洲より上海着「國際聯盟頼むに足らず、日支間にて問題を解決せよ」と演説す。

「四月」三日、英國兵、ビルマ土人兵雲南に侵入。

「五月」八日、立法院委員蔣淑宇、對日硬論を主張して南昌行營參議を罷免さる。二十一日サルツアドル共和國滿洲國を正式承認し、支那慌て、國際聯盟へ泣訴。三十一日、中國銀公司發起人會上海にて設立案承認。

「六月」一日、中國銀公司創立總會にて宋子文總裁に推さる。二十八日、滿支間通車協定公表。七月一日より奉天、北京間開通の旨告示さる。

「七月」一日、滿支直通第一列車塘沽附近にて爆破され、乗客四名即死。三日齋藤内閣總辭職。八日岡田啓介内閣成立。

「八月」一日、福建の共產軍水口を占領、福州上流十二哩に迫り、總領事館居留民保護を協議した結果軍艦「球磨」福州着。五日、中央軍出動形勢緩和す。七日福州又不穩、十日中央軍と交戦。二十一日、支那本年の旱魃損害十億元突破を發表。二十六日、黃郛莫干山より、何應欽北平より、其他張學良等要人も續々廬山に集まる。

「九月」一日、福建共產軍浙江省慶元占領。九日、國民政府爲替管理令發布。十一日、一月以降支那の銀流出一億五千萬元突破。十四日、元兩湖巡閱使王占元（七四）死去。二十五日、胡漢民以下西

南派二十九名連名にて再び反中央通電を發す。

「十月」六日、北平政務整理委員會一年振りで開會。二十三日、江西の共產軍退却開始、廣東省に侵入。二十四日、蔣介石北平着、西南派に對抗するため北支將領と會見し、戰區整理委員會を設置す。

「十一月」三日、北平滯在中の蔣介石は内蒙懷柔のため張家口へ赴き、六日更に歸化城へ向つたが途中列車に爆彈を投ぜられ六名死傷、蔣介石は無事。十日、赤都瑞金中央軍に占領さる。十六日、福建省歸化も中央軍の手に歸す。二十五日汪蔣連名を以て五大政綱を聲明す。

「十二月」八日、共產軍湖南省慈利を占領したために常德混亂。十日、五中全會開催につき孫科西南派六名と共に之に出席のため南京に乗込む。十二日、高木中日實業副總裁、朱家驊交通部長との間に交通部對日借款一千六百萬圓の整理案に假調印を行ふ。十九日、西南派領袖鄧澤如（六九）死去。上海その他に排日再燃。二十五日、行政院會議西康省を新設、省政府二十三省となる。三十一日、滿支通郵協定成る。

昭和十年 此年は汪兆銘行政院長一派の日支國交調整論に國民政府は追隨の餘儀なき有様であつたが、しかし之れに反對する勢力また相當強烈であつて、舊東北派、馮玉祥派並に親英米派と目さる

一派の策動及び共産軍の側面工作に、先づ北支那の一角に年初早々から問題が間絶するところない状態であつた。

素より共産軍の暗躍は中央軍の討共工作に拘らず終息すべくもなく、一月十三日には主力四千の共産軍が一舉にして重慶に迫り、四川省を其地盤に確保する態勢を示した。斯くて四川に根を張つた共産軍は四月三日に四川を席捲して貴陽に迫つて中央軍の出動を見るに至つたが、なほ屈するところなく十六日成都に迫り、却つて四川省第二十九軍に兵變を起し、二十日には共産軍主力雲南に入り、朱德が「雲南民衆に告ぐる書」を發表して昆明頗る動搖し、六月初旬遂に西康省城を陥れ大に氣勢を揚げた。續いて中央軍は共産軍の赴くところに出動して逐次之を撃退し、蒋介石また自ら重慶、成都、貴陽、昆明と飛行機を飛ばせて大童の督戦ぶりである。

共産軍の剿討もさることながら、より以上に國民政府を悩ましたものは對日情勢の悪化に對する施策の至難であつたことである。何分一月二十二日宋哲元軍は停戦協定を無視して熱河侵入の暴舉を敢てし、ために我軍との衝突を惹起するに至つたので、何應欽は頗る狼狽して我方に陳謝するやら、宋哲元軍に撤退を命ずるやら百方手を盡し、二月初旬大灘に日支軍事會議を開いて兎も角も協定調印とまで取り運んだが、事態の悪化を慮つて蒋介石は十七日中央通信を以て「日支經濟提携論」を公けに

し全支の新聞に之を掲載せしめ、汪兆銘また二十日の中央政治會議に於て日支提携を力説し、國民政府の名に於て排日言論掲載禁止方を全國新聞に嚴命を下すやら之に對してはさらに蒋介石が前線から打電して、汪の中央政治會議に於ける親日演説を支持するやら、三月十五日には教育部から排日教科書の禁止を發令するなど、對日關係の調整に苦心の態であつた。

然れども事態は決して好轉するに至らず、特に北支那方面は日に悪化の一路を辿るばかりであつた。即ち五月二日天津日本租界に於て豫て親日的立場にあつた天津國權社長胡恩澤及び振報社長白逾桓の兩新聞社長が暴漢に射殺された事件が起り（記事參照）北支に於ける日支の關係は將に噴火口上の危機を思はしむるものがあつたのである。故に支那側に於ても我方の嚴重なる抗議もあり旁々、天津に在つた河北省政府及び第五十一軍を保定に移轉し、停戦協定無視の干學忠を邊防司令に轉職（六月八日）せしめ、新たに商震を天津警備司令に任じて我方との接觸に當らしむることとし、又國民政府も十一日敦陸邦令を發布して排日の銳鋒を抑へんと試み、何應欽も南下して汪兆銘と協議した結果、此際北支の陣容を一新することに決したらしく、十九日熱河事件の責任者宋哲元の察哈爾省主席を罷免して秦德純を臨時主席に、天津市長に程克、河北省主席に商震を任命し、越境の宋哲元軍は撤退せしめ、三十日宋哲元は我方に正式陳謝して一應當面の處置を講ずるの策に出たものである。

七月十三日には何應欽の北平軍事分會長辭任を發表し、北支は北支人にとのモットーを實踐せんとしたが、幾何もなくして、八月四日所謂滦州事件勃發（同驛にて保安警察第三總隊長劉佐周射殺され補助憲兵北邨宗之助重傷、犯人三名直ちに逮捕された事件）し、我方の憤激を買ひ、八日商震は梅津司令官を訪問して遺憾の意を表した。是等の問題に作用されて、八月二十八日平津衛戍總司令に宋哲元が復職することとなり、秦德純が察哈爾省主席兼民政廳長に任ぜられた。商震は九月十六日保定に於て河北全省保安總司令に就任したが、此頃より北支那一帯に自治運動が盛んに起り（記事參照）商震は戒嚴令を布いて之が取締りに當つたが、大勢如何ともする能はず、十一月十五日殷汝耕は北支の自治を要求し、停戰區域内の財政獨立を宣言したが、廿四日遂に戰區の自治を宣言して冀東防共自治委員會を組織した。之れに呼應して内蒙の德王は三十三旗盟の代表に宛て、蒙古獨立の機を飛ばしてセンセーションを捲起したが、殷汝耕は十二月二十五日前記委員會を「冀東防共自治政府」と改稱して宣言を發表、南京政府とは別個の獨立政權を樹立するに至つたものである。此間、北平市長に秦德純、察哈爾省主席に蕭振瀛、北寧鐵路局長に陳覺生が就任した。

一方南京政府は北支問題に禍されて、日本との國交調整を形式的に取運んでは居たが、同時に中央政府の財政的基礎の改組に關して着々準備を進め四月一日、多年中國銀行總經理たりし張公權を辭

職せしめて中央銀行副總裁に轉じ、中國銀行は中央銀行總裁たる宋子文を董事長に、宋漢章を總經理に任じ、次いで二十七日銀の事實上の輸出禁止を行ひ、英國のリース・ロスを顧問として幣制の改革方を密かに調査中のところ、十一月三日突如として銀の國有斷行の布告を發し、茲に劃世的な幣制の改革を實行したものである。

是より先き二月二十六日蔣介石は武昌行營の陣容を新たにし、行營主任張學良、秘書長楊永泰、參謀長錢大鈞を任命し、自ら前線に馳驅して共產軍討伐に當つてゐたが、北支問題其他を原因に汪兆銘辭意を表明したので、八月中旬半年ぶりにて南京に歸着し、汪の辭表撤回を説き結局二十二日汪の正式復職を見て翌二十三日直ちに成都に飛ぶといふ風に、全く席の温まる隙もない奮闘ぶりであつた。而して十月一日には蔣介石自ら西北剿匪總司令に任じ、張學良を同副司令として西安に常駐せしむることゝしたが、此月十八日蔣は抗州を中心とする國民政府最初の大演習を行ひ、自ら總軍を指揮して軍紀の振肅を期したのであつた。

併しながら北支問題をめぐつて汪兆銘の政策に反對の一部は依然策動を熄むことがなかつた。即ち十一月一日六中全會開會式に當つて、式場に一名の壯漢闖入し拳銃を亂射して汪兆銘に重傷を負はする事件が起つた。犯人孫鳳鳴（二九）は翌日死亡した。（孔祥熙行政院長代理となる）此事件に關聯し

て十二月一日の一中全會に對し臥床中の汪兆銘は辭表を提出し、結局六日行政院長に蔣介石、考試院長に鄒魯固辭して戴天仇、外交部長に張群が決定した。その際汪兆銘に殉じて外交次長唐有壬、交通部長顧孟餘が相前後して辭表を提出受理されたが、唐有壬は十二月二十五日上海に於て兇漢に狙撃され絶命した。

「備考」三月十二日孫文十年忌、支那全國到る處に紀念祭舉行さる。三月十一日、滿洲國蘇聯邦間に北滿鐵道讓渡協定調印さる。五月十七日有吉明公使初代大使に昇格。列國公使も逐次昇格。駐日支那大使蔣作賓も二十日參内信任狀捧呈。

昭和十一年

北支の情勢依然たり。一月二日、太沽の邦商宋哲元軍に掠奪され國旗凌辱事件を起し、三日、北戴河北方にて北寧列車匪賊に襲はれ、五日、北平朝陽門に於て我將校數名馮治安軍第三十七師に射撃さるゝ事件等頻々として起り、又連日の各地學生デモに次いで十三日廣東に於ては四千金の中山大學生と保安隊とが衝突して遂に流血の慘事を見るに至り、中山大學長鄒魯等六名の教職員はために引責辭職した。

依て日支兩國政府は清勢の轉換を圖らんがために國交調整會議を開くこととなり、二月七日駐支大使に任命された有田八郎は赴任後直ちに張群外交部長との交渉を始めることとなつたが、偶々二・二

六事件の結果岡田内閣總辭職、三月八日廣田弘毅内閣を組織するに及んで、有田大使を外相に迎へることに内定したので、歸朝を控へて有田大使は三月十六日より四日間連續して張群との會談を試み、十九日共同コミュニケを發表し、二十日蔣介石とも會見して四月二日歸朝即日外相に就任した。代つて五月十五日川越茂後任駐支大使に拔擢されて赴任したが、日支國交調整は支那内政の紛糾に禍されて何等見るべき好果を得るに至らなかつた。

國民政府は内政統一の實を擧げんには西南派との合作に如かず、西南派との合作には胡漢民の南京入りを必要とするので、かねて胡漢民出迎のために居正、葉楚傖の兩名を香港に特派してあつたが、胡漢民病臥の故を以て北上遷延となつたため、右兩名は一月二十七日空しく上海に歸着した。一方汪兆銘も北方政府問題に挫折し、更に兇漢に襲はれて負傷して行政院長を辭任してゐたが、二月十九日會仲鳴を同伴して獨逸へ外遊して終つたので、國民政府は愈々蔣介石獨裁の色彩濃厚となつて來た。

そこで西南派は之れに慊らず思つてゐた折柄、五月十二日胡漢民が病死したので反中央氣勢漸やく表面化するに至り、六月二日廣東の陳濟棠邸に首腦部會議を開き、反蔣政府を樹立することに決定すると同時に、軍を湖南に進出せしめ、次いで五日西南政務委員會に於て抗日救國軍を組織する旨を決定した。

西南派は名を抗日に藉りて反蔣運動を煽り立て、やらうとの二枚建作戦をとつたのである。依つて十日蔣介石は陳濟棠に宛て「軍事行動を停止せざれば叛軍と見做して討伐すべし」との強硬通電を發すると共に、在獨中の汪兆銘に至急歸國方を要請して再び蔣汪合作の姿勢を示し、西南派の緩和を早めやうとした。しかし蔣介石の此手には乗らず、陳濟棠、李宗仁の兩名は却つて中央軍の即時撤退を要求する逆捻的回答を寄せ、廣東に排日反蔣デモを捲き起し、上海、南京、漢口及び北支方面へも之れを猖獗せしむるの策に出た。

然れども國民政府も亦敗けては居ない。七月八日南京に二中全會を開催することとし、西南派の出席を要求した所、陳濟棠は廣東第一軍團長余漢謀を代表として南京に派遣して來た。奇貨措くべしとなし蔣介石は余漢謀を買収して、西南派彈壓の策を施したので廣東側に大動搖を來し、十一日西南將領會議に於て陳濟棠は下野の意を示さざるを得ないこととなり、席上第三軍長李楊敬は、中央内通の嫌疑を以て監禁さるゝの椿事まで出來した。茲に於て國民政府は十三日陳濟棠を罷免して余漢謀を其後任に任命し、一方中央軍は十五日廣東省境を突破して前進を開始した。之れに呼應して十六日余漢謀麾下の莫希德軍が廣東軍を驅逐して韶關を占領し、余漢謀また陳濟棠に對し廣東退去方の最後通告を發した。大勢既に非と見た陳濟棠は平和裡に廣東を引渡して十九日香港に避難し、二十日余漢謀は

堂々と廣東に入城したものである。

然るに李宗仁、白崇禧の廣西軍は中央拒否の強硬態度をゆるめず、一戦を交へんことを求めたので蔣介石は中央軍二十萬に對して廣西進撃を下命し、自らも八月十一日宋美齡を携へて廣東へ乗込んで軍事會議を開き、その結果李、白に最後通牒を送ることとなつた。ところが九月六日に至つて中央と廣西との妥協が呆氣なく成立し、國民政府の名に於て、李宗仁は廣西綏靖主任に、白崇禧は軍事委員會常務委員に、黃紹雄は浙江省主席に任命され、黃旭初は廣西省主席に就任して、茲に西南問題は全面的に一應の鼻が付き、九月二十六日何應欽が軍事委員會委員長兼廣州行營主任として西南探題の役についた。

是れより先き當時北支の問題は冀東貿易の問題を中心として混亂を極め、五月二十日中央政治會議は「密輸懲治暫行條令」を決定して取締に大童となり（記事參照）之れに關聯して共產軍の蠢動も山西、河北、陝西方面に於て活潑の徴があつた。依つて蔣介石は屢々北方に出張し西安に軍事會議を開いて石友三を冀北邊區保安司令に任じて之れに備へ、また十一月綏東事件の突發により（記事參照）内蒙に軍事行動を起して、事態重大化の虞あるに至つた。此間十二月二十五日蔣介石股肱の一人湖北省主席楊永泰が漢口に於て支那將校に射殺さるゝ事件が起つたり、十一月二日殷祺瑞（七三）十二月三

日黃郛(五四)が共に上海に於て死去し、人的關係に於て知日派に寂寥の感を抱かしむるものがあつたが、一方共產系の跳梁益々激しく、十二月十二日軍事會議のため西安滯在中の蔣介石が華清池温泉に於て張學良軍に襲はれ、西安に監禁された所謂西安事件(記事参照)の突發にまで發展し、結局蔣介石が共產黨に對する心理的變革を抱懐するの已むなきにまで立ち至ることとなつたのである。

殊に西安事件以前、十一月二十五日綏東事件に於て百靈廟を支那軍が奪還したといふ報道は支那紙に誇大に掲げられ、之れが對日感情に大きな影響を與へたことは否み難く、既に日支紛争が支那事變にまで發展すべき素因は、此頃より育くまれつゝあつたものと見る事が出来る。

「備考」一月二十一日、駐日支那大使は許世英と決定。二月十二日、中央政治會議に於て復興公債三億四千萬元、鐵道建設公債一億二千萬元發行を可決。二月十七日、蔣介石はベルギー築城大家サビツスキ將軍を聘して要塞築造を策す。二月二十六日、早晚帝都に於て所謂二・二六事件起る。三月二十八日、程克(五九)死去。五月五日憲法草案正式に宣布さる。十月二十五日胡漢民國葬廣東郊外龍眼溝に於て執行。

昭和十二年 舊臘二十五日西安から釋放された蔣介石は一旦洛陽に引揚げ、翌二十六日飛行機にて南京に入り、民衆の大歡迎を受けて國府入りをしたが、一月二日、宋美齡を携へて郷里奉化の私宅へ歸つて暫らく靜養することとなつた。西安に於ける蔣介石釋放の交換條件は何であつたか、ともか

くも遽かに左派の擡頭を思はしむる形勢が感得され、九日西安に於て大々的な反中央、抗日のデモンストレーションが舉行せられ、之れに参加した民衆無慮十五萬人と稱せられた。

外遊中の汪兆銘は國民政府の招電に應じて一月十四日獨逸汽船ボツダム號に便乗して上海に歸着、二月二十七日には張群辭任して王寵惠新たに外交部長に任命され、三月五日英國皇帝戴冠式支那代表として孔祥熙(正使)陳紹寬、郭泰祺(副使)の任命あるや、王寵惠が孔の留守中行政院長を代理することになつた。

六月二十八日北平南京間の長距離電話初めて開通せられ、國民政府の政治、外交諸機關また夏季中廬山に移轉することに決定し、七月一日その移轉を全部完了した。此間、日本に於ても一月廣田内閣瓦解し、宇垣一成大將に後繼内閣組織の大命降下したが遂に組閣流産に終り、二月二日林銑十郎内閣成立した。併し林内閣また議會と協調出來ず解散を斷行してまで争つたが、總選舉の結果面白からずして五月三十日挂冠、六月四日近衛文麿公の第一次内閣が成立した。

七月七日俄然蘆溝橋事件(記事参照)の突發となり、茲に近世日支關係史上最も遺憾とする不祥事の發端が劃せられたのである。爾來事變は我方の不擴大方針に拘らず、支那側の計畫的抗日戦が長期戦的性格を發揮して終止するところなきに至つたが、七月二十九日には所謂通州事件(記事参照)の勃

發となり、更に八月十三日事變は上海に波及して遂に全面的な事變となつてしまつた。即ち八月十四日支那機の上海陸戦隊本部及び我總領事館爆撃に對して、十五日我が海軍機が初めて波洋爆撃を敢行して南京、南昌を空襲し、九月五日には帝國海軍、支那船の全支航行遮斷を宣言し、十五日寺内壽一大將北支方面陸軍最高指揮官に、松井石根大將上海方面最高指揮官に補せられた。

斯くして戦局は本格的に進行し、十一月二十日國民政府は重慶遷都の旨を公表して、奥地避難の構へに取りかゝつたが、我軍は十一月五日抗州灣を奇襲、敵前上陸に成功して以來堂々進軍を續け、十二月十三日敵都南京城が陥落した。しかし蔣介石は首都陥落をも顧ず、政府機關と共に漢口に落ち延び、行政機關は重慶、漢口、長沙に分散してなほも抗戰を宣言するといふ醜態ぶりである。而かも蔣介石は事變の解決を英米に依存し、國際聯盟に援助を求めんと、問題を聯盟に泣訴したが、日本は聯盟の容喙を拒絶して取合はないし、また支那に於ては我が軍占領地區内に早くも新秩序の建設運動澎湃として起り、九月四日張家口に察南自治政府、十月十五日大同に晋北自治政府、二十七日厚和（舊稱綏遠）に蒙古聯盟自治政府、十一月二十七日彰德に河南省自治政府、十二月五日上海浦東に上海大道市政府、十四日北平を北京と改稱して中華民國臨時政府がそれ／＼樹立された。

抗日支那は蔣介石によつて飽まで長期抗戰を叫び、新秩序支那は我軍占領地區内の治安維持から、

と身を以て立ち上るもの多く、こゝに支那は抗日と和平との二つの分野に於て、時局に惱む宿命を植え付けられたのである。

昭和十三年 一月一日北京の中華民國臨時政府は政府組織大綱を公布實施し、王克敏を首腦として陣容を整へ、三十日通州の冀東防共自治政府は臨時政府に合流するに決し、兩政府代表者間に調印を了した。二月二十三日松井大將歸還を命ぜられ、畑俊六大將上海方面最高指揮官に親補せらる。三月二十八日南京に中華民國維新政府成立し梁鴻志行政院長となる。四月三十日長谷川清大將に代つて及川古志郎中將支那方面艦隊司令長官に親補せらる。

戦局は南北に進み、南に於ては五月十日我が海軍厦門に敵前上陸、翌十一日完全に之を占領し、北に於ては徐州總攻撃を開始して十九日完全に之を攻略した。更に十月十二日バイアス灣敵前上陸により廣東攻略戦開始せられ、二十一日午後三時半早くも快速部隊は廣州市に入城し、之と呼應して武漢攻略の積極軍事行動は二十五日午後四時半漢口の一角を占領し、二十六日に武昌、二十七日午後五時半完全に武漢三鎮を占領したのである。

是より先き、蔣介石は國民政府を改組して行政院長の職を退き、軍事に専念することゝなつたが、我軍の勇猛なる急襲に堪へられず、戦へば必ず敗れて後退に後退を續け、終に廣東を失ひ武漢を陥れ